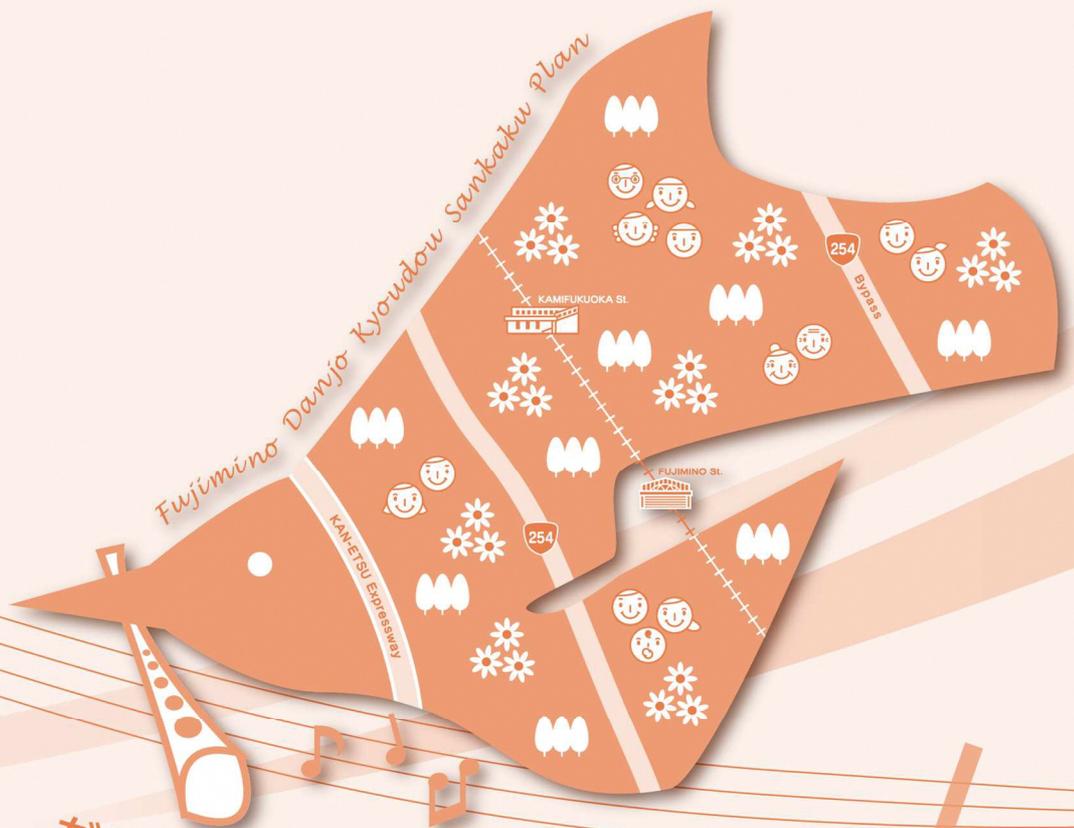


令和6年3月

ふじみ野市 第2次男女共同参画基本計画

改訂版

2018 ~ 2030



だれもが自分らしく活躍するまち ふじみ野

 ふじみ野市



「だれもが自分らしく活躍するまち、 ふじみ野」の実現を目指して



ふじみ野市では、だれもが性別に関係なく、自分らしい生き方を選び、その選択が認められ参画できる社会の実現を目指し、平成27年に「ふじみ野市男女共同参画推進条例」を制定しました。この条例に基づき、平成30年度から令和12年度までを計画期間とする「ふじみ野市第2次男女共同参画基本計画」を策定し、多様性の尊重として性的マイノリティへの理解・促進と支援、男女共同参画の視点に立った防災対策の推進など、男女共同参画社会の実現に向けた施策を展開してきました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、配偶者等からの暴力や性被害・性暴力などが増加・深刻化し、さらに経済・雇用状況の悪化から就労の場を失い、困窮状態に陥った多くの方が非正規雇用者の女性であるなど、様々な課題が生じました。

また、令和4年に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が公布されたことにより、困難女性支援基本計画の策定も必要となりました。

こうした社会情勢や新たな法整備を踏まえて、現行の「ふじみ野市第2次男女共同参画基本計画」の計画期間の中間年度である令和5年度に「困難女性支援基本計画」を内包した男女共同参画推進のための総合計画とすべく見直しを行いました。

男女共同参画社会の実現のためには、性別、年齢、国籍、障がい等の有無など、あらゆる「違い」を認める多様性が確保されるような視点と人権尊重の醸成が強く求められます。

今後においても、本計画が目指す「だれもが自分らしく活躍するまち ふじみ野」の実現に向けて取り組んでいきます。

結びに、計画の策定に当たりまして、幅広い観点からご審議いただきましたふじみ野市男女共同参画推進審議会の委員の皆様をはじめ、「ふじみ野市男女共同参画に関する市民意識調査」にご協力いただきました市民の皆様方に心からお礼申し上げます。

令和6年3月

ふじみ野市長 高畑 博

目 次

| | | |
|-----|-----------------------------------|-----|
| 第1章 | 計画の見直しにあたって | 1 |
| 1 | 計画見直しの趣旨 | 1 |
| 2 | 計画見直しの背景 | 1 |
| 3 | ふじみ野市のこれまでの取組 | 6 |
| 4 | 計画進捗状況の評価 | 7 |
| 5 | ふじみ野市の現状 | 18 |
| 第2章 | 計画の基本的な考え方 | 29 |
| 1 | 計画の目的 | 29 |
| 2 | 計画の位置づけ | 29 |
| 3 | 計画の性格 | 30 |
| 4 | 計画の期間 | 31 |
| 5 | 計画の推進 | 31 |
| 第3章 | 施策の展開 | 33 |
| 1 | 計画の基本理念 | 33 |
| 2 | 計画見直しの視点 | 34 |
| 3 | 基本目標 | 36 |
| 4 | SDGs（持続可能な開発目標）との関係 | 38 |
| 5 | 取組の柱とイメージ | 39 |
| 6 | 計画の体系 | 40 |
| 7 | 今後の取組をより良い方向にするための「評価」のあり方 | 42 |
| 8 | 具体的な施策 | 45 |
| | 基本目標1 男女共同参画の意識づくり | 45 |
| | 基本目標2 男女がともに活躍できる環境づくり【女性活躍推進計画】 | 55 |
| | 基本目標3 あらゆる形態の暴力の根絶【DV防止基本計画】 | 64 |
| | 基本目標4 困難な問題を抱える女性への支援【困難女性支援基本計画】 | 70 |
| | 基本目標5 社会参画の促進 | 74 |
| | 基本目標6 生涯にわたる健康支援 | 79 |
| | 基本目標7 生活福祉の向上 | 84 |
| 資料編 | | 93 |
| 1 | 関係法令 | 93 |
| 2 | 計画策定の経過 | 121 |
| 3 | 審議会委員名簿 | 121 |
| 4 | 諮問・答申 | 122 |
| 5 | 市民意識調査実施概要 | 124 |
| 6 | 男女共同参画社会実現に向けた動き | 125 |
| 7 | 用語解説 | 130 |

1 計画見直しの趣旨

ふじみ野市では旧上福岡市と旧大井町との合併後の平成19年度に「ふじみ野市男女共同参画基本計画」を策定し、平成24年の見直しを経て、男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進してきました。また、平成27年10月には「ふじみ野市男女共同参画推進条例」が施行され、性別にとらわれることなく、互いに尊重し合い、誰もが自分らしく能力が発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて推進してきました。

また、平成30年度から令和12年度までを計画期間とする「ふじみ野市第2次男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

この度、「ふじみ野市第2次男女共同参画基本計画」の計画期間が中間年度を迎えたことから、国や県、ふじみ野市の動向などを踏まえ、見直しを行いました。

2 計画見直しの背景

(1) 社会情勢の状況

① 人口構造の変化と女性の就労を取り巻く状況

わが国の高齢者人口は近年一貫して増加を続けており、令和2年の国勢調査では高齢化率は28.6%となっています。また、令和7年にはいわゆる団塊世代が75歳以上となり、国民の4人に1人が後期高齢者という超高齢社会を迎えることが見込まれます。一方で、全国的に生産年齢人口は減少していくことが見込まれており、これを背景に、経済・地域・社会の担い手が不足することが懸念されています。

就労についてみると、年々、M字カーブ*については全国的に解消傾向にあります。女性の就業形態をみると非正規雇用が多く、また、就労をしたくてもできない女性も増えており、女性の貧困などの課題も浮き彫りとなってきています。

② 新型コロナウイルス感染症拡大の影響

令和2年の新型コロナウイルス感染症の影響により、家事や育児、介護等の家庭責任が女性に集中したことや、女性が非正規雇用や職を失うことが多くなったこと、外出自粛等に伴い在宅時間が増えたことにより、DVや性被害・性暴力などが増加したことなど、様々な課題が顕著化しました。

また、経済・雇用状況の悪化、不安や悩みを抱える人の増加などを背景に、女性の自殺者数が増加しています。

一方で、感染拡大を契機にテレワーク*やオンラインの活用が進み、ワーク・ライフ・バランス*の推進や生産性の向上につながるものと期待されています。

③ ジェンダーの視点にたった政策立案

国際社会において、平成27年の「国連持続可能な開発サミット」で、持続可能な開発目標SDGsを含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。

SDGsでは、2030年を達成期限としており、17の目標と169のターゲットが設定され、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、国際社会が一致して幅広い課題に取り組むものとしています。この中で、「ジェンダー平等とすべての女性・女児のエンパワーメント」は目標5に掲げられるとともに、すべての目標とターゲットの進展に極めて重要な貢献をするものとされており、ジェンダー平等及びジェンダー*の視点をあらゆる施策に反映していくことが重要とされています。

*M字カーブ

日本の15歳以上の女性の労働力人口比率を年齢階級別にグラフ化すると、30代が谷となり、20代後半と40代が山となるアルファベットのMのような形の曲線になります。これをM字カーブ（M字型曲線）といいます。結婚、出産を機に退職し、子育てが一段落すると再就職するというライフスタイルをとる女性が多いと、グラフはこの形となります。国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられません。

*テレワーク

情報通信技術（ICT）を活用した時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方をいいます。Tel（離れて）とWork（仕事）を組み合わせた造語であり、本拠地のオフィスから離れた場所で、ICTを使って仕事をすることを意味します。

*ワーク・ライフ・バランス

一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態をいいます。ワーク・ライフ・バランスの実現は、就労の場をはじめ様々な場で性別にかかわらず個人の能力を発揮できる社会を実現する上で非常に重要な課題となっています。

*ジェンダー

生物学的な性別であるセックス（sex）とは区別して使われる社会的、文化的に形成された「男性像」「女性像」をいいます。

(2) 国の動き

平成22年12月に策定された第3次男女共同参画基本計画では、「女性の活躍による経済社会の活性化」、「様々な困難な状況に置かれている人々への対応」、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」等の視点が強調され、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）*を始めとする様々な取組が進められました。

平成27年8月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）*」が制定され、国・地方公共団体、従業員301人以上の企業の事業主に女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定が義務付けられました。

その後、平成27年12月に「第4次男女共同参画基本計画」が策定され、「あらゆる分野における女性の活躍」、「安全・安心な暮らしの実現」、「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」、「推進体制の整備・強化」の4つの視点が強調され、男女共同参画社会の実現に向けた取組が進められてきました。

令和2年には「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」が策定され、施策の総合的・計画的な推進が図られています。

「第5次男女共同参画基本計画」における目指すべき社会として以下の4つが示され、その実現を通じて、「男女共同参画社会基本法*」が目指す男女共同参画社会の形成の促進を図っていくとされています。

第5次男女共同参画基本計画の目指すべき社会

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

*ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するために必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます（男女共同参画社会基本法第2条第2号より）。男女間において形式的な機会の平等が確保されていても、社会的・経済的な格差が現実存在する場合には、実質的な機会の平等を担保するためにポジティブ・アクションの導入が必要となります。

*女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るためには、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要であることから平成28年に施行された法律。国・地方公共団体、従業員301人以上の大企業に女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定が義務付けられ、地方公共団体（都道府県、市町村）は、国の女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（閣議決定）等を勘案して、女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定することが努力義務とされています。

*男女共同参画社会基本法

平成11年6月に制定されました。男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義しています。

近年の法改正等の動向をみると、平成29年1月施行の「改正男女雇用機会均等法」により、妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置義務が位置付けられたほか、令和2年6月には「男女雇用機会均等法」の改正でセクシュアル・ハラスメント*等の防止対策の強化が、「労働施策総合推進法」の改正でパワー・ハラスメント*の防止措置が義務化されました。

令和3年6月には「育児・介護休業法」が改正され、出産・育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できるようにする観点から、男性の柔軟な育児休業の枠組みが創設されました。

令和元年6月には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律*」が改正され、DV被害者の保護が適切に行われるよう、連携・協力すべき関係機関として児童相談所が追加されました。また、令和5年5月の改正では、保護命令の対象に従来の身体的暴力に加え精神的暴力も対象となることや、電話等を禁止する等の保護命令制度が拡充されました。

令和4年5月には、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律*」が公布され、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法から脱却させたものとなっています。女性の意思が尊重されながら本人の「自己決定」及び「自己選択」ができるよう、多様な支援を包括的に提供する体制を整備し、先駆的な女性支援を実施する「民間団体との協働」といった視点を取り入れること等が明記されています。

*セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した性的な言動により、相手に不快感を与えることや、相手の生活環境を害する行為をいいます。また、そのような言動に不快感などを示した相手に対して、自分の地位や場を利用してさらに不利益を与える行為も含まれます。

*パワー・ハラスメント（パワハラ）

職権などのパワーを背景にして、本来の業務の範疇を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、就業者の働く関係を悪化させ、あるいは雇用不安を与えることをいいます。

*配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）

平成13（2001）年議員立法により制定。家庭内に潜在していた女性への暴力について、女性の人権擁護と男女平等の実現を図るため、夫やパートナーからの暴力の防止、及び被害者の保護救済を目的とした法律です。平成16（2004）年には、「配偶者からの暴力」の定義の拡大や都道府県に基本計画の策定の義務化、平成19（2007）年には、市町村基本計画の策定、配偶者暴力相談支援センター設置の努力義務化などの改正が行われました。

*困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和6年4月施行）に基づき、厚生労働大臣告示として制定。困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、基本理念、国及び地方公共団体の責務、基本方針及び都道府県基本計画等の策定、女性相談支援センターによる支援等の困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めています。

(3) 埼玉県の動き

埼玉県では、全国に先駆けて平成12年に埼玉県男女共同参画推進条例を制定し、条例に基づく初の基本計画として、平成14年に「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」が策定されました。

令和4年3月には、「第5次埼玉県男女共同参画基本計画」（計画期間：令和4年度～令和8年度）が策定され、社会情勢の変化に対応するため、今後の目指す姿と取り組むべき施策を明らかにしています。

また、令和4年3月には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき、DVに関する総合的な計画として、「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第5次）」が策定されました。

令和4年7月には、性的指向及び性自認の多様性を尊重した社会づくりに関する取組を推進し、全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とした「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」が制定され、さらに、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として、「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画」が策定されました。

令和5年10月には、「埼玉県困難な問題を抱える女性支援基本計画（計画期間：令和6年度～令和8年度）」策定のため、「埼玉県県民コメント制度」を用いて意見募集が行われました。

3 ふじみ野市のこれまでの取組

平成17年10月の合併後（旧上福岡市と旧大井町）、平成19年度にふじみ野市として初めて「ふじみ野市男女共同参画基本計画」（計画期間平成20年度から平成29年度までの10年間）を策定し、「だれもが自分らしく活躍するまち ふじみ野」を基本理念として6つの基本目標を掲げ、各施策を推進してきました。

計画の中間年度である平成24年度には、新たに「DV防止基本計画」を含めて計画の見直しを行いました。

平成26年4月には、「配偶者暴力相談支援センター」を開設し、DV相談体制の強化を図りました。

平成27年10月には、「ふじみ野市男女共同参画推進条例」が施行されました。

この条例は、市、市民、事業者の責務を定め、地域から男女共同参画社会の実現を推し進めるため積極的な役割を果たせるように、その法的な拠り所となるとともに、それぞれが進める主体的な取組を推進しているところです。また、条例の実効性を高めるために、救済機関として苦情処理委員を置くことで、市が実施する施策に対して、男女共同参画の推進に反すると思われることがあった場合には、第三者機関である苦情処理委員へ申し出ることが出来る体制となっております。

平成30年度には、「ふじみ野市男女共同参画基本計画」で掲げた基本理念を踏襲し、新たに「女性活躍推進計画」を含めた「ふじみ野市第2次男女共同参画基本計画」（計画期間：平成30年度～令和12年度）を策定しました。

令和元年度には、人事課による「ダイバーシティ*研修」を開催し、性的マイノリティに対する理解促進や、互いに尊重し合って働ける環境づくりの推進、市民対応における配慮を目的に取り組んでいるところです。

令和4年7月には、自分らしく活躍するまちを目指す施策のひとつとして、「パートナーシップ宣誓制度」を導入しました。

また、同年10月には「ふじみ野市各種様式等における性別記載ガイドライン」を作成し、性別情報が業務上必要な場合を除き、性別記載欄は設けないこととする、市としての考え方を示しました。

こうした状況を踏まえ、「ふじみ野市第2次男女共同参画基本計画」の中間年度である令和5年度に見直しを行い、さらに「困難女性支援基本計画」を含めることで、新たな課題に対応する計画とし、施策を展開していきます。

*ダイバーシティ

「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会といいます。

4 計画進捗状況の評価

「ふじみ野市第2次男女共同参画基本計画」では、①成果指標、②管理指標、③参考指標を定めており、これらの策定時に定めた数値目標の中間期間における達成状況は次の通りとなっています。

| 種類 | 性質 | 進捗管理方法 |
|-------|----------------------------------|-----------------------------|
| ①成果指標 | 目指すべき成果で、上位の目標達成度を表す指標 | 目標値を設定し、施策を推進する |
| ②管理指標 | 取組や事業の回数、人数など「量的」な実績の目標値 | 具体的な取組や事業の実施計画 |
| ③参考指標 | 取組を進めた結果として、市の動向やニーズを大まかに把握できる指標 | 推移を確認し、市の動向を把握するための参考データとする |

(1) 成果指標の達成状況

| 指標 | 策定時数値 (平成28年度) | 目標値 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---|----------------------------|------------------------|----------------------------|----------------------------|--------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 性的マイノリティ（LGBT等）という言葉を知っている」と答えた人の割合 | 39.3% (平成28年市民意識調査) | 70% (令和5年市民意識調査) | — | — | — | — | 72.3% (令和5年市民意識調査) |
| 男性職員の配偶者出産補助休暇の取得率 ※ふじみ野市特定事業主行動計画による | 41.17% [平均取得日数 2.6日] | 100% [平均取得日数 3日] | 94.11% [平均取得日数 2.3日] | 91.67% [平均取得日数 2.3日] | 87.50% [平均取得日数 2日] | 92.86% [平均取得日数 2.4日] | 88.24% [平均取得日数 2.3日] |
| 男性職員の育児休業取得率 ※ふじみ野市特定事業主行動計画による | 0% | 15%以上 | 0% | 0% | 25% | 21.4% | 5.9% |
| 市の審議会等委員に占める女性委員の割合 | 31.9% ※ | 40%以上 60%以下 | 33.4% ※ | 31.4% ※ | 34.9% ※ | 34.9% ※ | 33.6% ※ |
| 女性委員が一人もいない審議会等の数 | 8 ※ | 0 | 7 ※ | 7 ※ | 8 ※ | 8 ※ | 8 ※ |
| 男性、女性片側の性が30%を下回る審議会等の割合 | 45.7% ※ | 25% | 48% ※ | 56% ※ | 54.3% ※ | 54.3% ※ | 57.4% ※ |
| 市の管理職（副課長以上）に占める女性の割合 ※ふじみ野市特定事業主行動計画による | 21.4% | 25%以上 | 20.1% ※ | 20.6% ※ | 19.4% ※ | 19.4% ※ | 23.2% ※ |
| DVの被害経験が過去に「何度もあった」、「1、2度あった」とする人がどこかに相談をした割合 | 11.5% (平成28年市民意識調査) | 30%以上 (令和5年市民意識調査) | — | — | — | — | 16.0% (令和5年市民意識調査) |
| 市の防災会議における女性委員の割合 | 15.2% ※ | 30% ※ | 12.1% ※ | 18.7% ※ | 18.2% ※ | 13% ※ | 15.2% ※ |

※ 各年度4月1日時点での実績

* 特定事業主行動計画

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）より、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主（国や地方公共団体、301人以上の民間企業等）に義務付けられました。その中で、国や地方公共団体の機関については特定事業主として、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合などの数値を用いて達成しようとする目標と取組みの内容、実施時期を示し、計画を実行することとされています。

成果指標のうち、目標値を達成した指標は、『性的マイノリティ*（LGBT等）という言葉を知っている』と答えた人の割合』の1項目となっており、市民の「性的マイノリティ（LGBT等）」の認知度は高くなっていることがうかがえます。

その他の成果指標について、『男性職員の配偶者出産補助休暇の取得率』、『男性職員の育児休業取得率』は策定時に比べ、増加しています。

一方で、『女性委員が一人もいない審議会等の数』、『男性、女性片側の性が30%を下回る審議会等の割合』、『市の防災会議における女性委員の割合』では、目標を達成しておらず、今後改善を行っていくことが必要となっています。

(2) 管理指標の達成状況

| 指標 | 策定時数値 (平成28年度) | 目標値 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----------------------------|-------------------|----------------------------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 市民大学等における男女共同参画に関する学習機会等の回数 | 年2回 | 年3回以上 | 年2回 | 2回 | 3回 | 0回 | 3回 |
| 生活困窮者相談窓口での女性のための就労支援件数 | 28件 | 30件以上 | 33件 | 37件 | 54件 | 46件 | 33件 |
| 生活困窮者個別支援プラン作成割合 | 44% | 50% | 41% | 46% | 29% | 33.6% | 42.2% |
| セクシュアル・ハラスメント等職員研修会受講人数 | 56人 | 延べ360人 (平成30年度～令和5年度まで) | 57人 | 60人 | 39人 | 39人 | 34人 |
| 外国籍市民の生活相談延べ件数 | 260件 | 390件 | 378件 | 217件 | 293件 | 269件 | 377件 |
| こころの健康相談延べ件数 | 18件 | 30件 | 16件 | 18件 | 18件 | 11件 | 9件 |
| 就労準備支援事業利用者数 | 0人 | 8人 | 6人 | 4人 | 7人 | 7人 | 4人 |

管理指標のうち、目標値を達成した指標は、『市民大学等における男女共同参画に関する学習機会等の回数』、『生活困窮者相談窓口での女性のための就労支援件数』の2項目となっています。

その他の管理指標について、『外国籍市民の生活相談延べ件数』、『就労準備支援事業利用者数』は策定時に比べ、増加しています。

なお、『セクシュアル・ハラスメント等職員研修会受講人数』については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、研修受講者数が制限されたことにより目標値を達成できませんでした。

引き続き、様々な取組や事業、相談窓口の周知を図っていくことが必要となっています。

*性的マイノリティ

性のあり方が多数派(生まれた時に割り当てられた性別に違和感がない異性愛者)と異なる人たちをいいます。LGBTQとは、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、クエスチョニングやクィアの5つの頭文字からとった言葉で、性的マイノリティの人を表す総称の一つとしても使われています。ただし、LGBTQ以外にも多様な性のあり方があります。

(3) 参考指標の達成状況

| 指標 | 策定時数値 (平成28年度) | 目標 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---|---|--------|-------------|-------------|-------------|-------------|--|
| 「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識に「同感しない」と回答した人の割合 | 36.6% (平成28年 市民意識調査) | 増加 | — | — | — | — | 56.0% (令和5年 市民意識調査) |
| 市民団体に委託する男女共同参画啓発事業の実施回数 | 3回 | 効果的な実施 | 3回 | 4回 | 1回 | 1回 | 3回 |
| 待機児童数 (保育所) | 24人 ※ | 減少 | 5人 ※ | 2人 ※ | 5人 ※ | 1人 ※ | 3人 ※ |
| 放課後児童クラブの定員数 | 1,194人 ※ | 適切な運営 | 1,232人 ※ | 1,282人 ※ | 1,404人 ※ | 1,424人 ※ | 1,454人 ※ |
| 住民基本台帳事務等における支援措置件数 | 43件 | 適切な運用 | 64件 | 56件 | 73件 | 87件 | 90件 |
| DV被害者支援のための庁内連絡会議の実施回数 | 3回 | 適切な運営 | 1回 | 1回 | 0回 | 1回 | 1回 |
| 配偶者暴力相談支援センターの認知度（「内容を知っている」の割合） | 女性 6.9% 男性 5.9% (平成28年 市民意識調査) | 増加 | — | — | — | — | 女性 2.7% 男性 7.8% (令和5年 市民意識調査) |
| 配偶者暴力相談支援センターの自立支援件数 | — | 適切な運用 | 88人 | 73人 | 78人 | 90人 | 91人 |
| 女性防災リーダー数 | — | 増加 | 4人 | 4人 | 4人 | 5人 | 7人 |
| 妊娠届出時における相談件数 | 377件 | 増加 | 756件 | 850件 | 802件 | 721件 | 729件 |
| 国民健康保険加入者を対象とした特定健康診査受診率 | 46.3% | 増加 | 43.0% | 45.8% | 41.1% | 42.9% | 44.9% |
| 教育相談室等（さわやか相談員、スクールカウンセラー含む）における相談延べ人数 | 6,813人 | 適切な運営 | 6,440人 | 6,935人 | 6,097人 | 6,747人 | 8,719人 |
| 在宅高齢者の介護サービス事業者数 | 110事業所 | 増加 | 116事業所 | 118事業所 | 120事業所 | 125事業所 | 125事業所 |

※ 各年度4月1日時点での実績

参考指標のうち、『「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識に「同感しない」と回答した人の割合』については、策定時の数値より増加しており、市民の性別役割分担の意識が向上していることがうかがえます。

また、『妊娠届出時における相談件数』や『在宅高齢者の介護サービス事業者数』についても、策定時の数値よりも増加しています。

引き続き、それぞれの指標を管理していく中で、男女共同参画を促進していくことが必要です。

(4) 担当課による進捗状況評価の結果

基本目標1 男女共同参画の意識づくり

[主要課題1 男女共同参画意識の啓発]

| |
|--|
| ① 意識啓発活動の推進 |
| 市民が多く出入りする場所において、継続して男女共同参画週間にパネル展や図書展示を実施した。さらに、市民団体が実施する委託事業を通して市民一人ひとりが男女共同参画の意識が浸透するように努めた。 男女共同参画宣言都市の実現に向けた調査・研究については、近年の他市町の状況を鑑み、施策を廃止する。 今後もあらゆる機会を活用して意識の醸成に努めていく。 |
| ② 男女共同参画に関する情報の収集・提供 |
| 国や県が実施する講座やイベント情報を市ホームページに掲載するほか、市民団体が実施する男女共同参画のまちづくり委託事業やパネル展などについてもあらゆるツールを活用し、情報提供に努めた。男女共同参画基本計画の進行管理については、これまでの実施状況を踏まえ、次年度の計画において実行性のある施策に反映していく。 |

[主要課題2 家庭における男女共同参画の促進]

| |
|--|
| ① 家庭・事業所における男女共同参画の促進 |
| 男女共同参画情報誌「燦」を市報ふじみ野3月号に掲載し、多様な生き方や働き方を紹介することで、各家庭、事業所等に意識啓発・情報提供を行うことができた。 |
| ② 男性の家事・子育て・介護への参加促進 |
| 男性に特化した事業の展開は、各担当において苦慮している面があるが、親子での参加事業は男性の参加が多く、子育てへの参画が期待される。また、妊婦を対象とする事業においてはパートナーの参加率が高く、今後も男性の家事・子育て・介護への参画のきっかけとなる事業実施に努める。 |

[主要課題3 男女共同参画の視点に立った教育・学習活動の推進]

| |
|---|
| ① 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進 |
| 学校においては、児童生徒を教育する職員の男女共同参画の意識を浸透させることが重要であることから、今後も年間の研修計画等に基づき教員のスキルアップに努めていく。 |
| ② 家庭や社会における男女共同参画に関する教育・学習の推進 |
| 地域の教育力を活用した地域学校協働活動の取組を各学校で推進している。また、市民大学の事業においては、男女共同参画の学習提供だけを目的としていないが、講座内容により男女共同参画の意識につながる学習機会となることが期待される。 |

*ふるさとハローワーク

ハローワークが設置されていない市町村で職業相談・職業紹介等を行っています。ふじみ野市においては、市役所本庁舎2階に設置されています。

[主要課題4 多様性の尊重]

| |
|--|
| ① 多様な性・多様な生き方への理解促進 |
| 自分らしく活躍するまちを目指して令和4年度にパートナーシップ宣誓制度を導入した。本制度における課題としては、利用者の負担軽減を考慮し、広域利用について検討していく必要があると考える。今後は、連携先の自治体との調整が必要となることから、近隣自治体の状況を踏まえながら調査・研究していく。 性的マイノリティへの市職員の理解促進については、人事課と市民総合相談室が連携して、ダイバーシティ研修を実施している。今後も、継続して実施していく。 市の手続きにおける配慮については、令和4年度に「ふじみ野市各種様式等における性別記載ガイドライン」を作成し、性別情報が業務上必要な場合を除き、性別記載欄は設けないこととする、全庁統一の考え方を示した。 学校においては、国や県からの通知を配布し周知を図っている。また、県や入間地区人権推進協議会主催の研修会に参加し、性的マイノリティに対する理解を深めるとともに、校内研修を実施している。 |

基本目標2 男女がともに活躍できる環境づくり【女性活躍推進計画】

[主要課題1 女性の職業生活における活躍の推進]

| |
|--|
| ① 男女の均等な就労機会の確保 |
| 現計画のうち生活困窮状態にある人を必要な支援につなげるという視点については、見直しの結果、「働きたい・働き続けたい女性に対する支援の充実」に移行する。 また、旧姓使用の周知については、説明や手続き方法をわかりやすく発信していくとともに、マイナンバーカードの申請時などに引き続き周知を図っていく。 |
| ② 就業のための相談・情報提供の充実 |
| 庁舎内にあるふるさとハローワーク*やジョブスポットふじみ野*について周知が図られていることから、就労先の情報提供や相談など多くの利用者のニーズに対応できている。 |
| ③ 働きたい・働き続けたい女性に対する支援の充実 |
| 社会情勢の変化を踏まえ、県と共催事業で在宅ワーク*に関するセミナーを開催するなど、女性の再就職や多様な働き方を支援することに取り組んだ。 |
| ④ 事業所における取組の促進 |
| 事業所への啓発については、建設工事等競争入札参加資格の申請受付時に「次世代育成支援一般事業主行動計画届書」の写し又は「多様な働き方実践企業認定証等」の写しの提出を求めることで、啓発を行った。また、入札制度を活用した事業所への普及促進方法に関して、他自治体における取組についての調査を引き続き実施する。 今後も人権問題市民・企業講演会を通じてワーク・ライフ・バランスや働きやすい環境、セクシュアル・ハラスメント、男女共同参画について周知を図っていく。 女性の管理職登用促進については、ロールモデルとなる市役所内での女性管理職登用例を事業所に発信していくことも効果的であることから、今後の啓発方法について検討していくことが望まれる。 |
| ⑤ 市の取組の推進 |
| 特定事業主行動計画に基づき、連続休暇取得の促進や各種休暇制度について、全庁に周知を図ったことで利用促進につながったものと考え。 しかしながら、配偶者出産補助休暇を含めた男性職員が取得できる休暇について案内しているが、男性の取得者は低いことから、男性育休取得率の低下への対応が課題である。 |

*ジョブスポットふじみ野

市の福祉部門と連携して、職業紹介を行なうハローワークの出先機関。本市においては、市役所本庁舎2階に設置されています。

*在宅ワーク

自宅を就業場所として、企業に勤務する被雇用者が行うテレワークのことです。

[主要課題2 政策・方針の立案・決定への参画促進]

① 市の政策・方針の立案・決定過程への男女共同参画

審議会の委員や施策推進の場に性別による偏りなく委員を登用できるよう専門的知識を持つ人材の登録制度である「まちづくり人材登録制度」については、ホームページ等で周知を図ってきたが、新規登録者数が伸び悩んでいる。そのため、電子申請による登録方法を検討するとともに、庁内における制度の活用促進を図っていく必要がある。

また、審議会等女性委員の構成割合については、目標が達成できていないことから、委員選任までの過程において各委員会等の業務の特殊性を考慮しながら、男女共同参画担当が関われる仕組みの構築を検討する必要がある。

庁内における女性管理職の登用率は年度により上下し、5年間で微増となっている。今後は対象者が昇任試験受験に備えられるようサポートを行うことが重要である。

[主要課題3 ワーク・ライフ・バランスの推進]

① 仕事と家庭の両立支援の充実

認可保育施設誘致の取り組みにより、市内認可保育施設は令和3年度末時点で28施設まで増加し保育所定員の拡充を果たすことができた。そのため、待機児童は近年一桁台で推移し幅広く保育機会を提供している。

また、放課後児童クラブの施設整備により、定員が増加したことで待機児童を発生させずに管理・運営を行うことができていることから、働き方に合わせた保育サービスの充実・提供が達成できた。

基本目標3 あらゆる形態の暴力の根絶【DV防止基本計画】

[主要課題1 あらゆる形態の暴力の根絶]

① ドメスティック・バイオレンス*の防止と被害者支援体制の充実

平成26年度に配偶者暴力相談支援センターを設置後、DV相談をはじめとした性暴力やストーカー、家族間の暴力など多様な相談に対応している。近年、家族間の暴力や複合的な問題を抱えた相談者が多く、庁内関係課への支援依頼延べ件数が増加しており、それに伴う避難の希望や住基支援申出も多くなっている。このようなことから、今後も庁内支援体制の強化に努めていく必要がある。

また、DV被害者支援を行う民間団体と協力体制の構築により、団体が所有する施設等に迅速に緊急避難させるなど適切な支援につなぐことができた。今後、包括的かつ継続的支援にあたって、民間団体との連携強化を図る必要がある。

*ドメスティック・バイオレンス（DV）

夫婦やパートナーなど（事実婚や元配偶者も含む。）の親密な間柄で行われる暴力をいいます。殴る、けるなどの身体的暴力や、暴言をはくなどの精神的暴力、性的強要などの性的暴力、自由に使えるお金を一切渡さないなどの経済的に苦痛を与える経済的暴力等の行為のことをいいます。

| |
|--|
| ② 自立のための支援体制の充実 |
| <p>DV被害者の自立した生活に向けて踏み出す前提として、緊急時の安全確保が優先される。そのため、緊急保護を要するDV被害者のうち児童単独で保護する必要がある場合や他の社会資源を活用して安全確保をする必要がある場合など、関係機関の連携協力により迅速に対応することができた。</p> <p>なお、生活支援として検討事項であった「DV被害者生活支援コーディネーター」は生活困窮者支援窓口の開設により廃止とする。</p> |
| ③ 相談体制の充実 |
| <p>女性相談員と職員の情報共有を密にし、相談から行政の支援へ速やかなコーディネートを図っている。多職種の相談員を配置することにより、多様な相談に対応することができた。相談内容が多様化している中で、さらなる相談員及び職員の資質の向上が課題である。また、ストーカーについては、警察への相談・連携を強化することが重要であり、併せて性暴力については、彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センターと連携して支援していく。</p> |
| ④ セクシュアル・ハラスメント等への対応 |
| <p>市民や事業者向けの啓発活動の一環として、商業施設においてパネル展を実施した。</p> <p>市内の相談体制としては、毎年ハラスメント相談員を選任し、被害者や目撃者が相談しやすい環境づくりを務めているが、ハラスメントの多様化に伴う相談対応が課題である。また、職員全員を対象としたハラスメント等研修を実施しているが、ハラスメントの多様化に伴い、今後は研修内容についても、見直す必要がある。</p> |

基本目標4 社会参画の促進

[主要課題1 地域・社会活動への参画促進]

| |
|--|
| ① 地域・社会活動への参加促進 |
| <p>地域・社会活動を活性化させるためには、自治組織（町会・自治会・町内会）や市民活動団体のほか、共通の目的をもって活動する団体の活動が重要であり、市と市民・団体との意思疎通と連携が必要で、切れ目なくコミュニケーションを図り援助を続けていく必要がある。市民活動の場として市民活動支援センターの運営や、地域活動組織である自治組織（町会・自治会・町内会）の支援を行う事で、誰もが参加しやすい地域・社会活動の活性化に努めた。引き続き、市と市民・団体とが連携することで、地域・社会活動への参画を促進していく。</p> |

[主要課題2 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進]

| |
|---|
| ① 防災組織等における女性参画の促進 |
| <p>総合防災訓練の避難所開設訓練において、各地域防災拠点の女性避難所運営委員や自治組織の女性役員とマニュアルの検証を行うなど、女性目線の意見等を頂く機会を設け、女性の参画を促した。今後も、引き続き、災害対応において自主防災組織と女性役員の積極的な参画に向けて連携を行っていくとともに、総合防災訓練や地域の防災訓練、講話等を通じ、女性の視点からの対策の重要性を啓発していく。</p> <p>防災会議への女性の登用は、4名であるが委員の任期は2年であり、次期以降の女性の登用について、引き続き努めていく。</p> |
| ② 多様なニーズに即した災害対策・復興支援 |
| <p>地域防災拠点ごとに女性指定職員を配置することで、女性の視点を取り入れることに努めている。今後も、女性指定職員の配置を推進していく。</p> |

[主要課題3 国際理解・協力における男女共同参画の促進]

| |
|--|
| ① 国際理解・協力と交流の促進・(外国籍市民への理解と支援) |
| 市内に居住する外国籍の市民に対しての支援として、日本語習得や地域住民との交流といった機会を設けている。 にほんご教室に参加している外国籍の市民と日本語ボランティアとの交流をきっかけに、地域参加が広がり、ともに豊かに暮らせる地域づくりにつなげることができている。 外国籍の人たちをサポートする各種事業の運営にはボランティアのほか市内民間NPO* 団体に携わってもらうなど地域の社会資源の活用促進につながっているが、新たなボランティアの確保と指導者のレベルアップとともに、スタッフの高齢化による担い手不足が課題となっている。 |
| ② 平和活動の推進 |
| 「ふじみ野市平和都市宣言」を制定した10月1日に合わせて、平和祈念フェスティバル及びパネル展示等の事業を開催した。講演会や戦争体験者の伝承講話の他、中学生による音楽コンサート等、幅広い世代に向けた事業内容で実施した。 男女共同参画を考えていく視点において、戦争時や過去の時代の女性の立場と、現在とこれからの男女の立場や役割を考えることは重要である。事業の継続にあたって、戦争を体験したことのない世代に向けて、どのように平和について伝えていくかが課題である。 |

基本目標5 生涯にわたる健康支援

[主要課題1 性と生殖に関する健康と権利についての意識啓発]

| |
|---|
| ① 性と生殖に関する健康と権利についての意識啓発 |
| 女性は男性とは異なる身体的特徴を持つと共に、成長段階に応じて様々な健康課題に配慮する必要があることから、性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)*は、妊娠出産に係る女性の問題だけではなく、性と生殖に関する男女の平等な関係、同意、共同の責任が認識されるよう啓発、情報提供を継続して行うことが重要である。 保健センターで実施している事業においては、妊娠・出産・育児に関して正しい適切な情報を提供するとともに、出産後の生活変化のイメージがつくような内容を盛り込むことに努めている。また、早期の支援サービス利用や育児のサポーターとして保健センターを認識してもらえようアプローチしていくことが必要である。 また、学校においては、性に関する正しい知識を伝えていくとともに、外部講師による講演会の実施や理解を促進する教材の共有化を今後も推進していく。 |

*NPO

「Non Profit Organization (非営利組織)」の略称。非営利の市民団体組織のことで、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う営利を目的としない団体の総称です。

*性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)

平成6年(1994年)にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、個人、特に女性の健康の自己決定権を保障する考え方です。中心概念は、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足いく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、思春期や更年期における健康上の問題などについても議論されています。

[主要課題2 母性の保護と母子保護の充実]

| |
|--|
| ① 母性の保護と母子保健事業の充実 |
| 妊娠届出時の妊婦の全数把握を行い、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に努めた。今後も妊娠期から出産後における母へのフォローや乳幼児への発達支援、虐待防止に向けた取組をさらに推進するため、組織体制の強化、関連する部署とのさらなる連携が必要である。 令和6年度より、子育て世代包括支援センターからこども家庭センターへの移行により、児童福祉と母子保健を一体的に実施することにより、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的な相談体制を構築することが可能となる。 |
| ② 健康を脅かす問題への対策 |
| 小・中学校では、国の学習指導要領に基づく指導計画により、薬物乱用や喫煙など健康を害する危険性について、啓発・教育を行っている。また、保健センターにおいては喫煙が妊婦・胎児・乳幼児に与える影響について正しい知識を提供し、安心して出産・子育てができるよう、今後も喫煙やアルコールに関する情報発信を続けていく。 |

[主要課題3 生涯を通じたところとからだの健康保持・増進]

| |
|---|
| ① 健康づくり事業の実施 |
| 性別、年齢、国籍、障がいの有無、経済的事情に関わらず、多様な市民の誰もがスポーツに出会い、楽しむことができるような事業を展開することで、市民の心身の健康の保持・増進を図ることができた。 また、各種事業における参加者数を、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける以前の水準まで回復させることが今後の課題である。 |
| ② 生涯を通じたところとからだの健康保持・増進 |
| 生涯にわたり心身ともに健康で豊かな生活を送るためには、何よりも普段の生活の中で自らの健康状態を確認し、主体的に健康の維持・管理を行うことが必要である。 そのため、健康づくりや健診・検診に関する啓発や受診しやすい体制を整備し、計画的に対象年齢の方に受診案内を発送し、勧奨を行った。併せて子宮頸がん、乳がん検診については、クーポン券の発送も実施し、受診啓発に努めていく。 |
| ③ ところとからだの相談の充実 |
| 社会情勢が目まぐるしく変化する今日、ストレスや不安感を抱える人が多く、心身の健康の保持・増進に留意する必要があることから、市民の健康づくりへの取組を推進するとともに、相談体制の充実が必要である。 ところの健康相談では、医療機関以外で相談できる場所があることや、対面以外にも相談できる方法があることの周知を図り、今後もより多くの市民を支援できる体制に努めていく。 ひきこもり*の支援では、平成28年度から精神保健福祉士や臨床心理士を配置し、支援を行った。また、ひきこもり本人だけでなく、その家族の支援を行うため「ひきこもり家族のつどい」を開始し、ひきこもり家族の世帯の状況に応じたセミナーなどを展開した。 複合的な課題を抱えている場合、周囲にSOSを発信することが困難なことが多く孤立しがちであるため、孤立させない、SOSを発信しやすい環境やしきみの創出が大きな課題である。 |

*ひきこもり

自宅にひきこもって、社会的参加をしない状態が6か月以上持続しており、精神障がいとその第一の原因と考えにくいものをいいます。

基本目標6 生活福祉の向上

[主要課題1 次世代を育成するための環境づくり]

| |
|--|
| ① 子育て支援体制の充実 |
| 子育てに関する情報に接していない、悩みの相談先がない、子育て家庭同士の交流がないといった悩みを抱える家庭を孤立させないことが重要である。 そのため、今後も子育て親子の交流の場の提供と交流、子育て等に関する相談、援助、地域の子育て関連の情報提供、講座を実施していく。 |
| ② 子育て家庭への経済的支援 |
| 子育て家庭への経済的支援については、入院・通院ともに中学3年生までを対象とし、子育て家庭の医療費負担の軽減について支援した。今後も経済的支援として、学校の就学費、医療費、生活費等の支援を実施し、子どもの健やかな育成と時代を担う子どもたちを安心して産み育てることができる環境づくりに努めていく。 |

[主要課題2 困難を抱える家庭への支援の充実]

| |
|--|
| ① 経済的困難を抱える家庭への支援の充実 |
| 子どもの貧困対策や居場所づくりとして、子どもの学習・生活支援事業は、個々の状況に合わせた支援を展開した。また、子どもだけでなく、保護者や家庭環境の課題を把握し、地域福祉課や関係機関と連携し手厚い支援に取り組んだ。また、コミュニティソーシャルワーカー*を中心としたフードパントリーや多世代交流事業の実施など、居場所や地域参加の場を提供してきた。 今後の課題として、地域で活動する子ども食堂などの団体支援に積極的に取り組むことなどが求められている。併せて、地域づくりに必要な取り組みを行う上で、コミュニティソーシャルワーカーの安定した人員配置と質の向上についても取り組む必要がある。 |
| ② 安心・安全な生活環境の確立 |
| ふくし総合相談センター「よりそい・にじいろ」を開設し、生活困窮者支援員及びコミュニティソーシャルワーカー等による「断らない相談窓口」と寄り添い型の迅速な相談援助を実施している。また、市民の身近な相談窓口の拡充として、市社会福祉協議会と共に取り組む「つながる相談窓口」を推進し、生活困窮者に寄り添いながら自立に向けた支援に努めていく。 |

[主要課題3 ひとり親家庭等の福祉の充実]

| |
|---|
| ① ひとり親家庭等の生活の安定への支援 |
| ひとり親家庭等を対象に、医療保険による自己負担分を全額又は一部を公費負担で実施することで、引き続き生活の安定と自立を支援していく。また、児童扶養手当現況届・ひとり親家庭等医療費現況届提出の際、「ひとり親家庭等資金支援事業のご案内」のリーフレットを全員に配布するとともに、市報ふじみ野・市ホームページ掲載などによる制度周知に努め、支援へ繋げていく。 |
| ② ひとり親家庭等の相談・緊急援助の充実 |
| 母子生活支援施設に入所している母子世帯に対しては、定期的な訪問により継続的な支援を実施している。今後も、ひとり親家庭等の各種手続き・問合せ時での相談のほか、児童ケースワーカーによる支援や地域福祉課との綿密な連携による相談体制を強化し、総合的な支援を実施していく。 |

*コミュニティソーシャルワーカー

地域単位、市町村単位で、公的サービスを提供する機関や社会資源をコーディネートすることにより、表面化していないニーズを発見したり、公的サービスと地域における支え合いの取組とを組み合わせ、最適な支援を提供する役割を担う人をいいます。

[主要課題4 高齢者・障がい児（者）の福祉の充実]

| |
|--|
| ① 地域での暮らしを支える生活支援の充実 |
| 高齢者や障がいのある人の地域での生活を支援し、家族介護者の負担を軽減するためのサービスの充実や地域での支援が必要である。そのため、今後も増加する多様なニーズに応えるために、関係機関と連携した支援の充実を図っていく必要がある。 |
| ② 高齢者・障がい児（者）の社会参加・権利擁護の推進 |
| 令和3年度から障がい者相談・就労支援センターに基幹相談支援センターと指定特定相談支援の機能を加え、名称を障がい者総合相談支援センター「りあん」と改めた。相談支援専門員を配置したことで、複合的な課題等への対応が可能となった。また、成年後見センターを設立したことで、職員による相談や専門家による相談ができる体制が整備された。 |

[主要課題5 地域福祉の充実]

| |
|---|
| ① 包括的支援体制の充実 |
| 令和4年度から重層的支援体制整備事業が開始となり、地域福祉課とコミュニティソーシャルワーカーが関係機関と連携し、複合的な課題を抱えた相談者の課題を整理し、必要な支援へのコーディネート及びアウトリーチを重視した伴走型の継続的な支援を実施した。 また、フードパントリーや多世代交流イベントなどの実施により、不足する資源と地域の意向とをマッチングさせる取り組みにつながった。 |
| ③ 地域福祉組織の充実 |
| 地域における課題についての共通認識や情報の共有ができるよう必要な情報の提供や研修の実施を通して民生委員・児童委員*の活動への支援を行うことができた。また、生活困窮やヤングケアラーなど社会的な問題をテーマにした研修を実施することで、支援関係者相互の理解を図ることができた。 |

*民生委員・児童委員

民生委員は、都道府県知事の推薦を受けて厚生労働大臣からの委嘱により、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う方です。また、児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごと等の相談・支援等を行う方です。なお、民生委員は児童委員を兼ねることとされています。

5 ふじみ野市の現状

(1) 位置と地勢

本市は、都心から30km圏内、北と西は川越市、南は三芳町、東は富士見市に隣接しています。

面積は14.64km²で、武蔵野台地北部のほぼ平坦な地に位置しています。北部の市境に沿って南北に新河岸川が流れており、周辺地域では水田が広がっているほか、沿岸には斜面林などの自然環境が残されています。西部地域では、武蔵野の面影を残す畑や雑木林など、緑豊かな環境が保全されています。

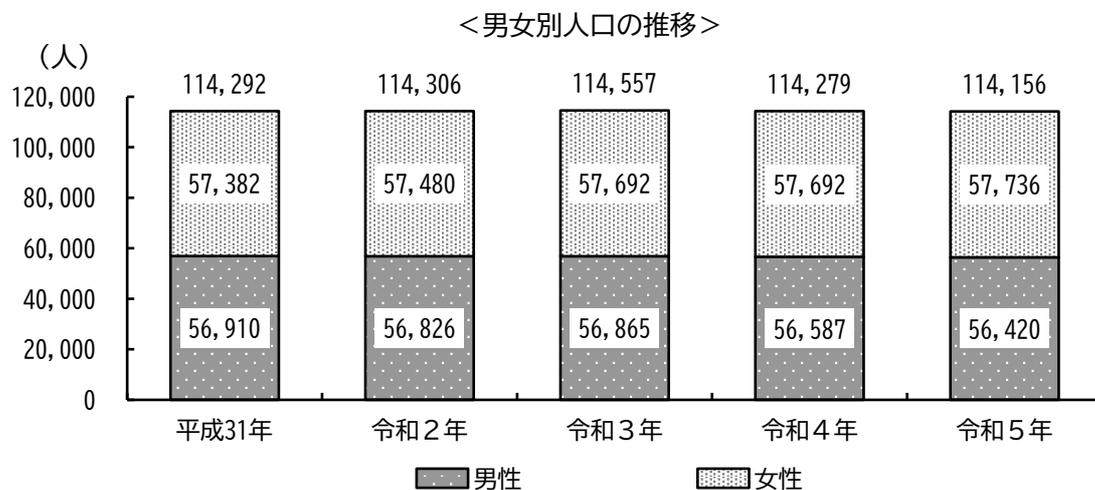


資料：ふじみ野市将来構想 from 2018 to 2030 後期基本計画及び第3期まち・ひと・しごと創生総合戦

(2) 人口等の推移

① 人口の推移

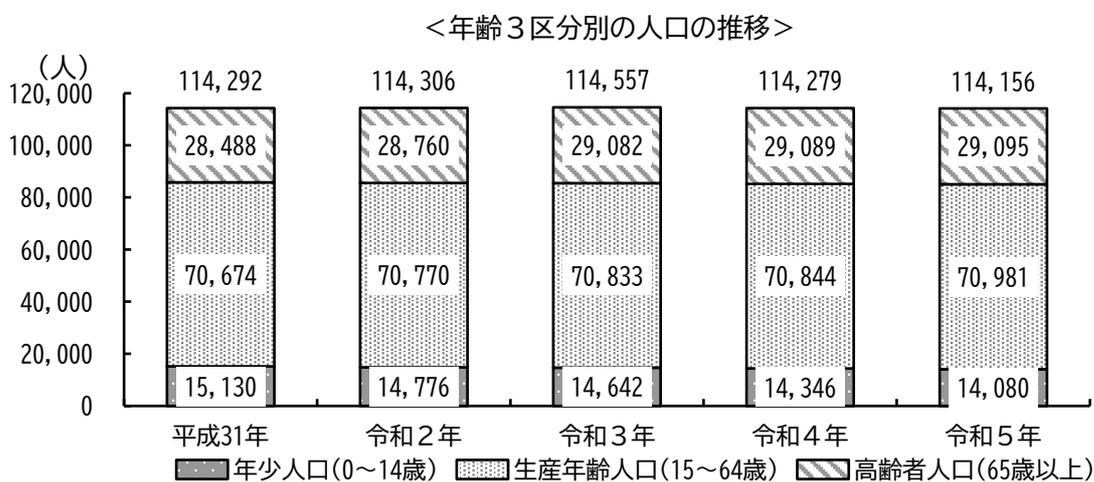
市の人口を男女別にみると、女性の人数が多く、平成31年と比べると、令和5年では、男性が約500人減少し、女性が約350人増加しています。



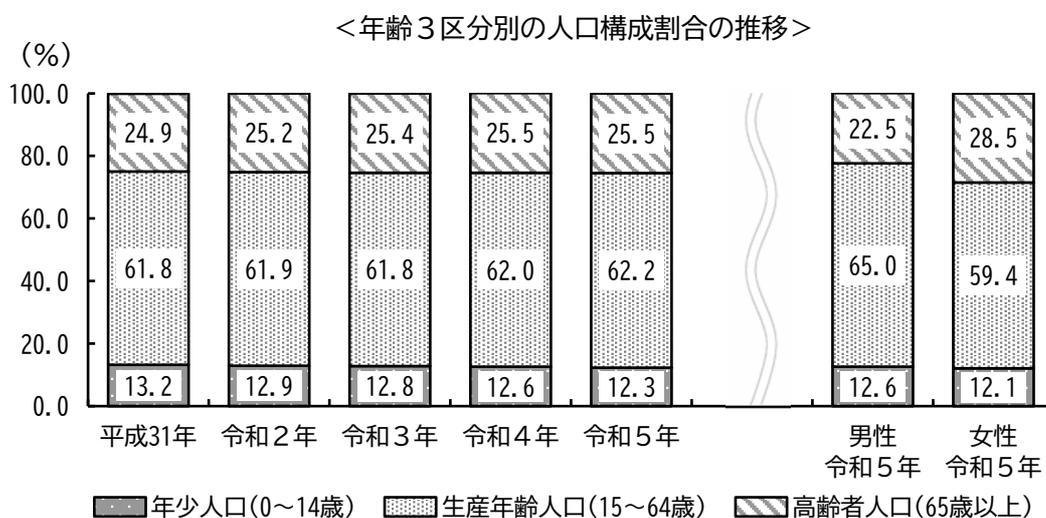
資料：住民基本台帳（各年1月1日）
※日本人及び外国人の数値

② 年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別人口の推移を見ると、平成31年以降、年少人口は減少傾向にある一方、生産年齢人口、高齢者人口はやや増加で推移しています。高齢化率は令和5年現在25.5%となっています。また、これを男女別にみると女性の高齢化率は28.5%と男性より6.0ポイント高くなっています。



資料：住民基本台帳（各年1月1日）
※日本人及び外国人の数値



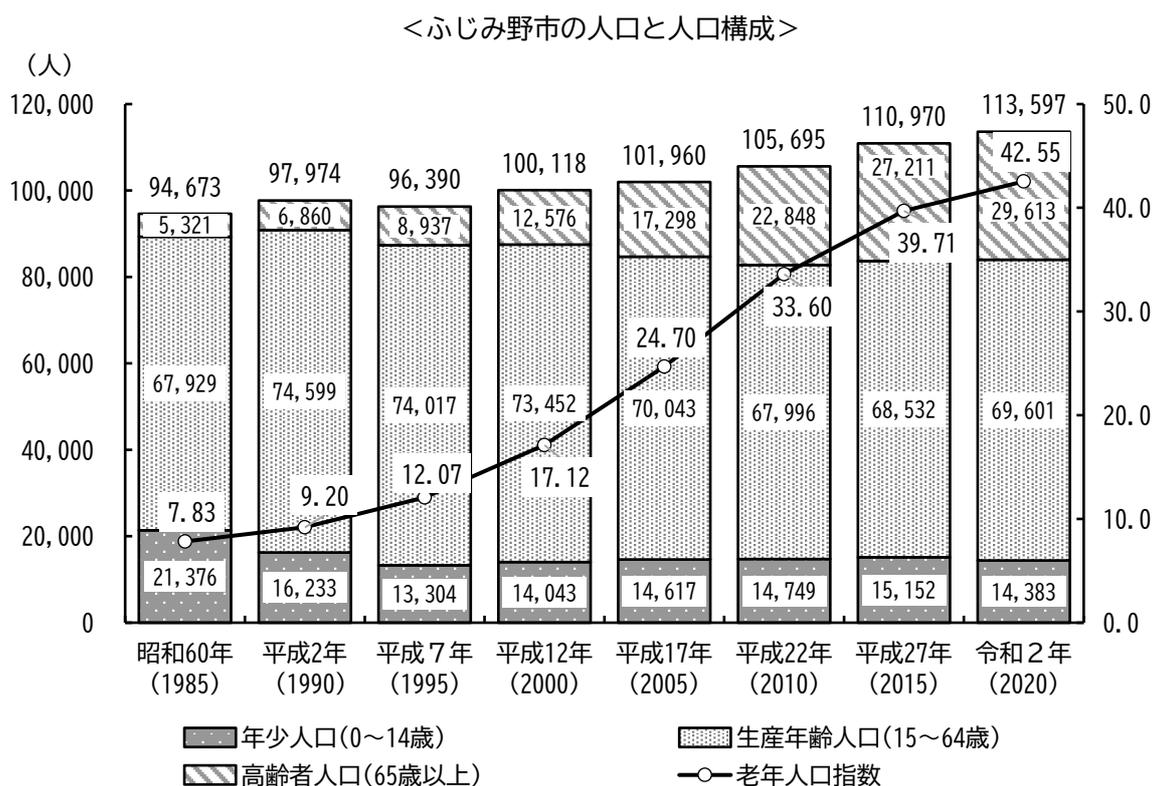
資料：住民基本台帳（各年1月1日）
※日本人及び外国人の数値

※百分率(%)は小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで表示しているため、%の数値を足し合わせて100%にならない場合があります。

③ 高齢化の状況

国勢調査の結果からふじみ野市の高齢化の状況をみると、65歳以上の高齢者人口は増加を続けており、生産年齢人口（15～64歳）に対する老年人口の比率である老年人口指数は、昭和60年の7.83から令和2年には42.55となり、高齢者1人を生産年齢の人2.4人で支える必要があることとなります。

また、高齢者人口は平成22年から令和2年までの10年間で6,765人増加しており、今後さらに高齢化が進行すると考えられます。



資料：国勢調査

※国勢調査において、生年月の記載がなく年齢が不詳である人口は、人口の総数には含まれますが、人口構成には含まれません。そのため、人口の総数と人口構成の総数は一致しません。

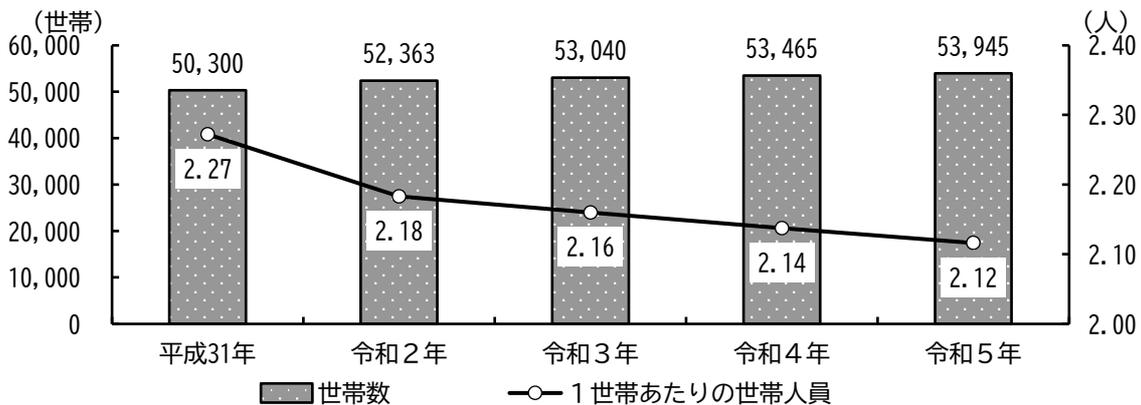
単位：%

| | 昭和60年 (1985) | 平成2年 (1990) | 平成7年 (1995) | 平成12年 (2000) | 平成17年 (2005) | 平成22年 (2010) | 平成27年 (2015) | 令和2年 (2020) |
|-------------------|-----------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------|
| 年少人口(0～14歳)の割合 | 22.6 | 16.6 | 13.8 | 14.0 | 14.3 | 14.0 | 13.7 | 12.7 |
| 生産年齢人口(15～64歳)の割合 | 71.8 | 76.4 | 76.9 | 73.4 | 68.7 | 64.4 | 61.8 | 61.3 |
| 高齢者人口(65歳以上)の割合 | 5.6 | 7.0 | 9.3 | 12.6 | 17.0 | 21.6 | 24.5 | 26.1 |

④ 世帯の推移（住民基本台帳）

世帯数は増加傾向にあり、令和5年時点で53,945世帯となっています。一方、1世帯当たりの世帯人員は減少傾向にあり、令和5年では2.12人となっています。その要因として単身世帯や高齢者のみの世帯の増加があります。今後、大家族では分担し合えた役割を、家庭内の一人で担い、問題や悩みを抱えている人が増加することが予測されます。世帯内で必要な支援を受けられない人を支え、子育て・介護や見守り、防犯・防災など地域全体で支え合う社会の実現が求められます。

<世帯数、1世帯あたりの世帯人員の推移>



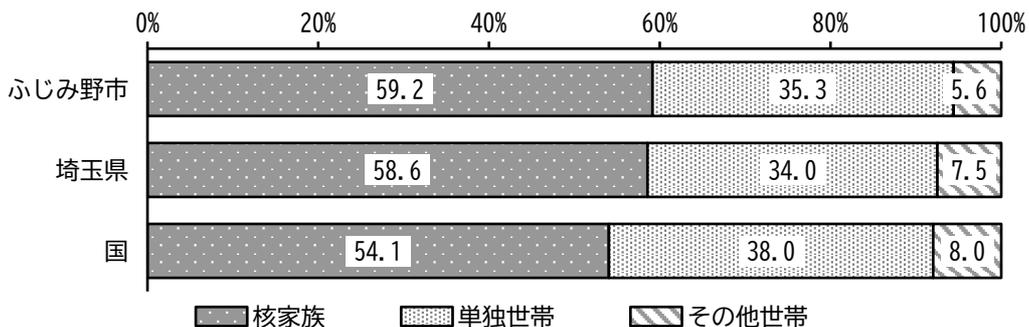
資料：住民基本台帳（各年1月1日）
※日本人及び外国人の数値

⑤ 家族類型の変化

家族類型をみると、核家族が約6割、単身世帯は3割半ばとなっています。核家族世帯は埼玉県、国よりも高く、単身世帯は埼玉県より1.3ポイント高く、国と比較すると2.7ポイント低くなっています。人口増加の要因である若い世代の流入により、核家族の割合が高くなっていると考えられ、子育てや教育、健康づくり等に関わる支援を必要とする世帯が多いことが考えられます。

一方、高齢化や非婚化・晩婚化等が進む中で、多様化する個人の価値観や生活実態等を踏まえた施策が求められています。

<世帯の家族類型別割合>

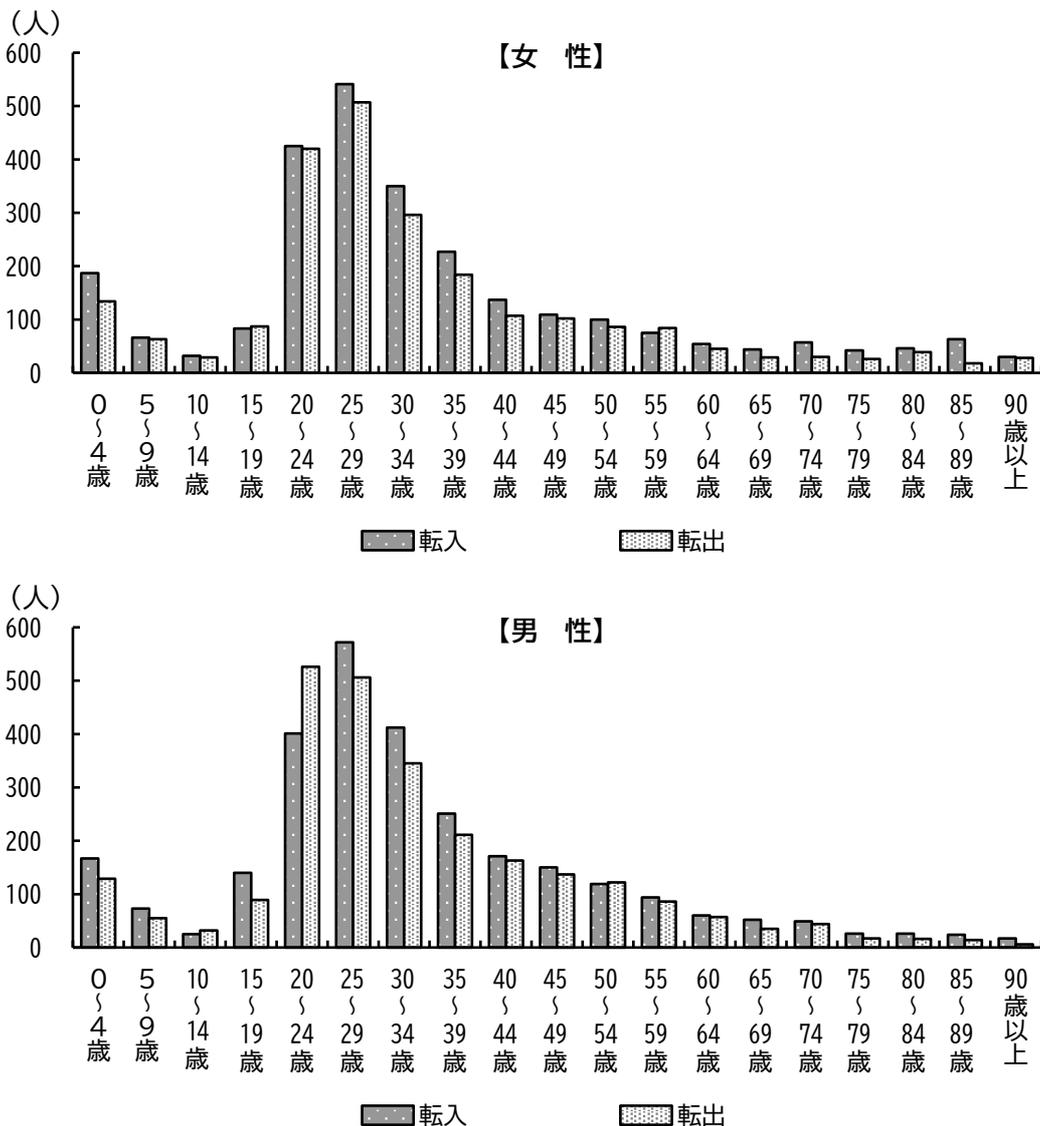


資料：令和2年国勢調査

⑥ 転入・転出数

令和4年の転入・転出状況を見ると、女性では20歳～34歳で多く、転入が転出を上回っています。男性では20歳～24歳では転出が転入を上回っていますが、25歳～49歳では転入が転出を上回っています。男女ともに仕事や家庭を持つ世代で流入が多く、主に子育て世代が増加していることから、教育・保育の充実や子育て支援の充実、転入世帯の地域での生活の支援などとあわせて、様々な情報提供や啓発活動を継続的に推進する必要があります。

<男女別・5歳階級別の転出者・転入者数：令和4年>

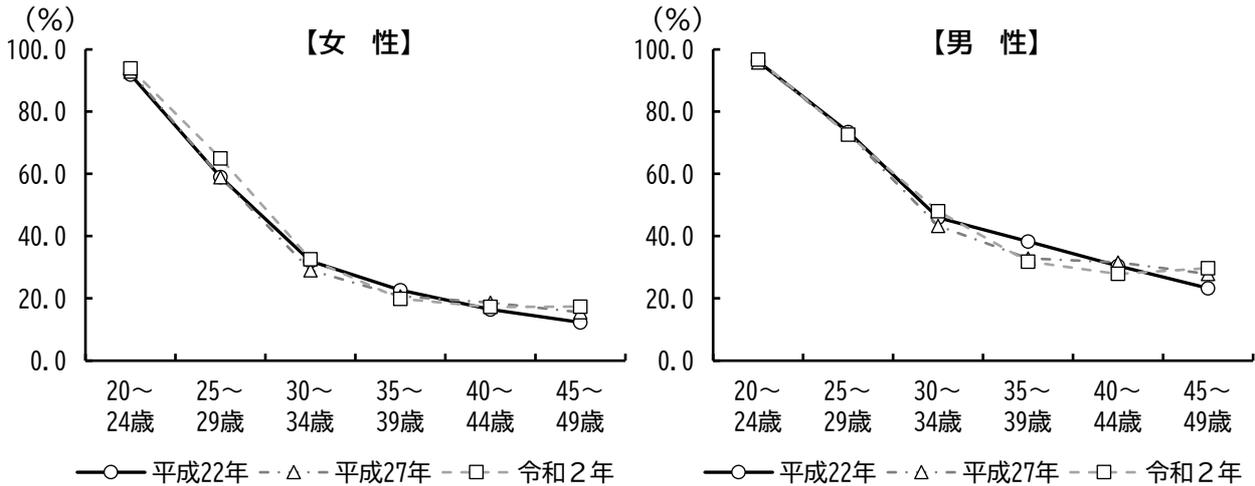


資料：総務省 住民基本台帳移動報告

⑦ 未婚率の推移

5歳階級別の未婚率をみると、平成22年から令和2年にかけて、男女ともに30～34歳において未婚率が上昇しています。全国的にも非婚化の傾向が高まっています。その背景には、ライフスタイルや価値観の多様化も挙げられますが、非正規雇用や低賃金での就労から抜け出せない若者の現状も指摘されています。

<男女別 未婚率の推移>

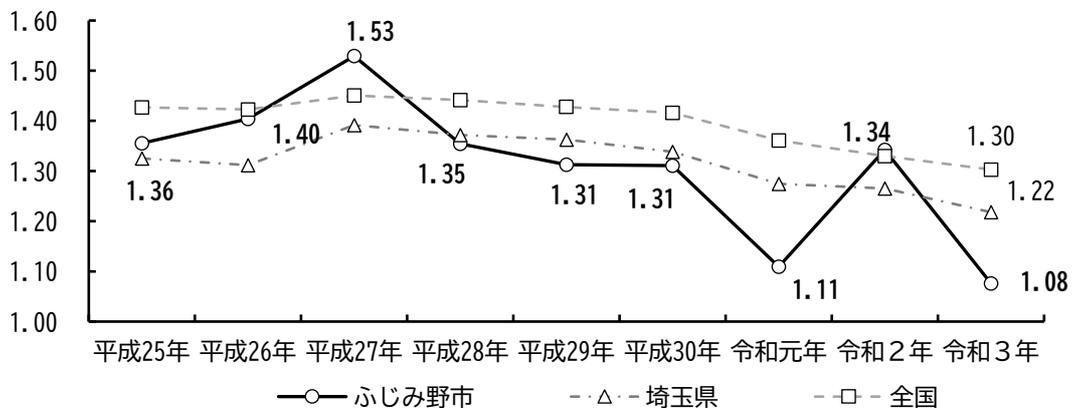


資料：国勢調査

⑧ 合計特殊出生率*の推移

合計特殊出生率は、平成27年までは増加していたものの、その後減少し、令和2年を除き全国、埼玉県よりも低い水準となり、令和3年には1.08と全国(1.30)、埼玉県(1.22)の値よりも低くなっています。背景には、30歳代の未婚率の高止まりや感染症の流行などの影響が考えられます。

<合計特殊出生率の推移>



資料：埼玉県総務部統計課「人口動態統計」

*合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、一人の女性が一生に産む子供の数の平均を表します。

(3) 就業に関する現状

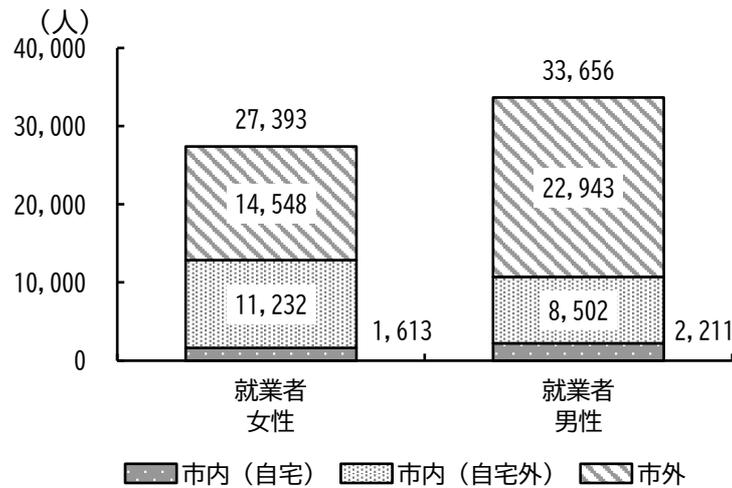
① 就業の状況

市民の就業の状況をみると、女性就業者は27,393人、男性就業者は33,656人であり、どちらも市外で就業している人が多く、女性では53.1%、男性では68.2%となっています。なお、市内で就業している市民は女性の方が男性より約16%ほど多くなっています。

雇用形態をみると、女性では正規雇用が43.2%、非正規雇用が56.8%、男性では正規雇用が80.7%となっています。

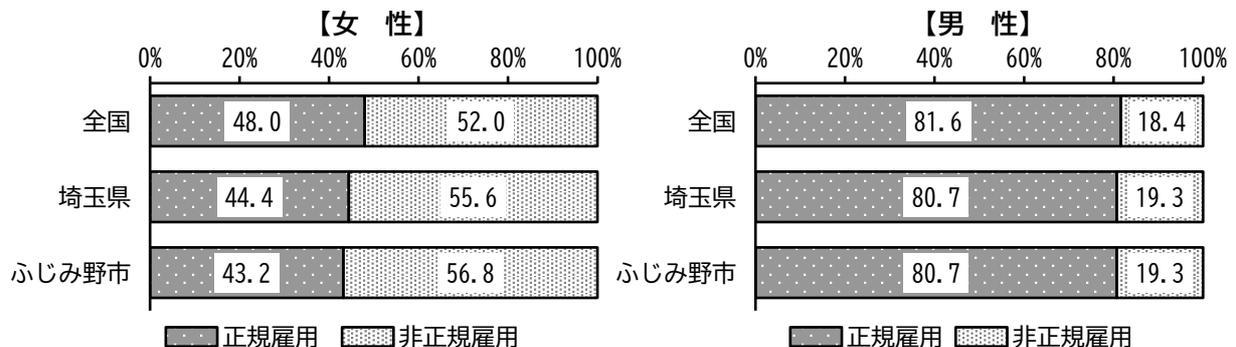
男性と比べて女性は市内、非正規雇用での就労が多く、その中には子育てや介護など家庭との両立のために非正規雇用を選ばざるをえず、就労に対する本人の希望通りではないこともあります。働く意欲を持つ女性が能力を十分に発揮できるよう、子育てや介護のサービスの充実とあわせて、家族の理解促進に向けた意識啓発、女性の就労支援を行う必要があります。

<男女別・就業地（市内・市外）による 15 歳以上の就業者数>



資料：令和2年 国勢調査

<男女別・雇用形態>

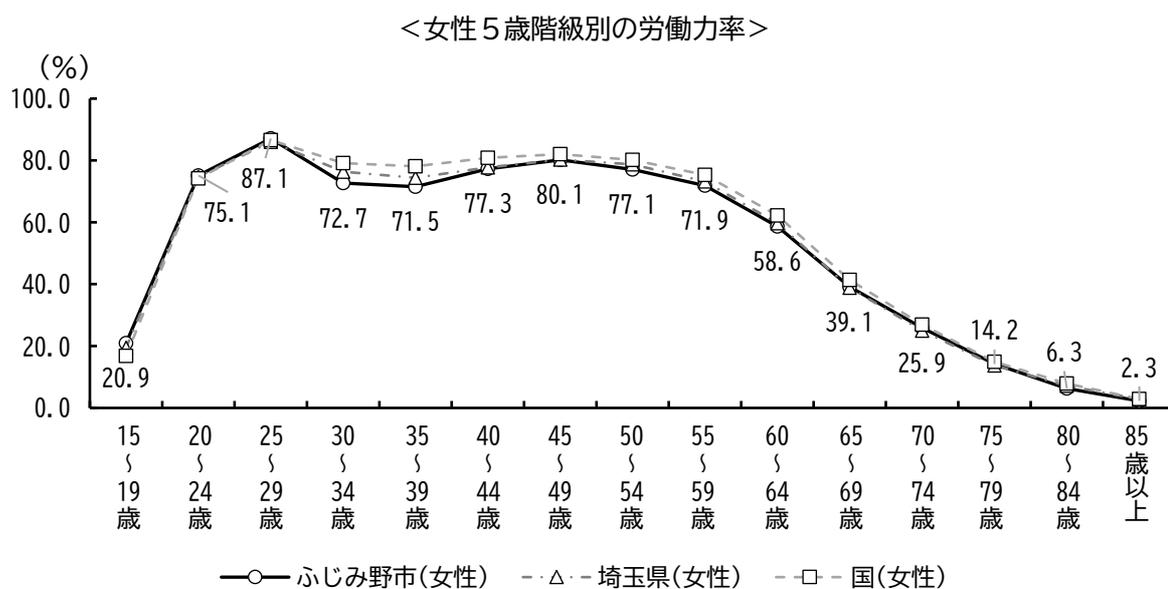


資料：令和2年 国勢調査

② 女性の年齢5歳階級別労働力率

女性の年齢階級別労働力率は、全国、埼玉県、そしてふじみ野市でも出産、子育て期における30代で労働力率が低くなり、ゆるいM字カーブを描いています。

ふじみ野市の女性の労働力率は埼玉県（女性）と類似していますが、国（女性）と比べると、M字の谷がやや深くなっています。また、60代以降は国、埼玉県とほぼ同じ割合となっています。ここからふじみ野市では、30代で出産・育児に専念するなど一度離職し、子育てが一段落した40代で再び職に就くという働き方を選択する女性が多いことが分かります。この背景には、「女性は家庭で家事や子育てに専念するべき」という考え方が根強く残っていることや、女性が家事や子育てを担いながらも働き続けられる環境が整っていないことなどが挙げられ、社会的な意識の変革や企業等における環境整備、男性の働き方の見直し、家事・子育て等への関わりを進めることが必要となります。



資料：令和2年 国勢調査

※表示の数値は、ふじみ野市（女性）

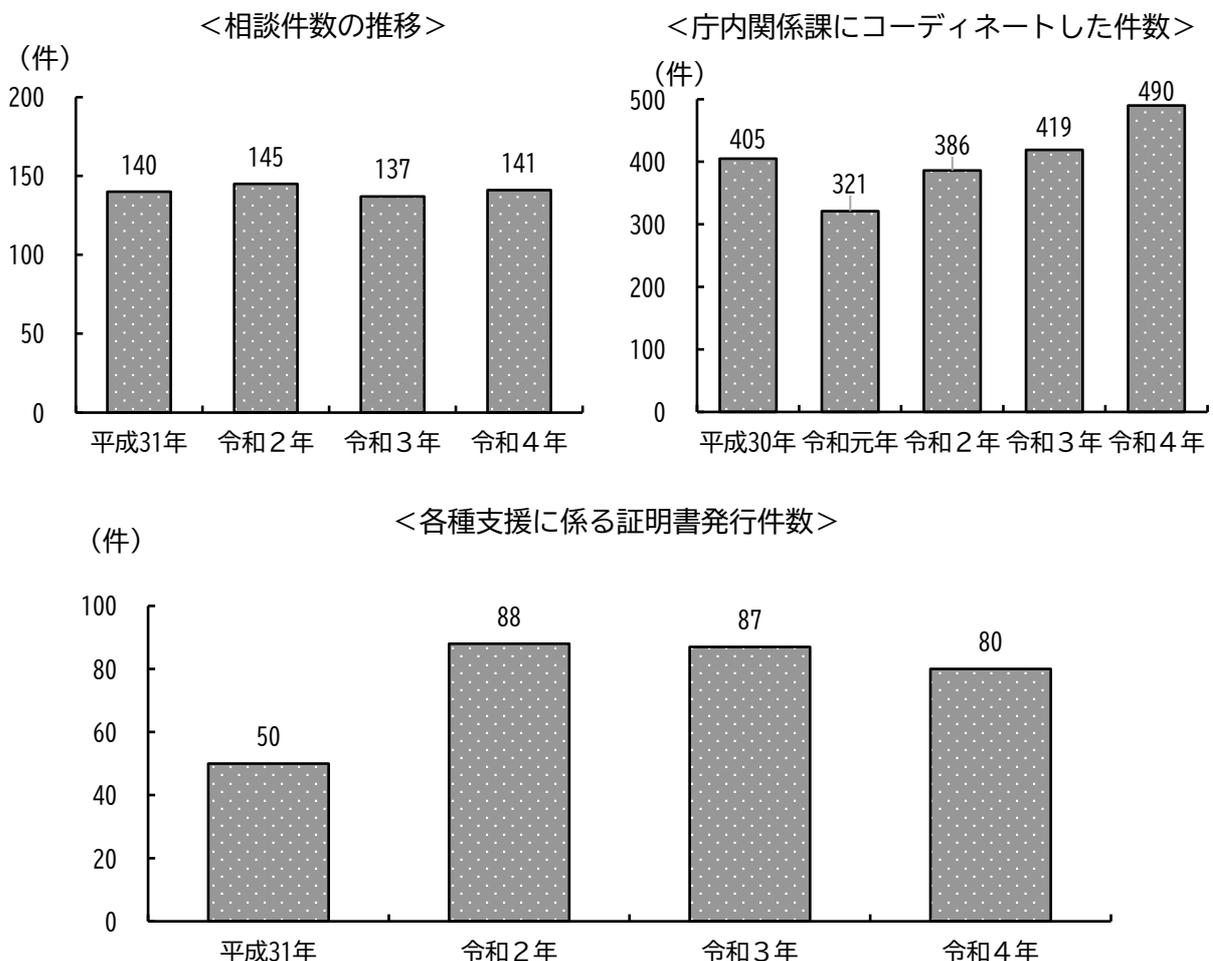
(4) ふじみ野市の相談状況

① DV相談の状況

ふじみ野市では、DV被害者の総合相談窓口である市民総合相談室に平成26年度から配偶者暴力相談支援センターを設置し、令和4年には女性相談を増設したことで、増加する相談に対応するなど、相談体制を強化するとともに、NPO等の支援団体との連携を図り、DV被害者の継続的な生活支援やメンタルケアができる体制を構築してきました。さらに、証明書等の発行により相談者の必要な支援に迅速につなげることが可能となり、支援の幅を広げることができました。近年では、性暴力に関する相談や生活困窮や養育の問題など複合的な問題を抱えた相談が増えているため、今後も適切な支援につなぐことが求められています。

配偶者暴力相談支援センターにおいて、庁内関係課にコーディネートした件数は、令和4年度490件となっており、令和元年から増加しています。

今後もさらに、DV総合相談窓口の機能を充実させ、被害者に必要とされる適切な支援ができるように支援の選択肢を充実させていく必要があります。

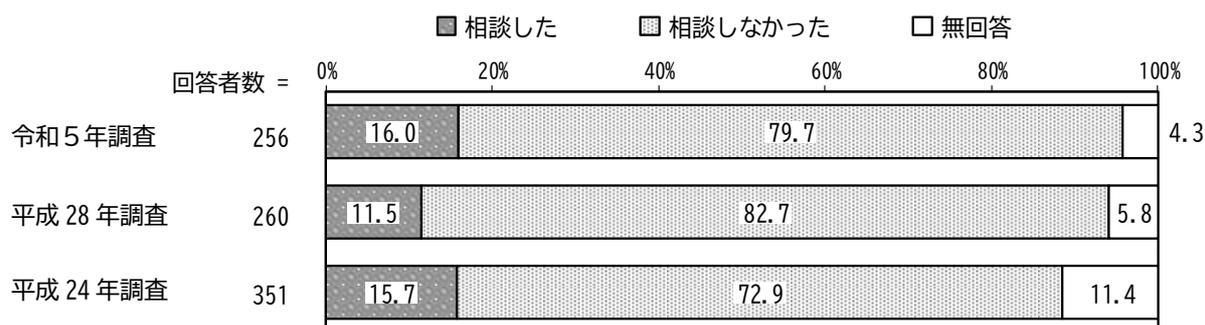


資料：ふじみ野市配偶者暴力相談支援センター

② DVに関する相談

令和5年に実施した男女共同参画に関する市民意識調査の結果、DV行為を受けたと回答した方のうち、「その行為を受けたことをどなたか（どこか）に相談した」の割合が16.0%、「相談しなかった」の割合が79.7%となっています。

平成28年に実施した市民意識調査と比較すると、「相談した」の割合は微増するものの、依然として「相談しなかった」の割合が大きく、DVに関する相談の実態としては、大きな変化はみられません。

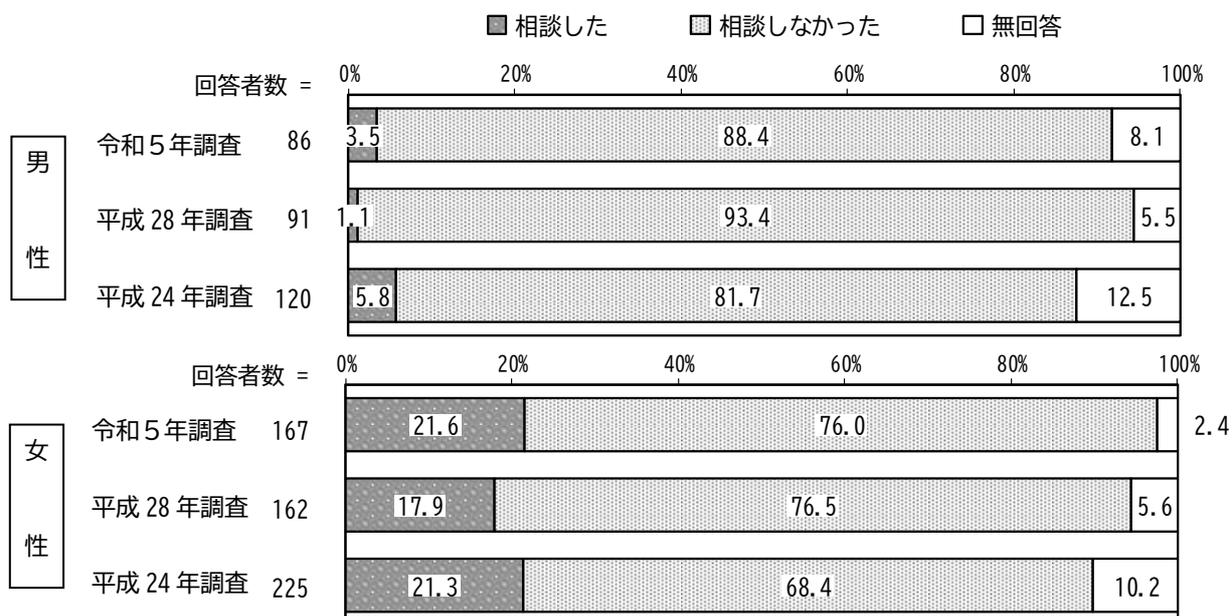


資料:令和5年ふじみ野市男女共同参画に関する市民意識調査

【性別・経年変化】

DV行為を受けたと回答した方は、男性より女性の方が多く、また「その行為を受けたことをどなたか（どこか）に相談した」の割合も21.6%と女性の方が大きい結果となっています。

経年変化では、女性だけでなく、男性の「その行為を受けたことをどなたか（どこか）に相談した」の割合は微増しています。引き続き、誰もが適切な支援を受けられる体制が必要です。

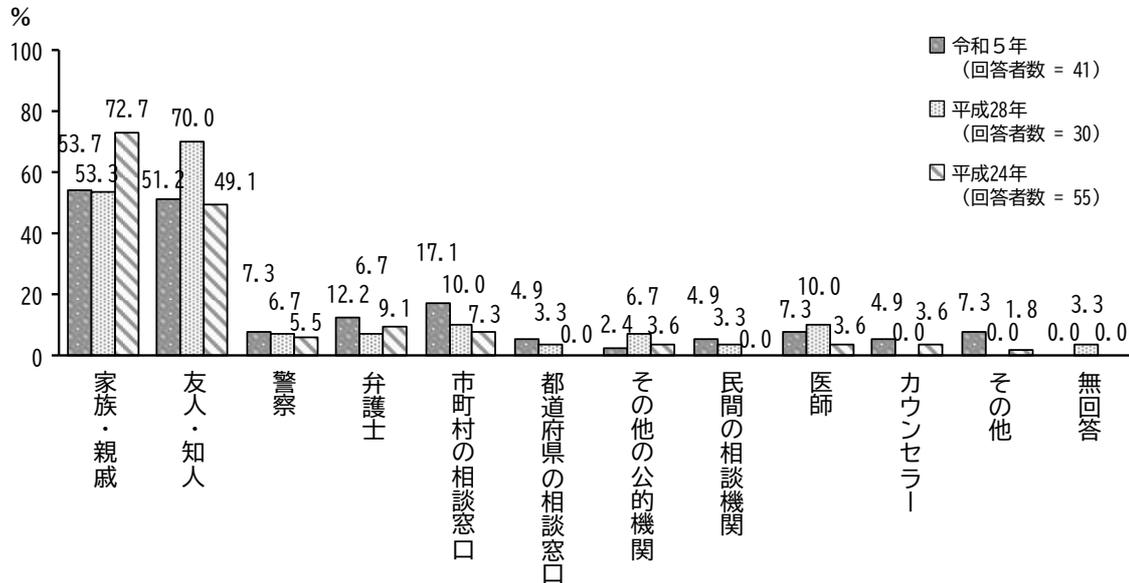


資料:令和5年ふじみ野市男女共同参画に関する市民意識調査

【相談した相手・場所】

「家族・親戚」の割合が53.7%と最も高く、次いで「友人・知人」の割合が51.2%、「市町村の相談窓口」の割合が17.1%となっています。

平成28年に実施した市民意識調査と比較すると、「弁護士」「市町村の相談窓口」の割合が増加しています。

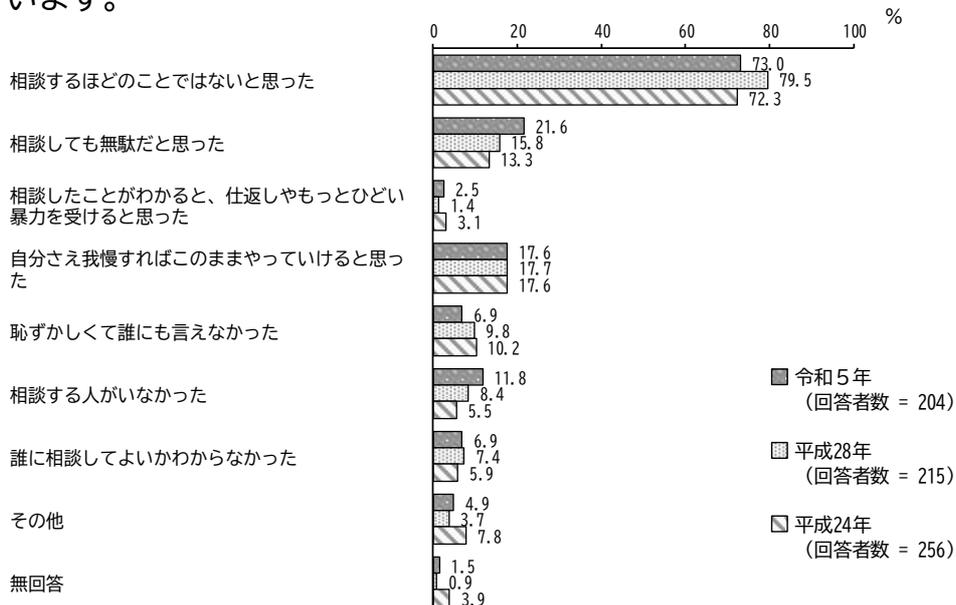


資料:令和5年ふじみ野市男女共同参画に関する市民意識調査

【相談しなかった理由】

「相談するほどのことではないと思った」の割合が73.0%と最も高く、次いで「相談しても無駄だと思った」の割合が21.6%、「自分さえ我慢すればこのままやっていけるといった」の割合が17.6%となっています。

平成28年に実施した市民意識調査と比較すると、「相談しても無駄だと思った」の割合が増加しています。一方、「相談するほどのことではないと思った」の割合が減少しています。



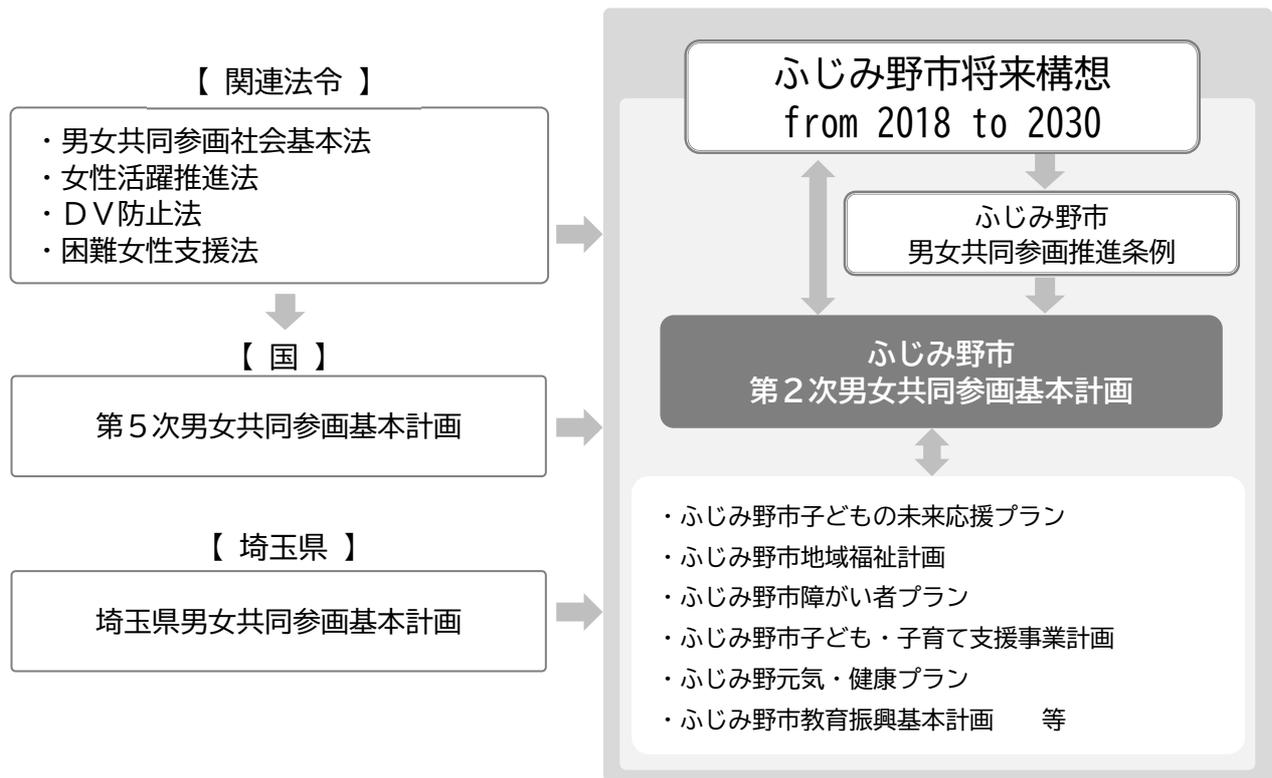
資料:令和5年ふじみ野市男女共同参画に関する市民意識調査

1 計画の目的

本計画は、男女共同参画社会の実現に向けて、ふじみ野市における男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に推進するために策定した「ふじみ野市第2次男女共同参画基本計画」について、社会的な動向や新たな課題を踏まえ、見直しを行い、策定するものです。

2 計画の位置づけ

- (1) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。
- (2) 本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」を包含するものです。
- (3) 本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」を包含するものです。
- (4) 本計画は、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第8条第3項に基づく「市町村基本計画」を包含するものです。
- (5) 本計画は市の最上位計画である「ふじみ野市将来構想 from 2018 to 2030」に基づき、策定しました。



3 計画の性格

- (1) この計画は、「ふじみ野市男女共同参画推進条例」第10条に基づき策定する計画です。
- (2) この計画は、国の「第5次男女共同参画基本計画」、埼玉県の「男女共同参画基本計画」の趣旨を踏まえて策定する計画です。
- (3) この計画は、市の関連計画との整合性を図り、策定しました。
- (4) この計画は、「ふじみ野市男女共同参画推進審議会」の意見を尊重するとともに、「第2次ふじみ野市男女共同参画基本計画」の推進状況や課題を整理し、パブリック・コメント制度等による市民参加のもとに策定しました。
- (5) この計画は、市・市民・事業者等と協働して取り組むものです。

4 計画の期間

この計画は、市の最上位計画「ふじみ野市将来構想 from 2018 to 2030後期基本計画」と同様、平成30年度～令和12年度の13年間を計画期間とし、社会状況の変化や計画の推進状況を踏まえ、中間年度である令和5年度に見直しを行いました。

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 |
|------------|---|-------|-------|-------|-------|-------|--------------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|
| 上位計画 | ふじみ野市将来構想 from 2018 to 2030 (平成30年度～令和12年度) | | | | | | | | | | | | |
| | 前期基本計画 (6年) | | | | | | 後期基本計画 (7年) | | | | | | |
| 男女共同参画基本計画 | ふじみ野市第2次男女共同参画基本計画 (平成30年度～令和12年度) | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | 見直し | 見直し後の計画 (7年) | | | | | | |

5 計画の推進

近年、計画の策定をはじめ、取組を実践する過程においても、市民等の参画による見直し等の仕組みが構築されています。

ふじみ野市では、男女共同参画基本計画の基本理念である「だれもが自分らしく活躍するまち ふじみ野」の実現を、市民や各種団体との協働により、推し進めていきます。

(1) 推進体制

①計画の点検・評価体制

○ふじみ野市男女共同参画推進審議会

市民委員をはじめ、各分野の専門的知識を有する委員で構成され、計画の進捗状況の点検・評価を行います。

②庁内推進体制の整備・充実

○ふじみ野市男女共同参画推進会議

主に男女共同参画に密接に関わる部署の課長を構成員として、この計画に定める施策全体の総合的な推進や施策の調査研究と進行管理を行います。

○ドメスティック・バイオレンス対策庁内連絡会議

DV被害者の支援を関係各課が相互に連携して総合的に推進する役割を担うことから、DV防止基本計画の策定にあたっては、被害者の支援の充実に向けて検討するとともに、今後の推進体制の重要な役割を果たしていきます。

(2) 市民、事業者等との連携と協働

男女共同参画社会の実現に向けて施策を推進するにあたり、市・市民・事業者等と連携、協働し、様々な分野で主体的にそれぞれの役割を果たしていくことを目指します。

(3) 国や埼玉県、関係機関との連携

国の法整備や、埼玉県が広域的に実施すべき事項等については、国や埼玉県に積極的に働きかけを行うとともに、必要に応じて他の関係機関と連携を図ります。

(4) 計画の効果的な進行管理

施策の推進状況を年度ごとに確認し、公表します。推進状況の評価は、計画の見直しや施策の次年度以降の取組に反映します。さらに、進行管理の精度を上げるために、成果指標等を設定し、その達成に向けて事業・施策を推進していきます。

1 計画の基本理念

ふじみ野市では、平成27年10月に「ふじみ野市男女共同参画推進条例」を制定し、その中で男女共同参画を推進するための8つの基本的な考え方を基本理念として定めています。

この計画では、「ふじみ野市男女共同参画推進条例」に示された基本理念を踏まえ、「ふじみ野市第2次男女共同参画基本計画」で掲げた基本理念を引き続き掲げ、計画を推進していきます。

【基本理念】

だれもが自分らしく活躍するまち ふじみ野

【ふじみ野市男女共同参画推進条例の基本理念】

- 1 男女が個人としての尊厳を重んじられること。
- 2 男女が直接的であるか間接的であるかを問わず、性別による差別的な取扱いを受けないこと。
- 3 男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること。
- 4 男女が性別による固定的な役割分担意識に基づいた社会の制度又は慣行によってその活動が制限されることなく、自らの意思及び責任により多様な生き方が選択できること。
- 5 男女が社会の対等な構成員として、市の政策又は事業者における方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。
- 6 家族を構成する男女が、互いの協力及び社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活における活動及び就業、就学その他の社会生活における活動が円滑に行われること。
- 7 妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について、男女の相互の意思が尊重されること及び生涯にわたり男女が健康な生活を営むことについて配慮されること。
- 8 国際社会における取組と密接な関係があることの認識に立ち、国際的な協調の下に行われること。

2 計画見直しの視点

この計画では、社会的変化や新たな課題に対応するために主要課題の見直しや新たな基本目標の追加を行いました。

(1) あらゆる形態の暴力の根絶【DV防止基本計画】

暴力は、配偶者や恋人など親密な関係にある間柄であっても人権侵害であり犯罪行為です。心身に対する暴力によって他人を支配する行為は、個人が尊重され、能力を發揮して生きることができるという基本的な権利を侵害することになります。ふじみ野市では、ドメスティック・バイオレンスや人権侵害行為の解決に向け、加害者も被害者も生まれないよう、暴力防止に関する啓発活動を強化します。また、配偶者暴力相談支援センターとして、個々の被害者の保護、支援をより迅速に行うために、今後も、管轄警察署、福祉事務所、児童相談所、医療機関等の関係機関と連携協力を図っていきます。

また、人権教育、男女平等意識についての教育を推進し、特に若年層に対しては、交際相手からの暴力(デートDV*)についての積極的な情報提供を行う必要があるため、主要課題2として「ドメスティック・バイオレンスの防止と根絶に向けた予防啓発の推進」を新たに追加しました。

(2) 困難な問題を抱える女性への支援【困難女性支援基本計画】

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が、令和4年5月25日に公布され、令和6年4月1日に施行されます。

日常生活又は社会生活を営む上で困難な問題を抱える女性の支援を目的とし、困難を抱える女性が安心して、かつ、自立して生活していけるよう切れ目のない支援を行うこととしています。今後、女性相談支援員は同行支援やアウトリーチを行うとともに、支援調整会議に出席し、当事者に寄り添った支援が求められます。

市町村においては、法第8条に基づき基本的な計画を定める努力義務規定が明記されています。そのため、ふじみ野市では「女性活躍推進計画」、「DV防止基本計画」と同様に男女共同参画基本計画に位置づけ、困難を抱える女性の支援を包括的かつ継続的に行っていきます。

また、困難な問題を抱える女性やDV被害者等の緊急避難や支援強化のため、専門性を有し、柔軟な対応が期待できる民間支援団体との連携を推進していきます。

(3) 生活福祉の向上

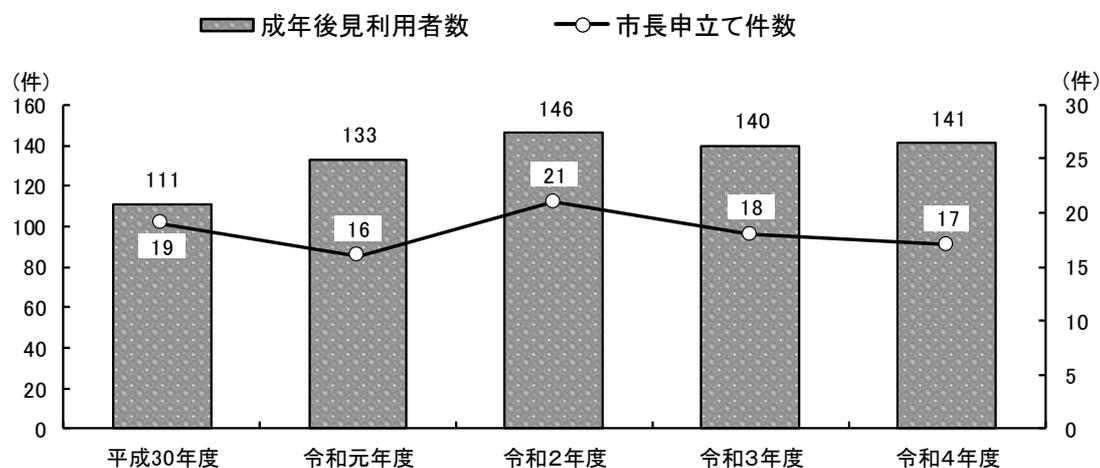
近年、少子高齢化や核家族化の一層の進行による家族機能の変化に加え、地域のつながりが希薄化していく傾向にあり、社会的孤立など既存の制度では十分に対応できない人に対する支援の必要性が高まっています。

ふじみ野市では、社会福祉協議会や民生委員・児童委員協議会をはじめとする地域福祉を担う団体等と連携し、庁内関係機関を含めた多機関の協働による包括的支援体制を進めています。

また、判断能力が十分でない人や認知症高齢者などの人権や財産を守る成年後見制度の必要性が増加していることから、ふじみ野市では令和2年度に成年後見センターを立ち上げ、成年後見制度に関する相談を行っています。

さらに、複合的な問題を抱え支援を必要とする人への対応は、組織間の横断的な連携が求められることから、令和2年6月の社会福祉法の一部改正に基づき重層的支援体制が令和4年度から開始しました。これにより、現状に沿った各施策の見直しを行いました。

【成年後見利用者数の推移（さいたま家庭裁判所川越支部提供）、市長申立て件数】



*デートDV

恋人同士など、親密な関係にある若者の間で起こる暴力のことをいいます。貸したお金を返さないなどの経済的暴力、無理やり性行為をしようとする、避妊に協力しないなどの性的暴力、携帯電話等を勝手に見るなどのデジタル暴力、大声でどなる、友人関係を制限するなどの精神的暴力などの行為が若年者においても起きており、将来、夫婦間の深刻なDVにつながる可能性があるといわれています。

3 基本目標

基本目標1 男女共同参画の意識づくり

男女共同参画社会の実現には、すべての人に男女共同参画の理念が浸透していることが重要です。性別による固定的な役割分担意識の解消を図り、男女が性別に関わりなく、それぞれの個性と能力を十分に生かし、ともに責任を果たしていく男女共同参画社会を実現するため、男女共同参画の理解促進、教育・学習の充実に取り組みます。

基本目標2 男女がともに活躍できる環境づくり

【女性活躍推進計画】

女性が様々な場で活躍する社会の実現には、性別による区別や制約なく活動できる環境が必要です。すべての人が働きやすい職場環境を整備するとともに、働く意欲のある女性の活躍を支援し、妊娠・出産・子育てや家事、介護等の役割と仕事を両立することや、再就職や起業への支援を進めます。また、男性の家事・育児・介護への参画促進、事業主に向けた啓発を促進します。

さらに、組織の政策や方針を決定する場で男性も女性も活動しやすい場を作ることができるよう、働きかけを行うとともに、審議会等への女性委員の登用を促進する仕組みの構築を図ります。

基本目標3 あらゆる形態の暴力の根絶

【DV防止基本計画】

DVや性犯罪、ストーカーなどの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり犯罪行為です。DVや人権侵害行為の解決に向け、個々の被害者の保護、支援をより迅速に行うために、管轄警察署、福祉事務所、児童相談所、医療機関等の関係機関と連携協力を図っていきます。

また、DVだけでなくハラスメントについて、加害者も被害者も生まれないよう、防止に関する啓発活動を強化するとともに、若年層に届きやすい媒体等を利用した啓発活動や相談窓口の周知を図っていきます。

基本目標4 困難な問題を抱える女性への支援【困難女性支援基本計画】

困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援体制を推進するため、関係機関相互の連携のための支援調整会議の実施や民間団体との協働、支援にあたる女性相談支援員の資質向上を図りながら、当事者に寄り添った取組を進めていきます。

また、困難な問題を抱えるDV被害者等の緊急避難や支援強化のため、専門性を有し、柔軟な対応が期待できる民間支援団体との連携を推進します。

基本目標5 社会参画の促進

地域における課題が多様化する現代社会では、課題の解決や地域での豊かな生活の維持に地域の住民の主体的な活動が重要な役割を担っています。思いやりの心で共に助け合う温かみのあるまちに向け、地域での暮らしや活動の中で、性別にかかわらず多くの人が活動していくことが重要です。特に、防災・災害対策の分野では、女性や要配慮者*となる人の視点に立った対策が引き続き重要です。

基本目標6 生涯にわたる健康支援

すべての人がいきいきと能力を発揮して活躍するには、健康で自立した生活を送ることができる環境が必要です。女性は男性とは異なる身体的特徴を持つとともに、成長段階に応じた様々な健康課題に配慮する必要があり、特に、性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)については、妊娠、出産について女性の問題だけでなく、性と生殖に関する男女の平等な関係、同意、共同の責任が認識されるよう、啓発・情報提供を行います。

また、こころとからだの健康の保持・増進に向けた主体的な行動の推進と関係機関と連携した相談体制の充実を推進します。

基本目標7 生活福祉の向上

少子高齢・人口減少社会の中では、子育てや介護は社会全体の取組として進める必要があります。このため、子育てや介護の負担を家族、とりわけ女性に集中することなく、社会全体で支える仕組みとして各種福祉サービスの整備・充実を推進します。また、経済的困難を抱える家庭への支援を充実する必要があることから、子どもと保護者の双方に必要な支援を推進していきます。

さらに多様化する福祉課題を総合的に受け止め、解決するために、包括的支援体制を進めるとともに、地域において活動する様々な人材・組織等の活動を支援し、地域福祉の効果的な推進を図ります。

*要配慮者 高齢者、障がい者、乳幼児、外国人その他の特に配慮を要する者をいいます。

4 SDGs（持続可能な開発目標）との関係

平成27年9月に国連サミットで採択され、世界が合意した「SDGs：Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」は、全世界の共通課題である貧困や不平等・格差、テロや紛争、気候変動など様々な課題を令和12年までに解決し、「誰一人取り残さない」世界の実現を目指すために、17の目標を設定しています。

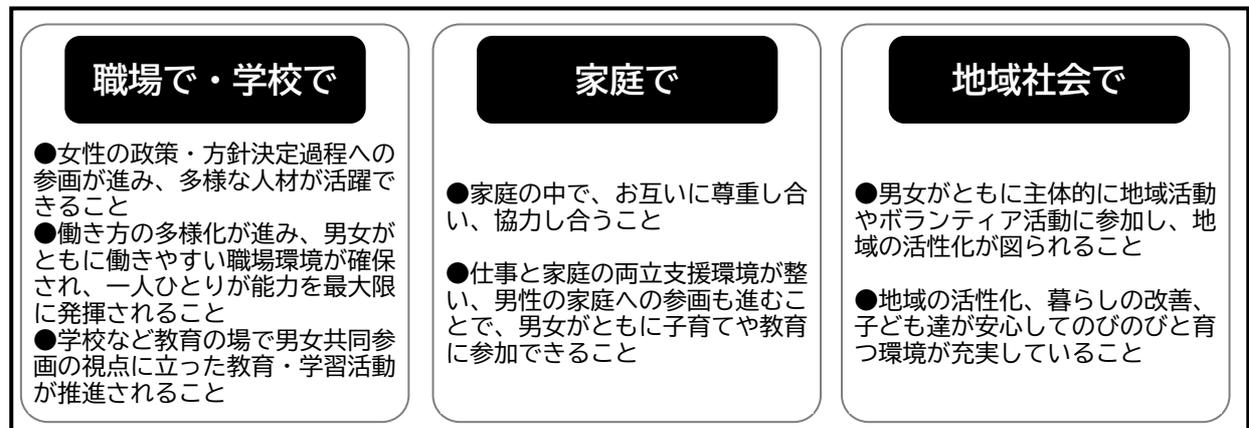
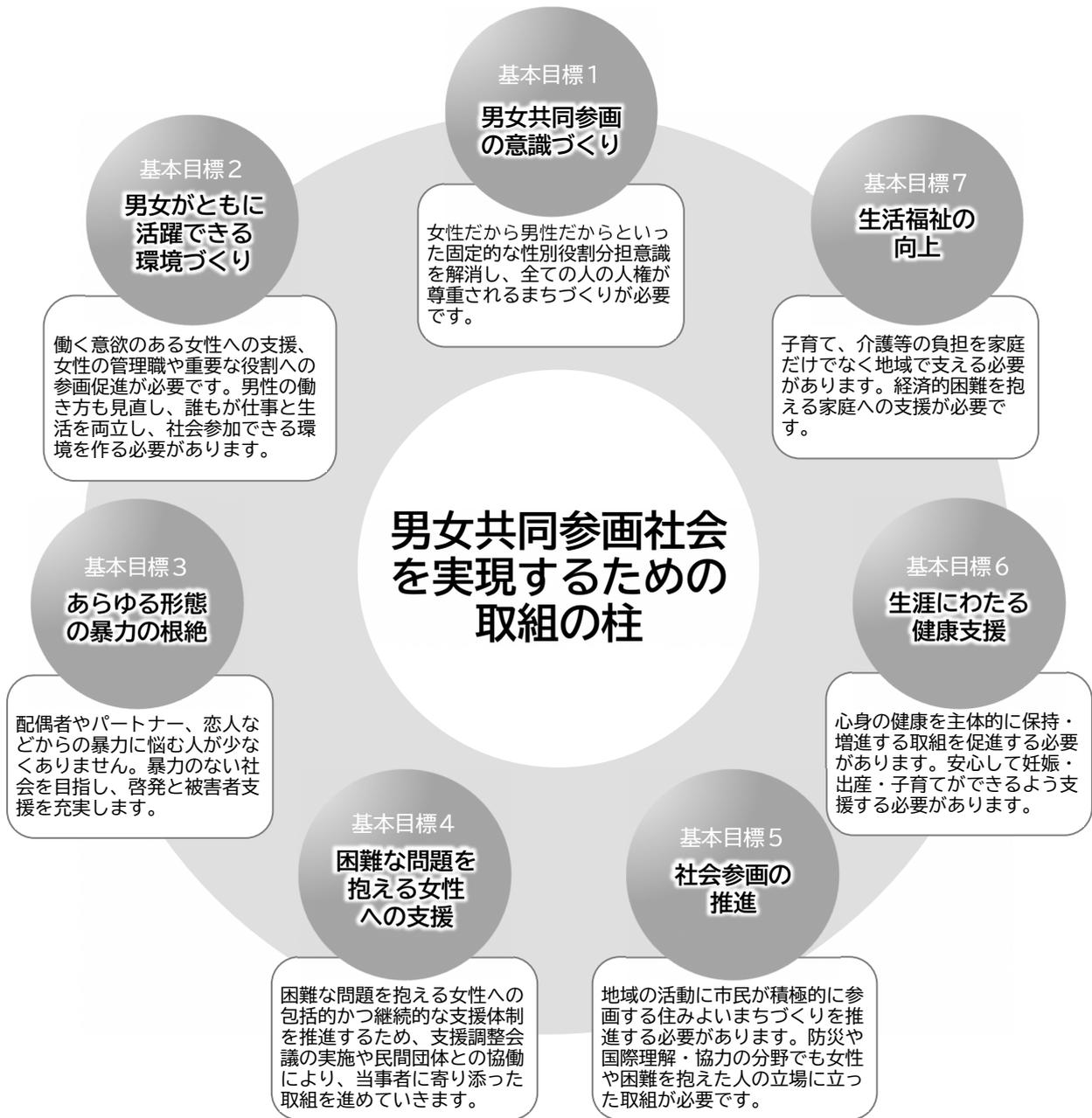
SDGsが示す多様な目的の追求は、地方自治体が抱える課題の解決に貢献し、地方の持続可能な開発につながるものとなります。

本計画においても「誰一人取り残さない」持続的な社会を目指すものとしてSDGsの取り組みを推進するものです。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



5 取組の柱とイメージ



だれもが自分らしく活躍するまち ふじみ野

6 計画の体系

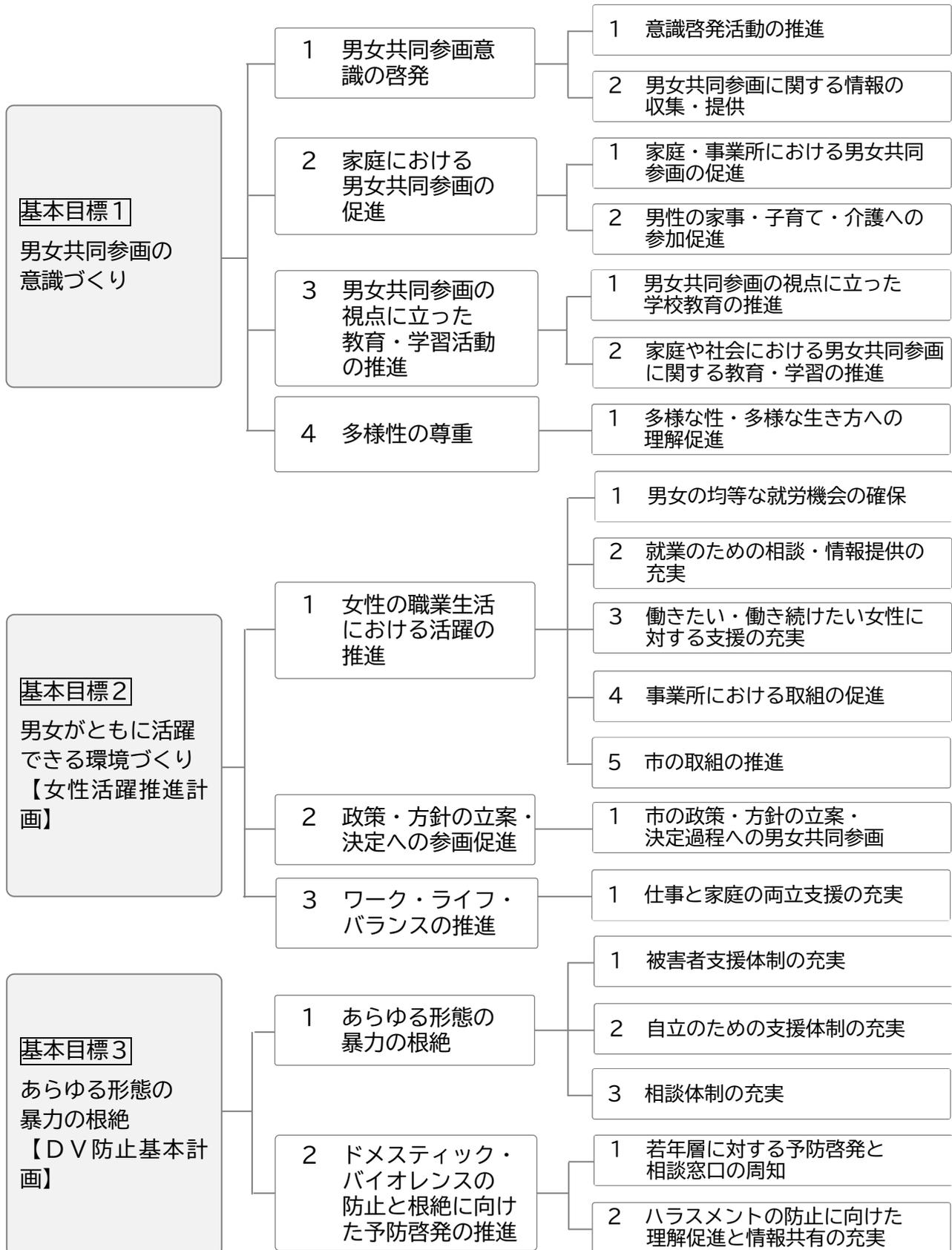
基本理念

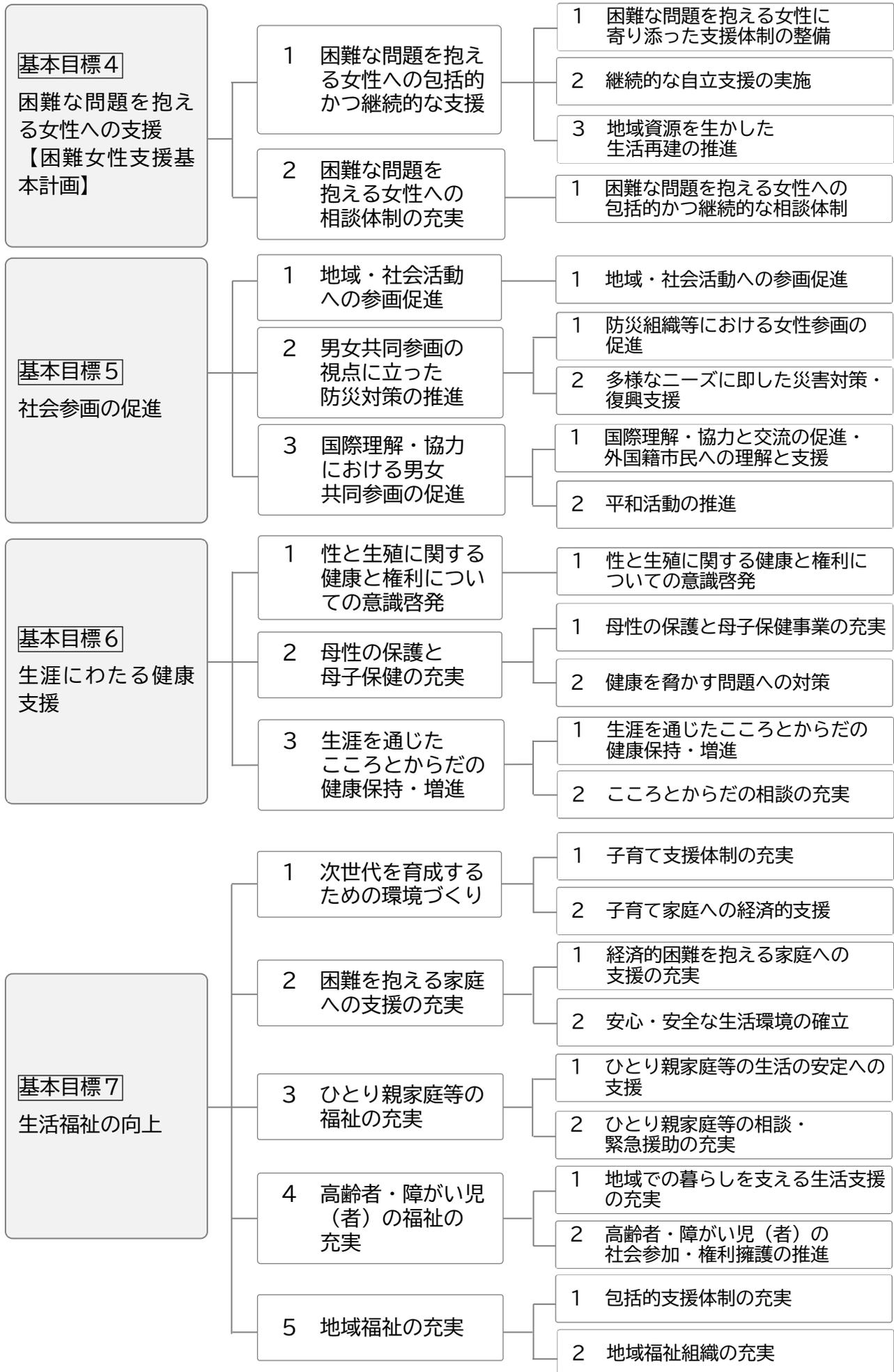
だれもが自分らしく活躍するまち ふじみ野

[基本目標]

[主要課題]

[施策の方向]





7 今後の取組をより良い方向にするための「評価」のあり方

計画の推進状況の評価する場合、どの程度目標に近づいているか、またより良い方向に向けて個々の取組をどのように進め、改善したのかということ、誰もがわかるように「見える化」していくことが重要です。

これまでの年度終了後に評価を行う「事後的」な評価だけではなく、市民等や関係課も交えながら各分野の目標の達成に向けて、方向性を確認し、取組を見直していく評価のしくみを取り入れます。

指標については、「管理指標（実績値の目標）」に加えて、目指すべき社会の実現に向けて目的を明確にした「成果指標（アウトカム）」や、ふじみ野市における男女共同参画の進捗状況を把握する「参考指標」を設定することで、多様かつ客観的な視点から、市民等や関係課とともに取組の見直しを進めていきます。3つの指標の考え方を生かし、施策の内容にあった「実」のある達成を目指し、各担当課の取組の質を高めていきます。

○指標の設定と説明

この計画では、目標とする指標を成果指標、管理指標、参考指標として設定し、計画的な施策の推進を図るとともに、施策の進捗状況を確認する基準として活用することとします。

| 種類 | 性質 | 進捗管理方法 |
|------|----------------------------------|-----------------------------|
| 成果指標 | 目指すべき成果で、上位の目標達成度を表す指標 | 目標値を設定し、施策を推進する |
| 管理指標 | 取組や事業の回数、人数など「量的」な実績の目標値 | 具体的な取組や事業の実施計画 |
| 参考指標 | 取組を進めた結果として、市の動向やニーズを大まかに把握できる指標 | 推移を確認し、市の動向を把握するための参考データとする |

(1) 成果指標

成果指標とは、施策を推進する上で目指すべき成果で、取組の成果として「ふじみ野市がこのような状態になる」ということを示すものです。

| 指標 | 現状値 (令和4年度) | 目標値 (令和12年度) | 基本 目標 | 施策 番号 |
|---|----------------------------------|------------------------|----------|----------|
| 性的マイノリティ（LGBTQ等）という言葉を知っている」と回答した人の割合 | 72.3% (令和5年市民意識調査) | 100% | 1 | 14 |
| 男性職員の配偶者出産補助休暇・育児参画のための休暇の取得率 | 該当者のうち 88.24% (平均取得日数2.3日) | 取得率 100% (平均取得日数8日) | 2 | 32 |
| 男性職員の育児休業取得率 | 5.9% | 50% | 2 | 32 |
| 市の審議会等委員に占める女性委員の割合 | 33.6% | 40%以上 60%以下 | 2 | 35 |
| 女性委員が一人もいない審議会等の数 | 8 | 0 | 2 | 35 |
| 男性、女性片側の性が30%を下回る審議会等の割合 | 57.4% | 25% | 2 | 35 |
| 市の管理職（副課長以上）に占める女性の割合 | 23.2% | 25% | 2 | 37 |
| 保育所の待機児童数 | 3人 | 0人 | 2 | 39 |
| 放課後児童クラブの待機児童数 | 0人 | 0人 | 2 | 40 |
| DVの被害経験が過去に「何度もあった」、「1、2度あった」とする人がどこかに相談をした割合 | 16.0% (令和5年市民意識調査) | 30% | 3 | 48 |
| 市の防災会議における女性委員の割合 | 15.2% | 30% | 5 | 65 |
| 妊娠届出時における妊婦の状況把握率 | 100% | 100% | 6 | 78 |
| 国民健康保険加入者を対象とした特定健康診査受診率 | 44.9% | 47.7% | 6 | 83 |

(2) 管理指標

管理指標とは、取組や事業の回数、人数など「量的」な実績の目標値で、「ふじみ野市としてどれだけの活動に取り組んだか」の結果を説明するものです。

| 指標 | 現状値 (令和4年度) | 目標値 (令和12年度) | 基本 目標 | 施策 番号 |
|-------------------|-------------------------|-------------------------|----------|----------|
| 生きがい学習への参加人数 | 286人 | 460人 | 1 | 13 |
| ハラスメント防止研修受講人数 | 延べ229人 ※平成30年度～令和5年度 | 延べ420人 ※令和6年度～令和12年度 | 3 | 55 |
| こころの健康相談延べ件数 | 9件 | 30件 | 6 | 85 |
| 生活困窮者個別支援プラン作成割合 | 42.2% | 60% | 7 | 97 |
| 生活困窮者相談窓口での就労支援件数 | 122件 | 150件 | 7 | 97 |

(3) 参考指標

参考指標とは、取組を進めた結果として、市の動向やニーズを大まかに把握できる指標の推移を見ていくもので、「ふじみ野市の男女共同参画の進捗状況」を把握するものです。

| 指標 | 現状値 (令和4年度) | 目標 | めざす姿 | 基本 目標 | 施策 番号 |
|---|------------------------------------|--------|--|----------|----------|
| 市民団体に委託する男女共同参画啓発事業の実施回数 | 3回 | 効果的な実施 | 男女共同参画に関する啓発事業を市民団体等に委託して実施することにより、市民の主体的な活動による男女共同参画社会の実現を図ります。 | 1 | 2 |
| 「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識に「同感しない」と回答した人の割合 | 56.0% (令和5年市民意識調査) | 増加 | あらゆる機会を通じ、継続的に意識啓発を行うことで男女共同参画意識の浸透を図っていきます。 | 1 | 8 |
| 住民基本台帳事務等における支援措置件数 | 90件 | 適切な運用 | DV等被害者の情報の秘匿を支援することで、生命、身体の安全確保と安全な市民生活の確保を支援します。 | 3 | 43 |
| DV被害者支援のための庁内連絡会議の実施回数 | 1回 | 適切な運営 | DV被害者の保護・支援を円滑かつ安全に実施するために、関係課相互の情報共有を図り、危機管理意識を高めていきます。 | 3 | 44 |
| 配偶者暴力相談支援センターの認知度（「内容を知っている」と回答した人の割合） | 女性 7.8% 男性 2.7% (令和5年市民意識調査) | 増加 | 被害者や悩みを抱える人が迅速に相談、支援につながるように、認知度を高めます。 | 3 | 48 |
| 配偶者暴力相談支援センターの支援人数 | 91人 | 適切な運用 | 相談、保護にとどまらず、その後の生活支援のため、継続的に支援していきます。 | 3 | 49 |
| 困難な問題を抱える女性支援のための支援調整会議の実施回数 | — | 適切な運営 | 支援対象者への適切かつ円滑な支援を実施するために、支援調整会議を実施し、関係機関相互に連携協力を行います。 | 4 | 58 |
| 自主防災組織等で活躍する女性の人数 | 11人 | 増加 | 女性が地域で活躍できる環境づくりに取り組むことで、男女共同参画の視点に立った防災対策を推進していきます。 | 5 | 64 |
| 外国籍市民の生活相談延べ件数 | 377件 | 適切な運営 | 日本語を母国語としない外国籍市民の生活相談を多言語で実施することで、誰もが安心して生活できる地域づくりを支援していきます。 | 5 | 71 |
| 教育相談室等（さわやか相談員、スクールカウンセラー含む）における相談延べ人数 | 8,719人 | 適切な運営 | 保護者の子育てによる悩みや児童生徒からの相談を通して、学校との連携を図り、子どもの健やかな成長に向けて取り組んでいきます。 | 6 | 91 |

8 具体的な施策

基本目標 1 男女共同参画の意識づくり



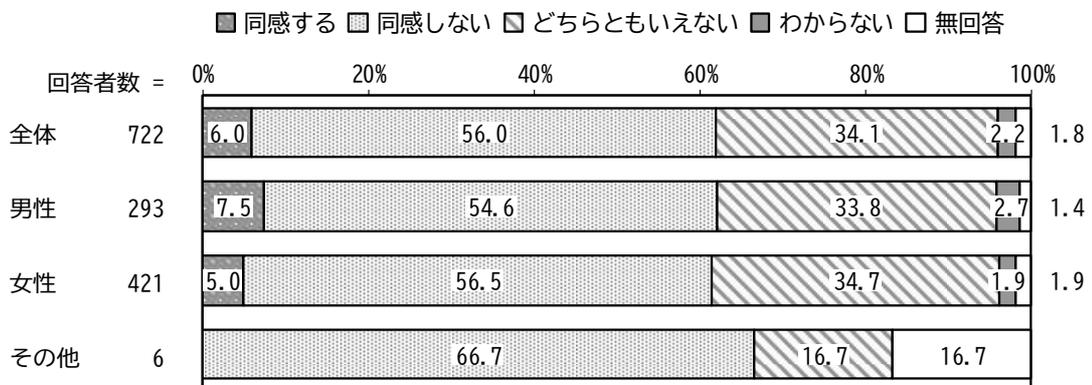
主要課題 1 男女共同参画意識の啓発

男女共同参画社会の実現に向けて、固定的な性別役割分担意識*にとらわれることなく、市民一人ひとりが互いを認め合い、尊重し合う意識を持つことが重要です。ふじみ野市では「ふじみ野市男女共同参画推進条例」を制定し、男女が個人としての尊厳を重んじられ、能力を発揮する機会が確保されること、性別による差別的な扱いを受けないこと、固定的な性別役割分担意識に基づく社会制度や慣行により活動が制限されることなく、自らの意思と責任により生き方が選択できることなどを基本理念として明記しています。

市民意識調査では、「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について同感する人は前回調査より減少してきており、また性別で比較しても、大きな差はなくなってきています。その一方で、社会通念や風潮（習慣やしきたり）や政治の場、社会全体の中で男女の地位が平等になっていると感じている人の割合は非常に低くなっています。依然として男女の役割を固定的にとらえる意識が社会に根強く残っており、このことが家庭や職場、地域等において様々な差別や偏った負担を生んでいると考えられます。

このような状況から、男女がともに暮らしやすい社会とするためには、固定的な性別役割分担意識の解消が必要です。さらに、男女共同参画の意識を浸透させるため、今後もあらゆる機会を通じて広報、啓発活動を展開することが重要です。

【「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識について】

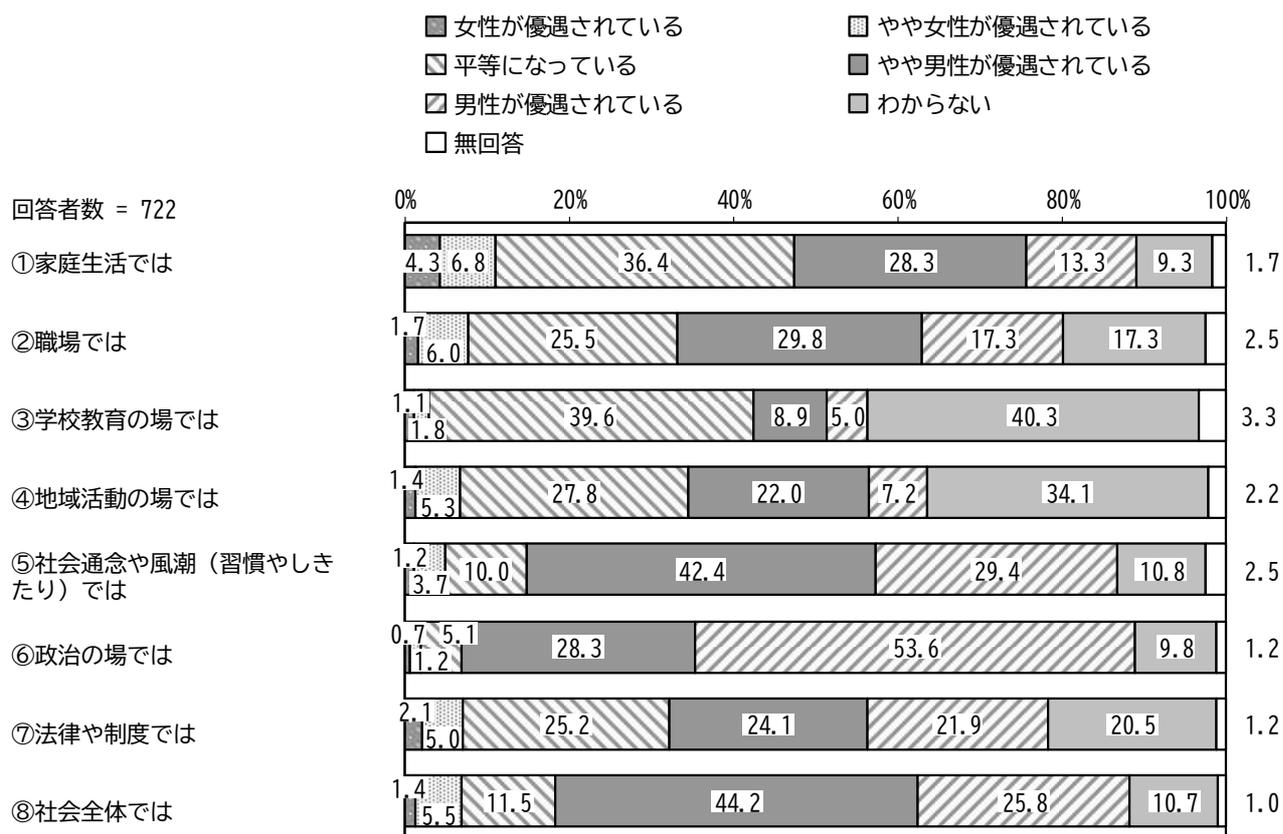


資料:令和5年ふじみ野市男女共同参画に関する市民意識調査

*固定的な性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として役割を固定的に分ける考え方のことをいいます。

【男女の地位の平等感】



資料:令和5年ふじみ野市男女共同参画に関する市民意識調査

施策の方向① 意識啓発活動の推進

男女共同参画の意識が広がるよう、あらゆる機会を通じて市民に向けた啓発活動を行います。

【具体的施策】

| 施策番号 | 施策名 | 内容 | 担当課 |
|------|-------------------------|---|------------------|
| 1 | あらゆる機会を通じた啓発活動 | 市役所ギャラリーや図書館など多くの市民が集まる場や広く情報が行き渡る媒体を通じて啓発活動を行う。 | 市民総合相談室 社会教育課 |
| 2 | 男女共同参画社会実現をめざしたまちづくりの推進 | 男女共同参画に関する市民の認識と理解を深めるための啓発事業を市民団体等に委託し、市民の主体的な活動による男女共同参画社会の実現をめざす。 【参考指標】市民団体に委託する男女共同参画啓発事業の実施回数 【目標値】効果的な実施 | 市民総合相談室 |
| 3 | 男女共同参画職員研修会の実施 | すべての職員が男女共同参画意識を持ち職務に当たるよう、研修を実施し、意識の定着を図る。 | 市民総合相談室 |

主要課題2 家庭における男女共同参画の促進

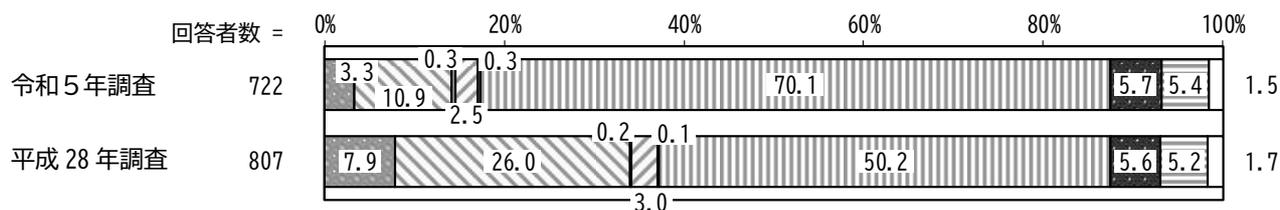
家庭生活においては、家族一人ひとりが、家事・育児・介護といった家庭の責任をともに担うことが大切ですが、女性が担っている割合が多いことが市民意識調査から読み取れます。その状況には、「男性は仕事、女性は家庭」という性別役割分担意識が根付いていると考えられますが、家庭のことを女性だけの役割とせず、積極的に男性も家事・育児・介護などに関わる必要があります。そのためには、男性の仕事中心の考え方やライフスタイルを変革し、仕事と家庭のバランスの取れたライフスタイルを選択できるようにする必要があります。それにより女性の負担が軽減され、家庭だけでなく、仕事や地域活動などへの女性のさらなる活躍が期待されます。

市民意識調査では、男女の役割分担のあるべき状態として「男女とも仕事をして、家事・育児も男女で分担する」の割合が増加しています。しかし、家庭生活における男女平等の実現度では、「平等になっている」は男性 46.4%、女性 29.9%にとどまっており、特に女性の負担感が表れています。

近年、共働き家庭が増えており、役割分担意識が固定化したままでは、女性は仕事と家庭内の仕事の負担がさらに増すことになり、男女がともに家事や子育て、介護などを家族の一員として担っていくことが求められます。そのため、男性が積極的に家事、子育て、介護等の役割を担うために情報提供やきっかけとなる場の提供を推進していく必要があります。

【男女の役割分担のあるべき状態】

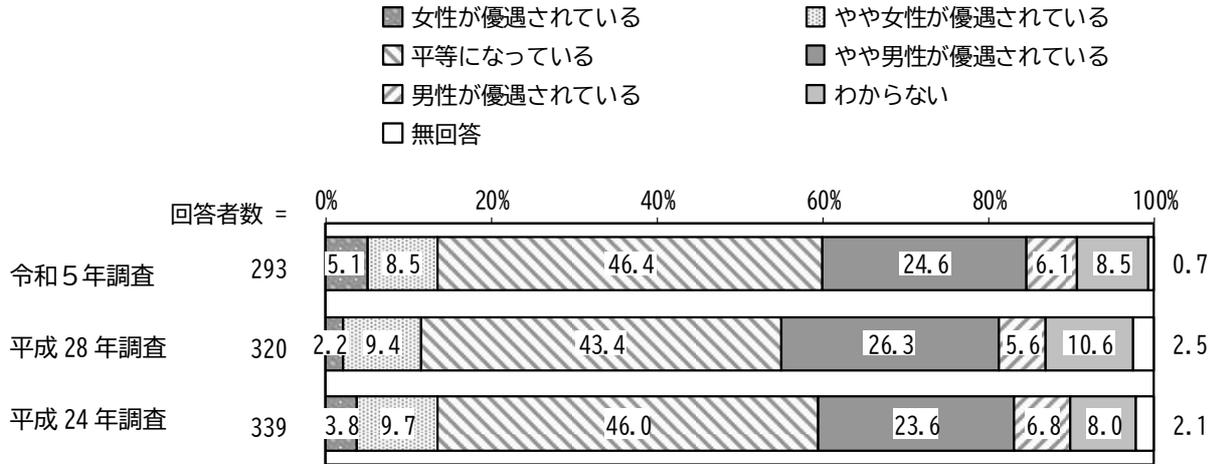
- 男性は仕事、女性は家事・育児を分担する
- ▨ 女性は仕事、男性は家事・育児を分担する
- ▩ 男性は仕事、女性も家事・育児にさしつかえない範囲で仕事をする
- ▩ 女性は仕事、男性も家事・育児にさしつかえない範囲で仕事をする
- ▨ 男女とも仕事をして、家事・育児は主に女性が分担する
- ▨ 男女とも仕事をして、家事・育児は主に男性が分担する
- ▨ 男女とも仕事をして、家事・育児も男女で分担する
- その他
- わからない
- 無回答



資料：令和5年ふじみ野市男女共同参画に関する市民意識調査

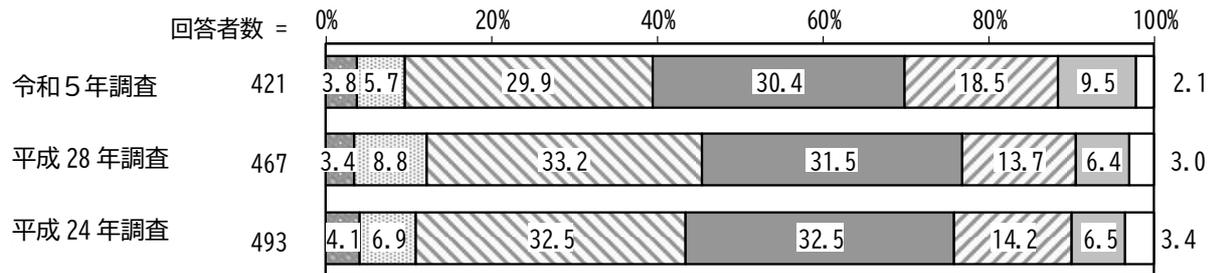
【家庭生活における男女平等の実現度】

【男性】



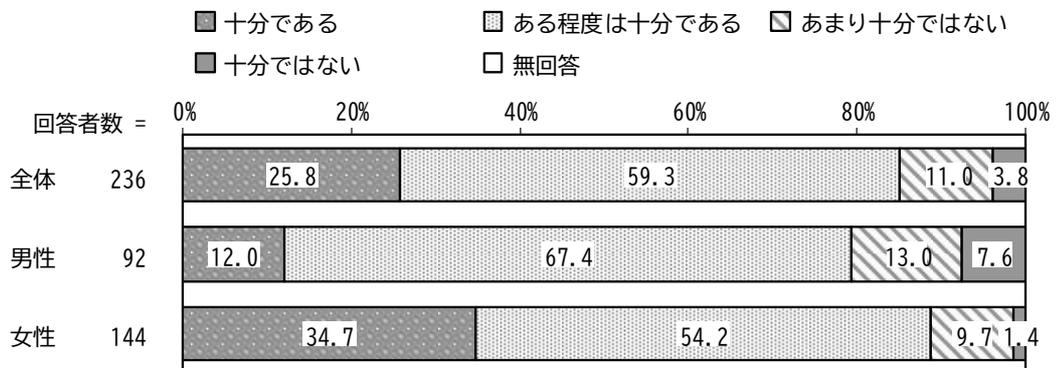
資料:令和5年ふじみ野市男女共同参画に関する市民意識調査

【女性】



資料:令和5年ふじみ野市男女共同参画に関する市民意識調査

【自身の子育てへのかかわりについて（子育て中の方のみ回答）】



資料:令和5年ふじみ野市男女共同参画に関する市民意識調査

施策の方向① 家庭・事業所における男女共同参画の促進

固定的な性別役割分担意識の解消や家庭・事業所における男女共同参画の推進に向けた啓発・情報提供を推進します。

【具体的施策】

| 施策番号 | 施策名 | 内容 | 担当課 |
|------|-------------------|--|---------|
| 8 | 性別役割分担意識解消に向けての啓発 | 市報やパネル展等広報・啓発活動を通して家庭の男女共同参画を推進するための意識啓発に努める。 【参考指標】「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識に「同感しない」と回答した人の割合 【目標値】増加 | 市民総合相談室 |
| 9 | 事業所等へ向けた情報提供 | 市内事業者に向けて、長時間労働を前提とした男性中心型の雇用慣行の見直しや働きやすい職場づくりや家庭と仕事の両立支援に関する埼玉県や市の取組についての情報提供を行う。 ▶男女共同参画情報誌「燦」やリーフレット等の配布 | 市民総合相談室 |

施策の方向② 男性の家事・子育て・介護への参加促進

女性に偏りがちな家事・子育て・介護の役割をより多くの男性が担えるよう、働く場での取組と併せて、男性自身の意識を変え、家事・子育て・介護のしかたを学ぶ機会を創出します。

【具体的施策】

| 施策番号 | 施策名 | 内容 | 担当課 |
|------|-----------------------|---|--------|
| 10 | 性別役割分担意識解消に向けた学習機会の充実 | 男性が家事・子育て・介護等に積極的に参加するきっかけとなる講座等を実施する。 | 社会教育課 |
| | | パパママセミナーや訪問による沐浴指導などに男性の参加を促し、家族を迎え、子育てに積極的に関わる準備をする学習の場を提供する。 | 保健センター |
| | | 子育て支援センターや児童センターなどで子どもと保護者が参加する事業に男性の参加を促し、子育てに積極的に関わる準備をする学習の場を提供する。 | 子育て支援課 |

主要課題3 男女共同参画の視点に立った教育・学習活動の推進

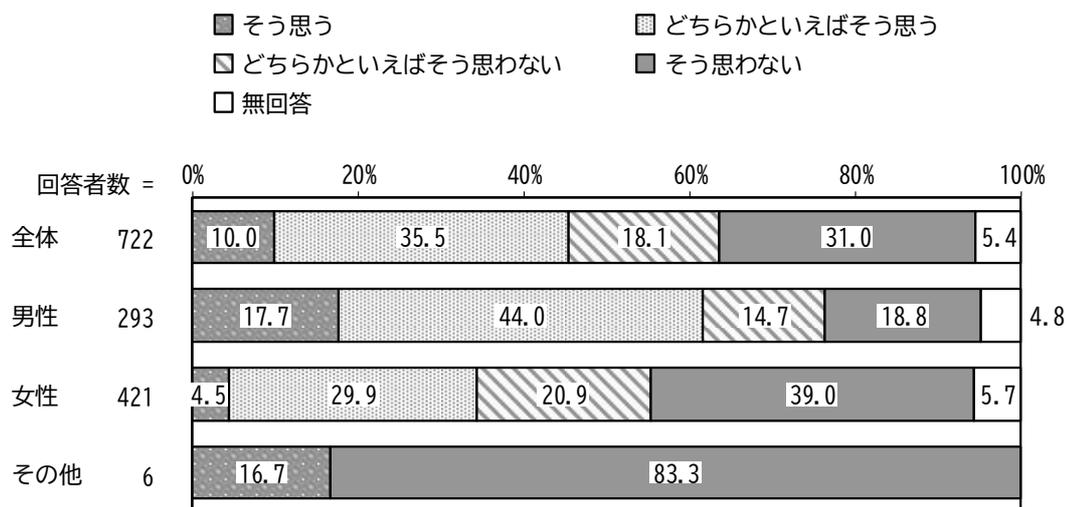
人権意識や男女平等意識は、個人の成長と発達に影響を与える重要な要素であり、成長に応じて形成されることから、その意識を育む教育の果たす役割は家庭・学校・地域社会の中で非常に大きくなっています。学校教育では、国の学習指導要領に基づく指導計画や人権教育全体計画により、人権教育や男女共同参画の視点も踏まえた指導が行われています。

市民意識調査では、「学校教育の場」が「平等になっている」と考える人の割合は高くなっており、学校教育の場においては男女平等が進んでいることがうかがえます。しかし、子育てについて「男の子は男らしく、女の子は女らしく、育てた方がよい」と考える人は男性61.7%、女性34.4%となっており、子ども達に無意識のうちに男性らしさや女性らしさを植え付けてしまう可能性があります。

男女共同参画社会を実現するためには、家庭や学校、地域における学習機会などを通じて男女共同参画や人権に関する教育を続けていくことが重要です。

また、子どもたちが、それぞれの個性、能力を發揮しながら自立して生活し、社会の一員として役割を果たすために、性別にとらわれずに将来について考え、主体的に自らの進路を選択することができるよう支援することが重要です。

【「男の子は男らしく、女の子は女らしく、育てた方がよい」という考えについて】



資料:令和5年ふじみ野市男女共同参画に関する市民意識調査

施策の方向① 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

男女間の固定観念や性別役割分担の意識を解消し、性別にとらわれず多様な生き方ができるよう、男女共同参画に関する教育の充実や男女共同参画の視点に立った指導を推進します。

【具体的施策】

| 施策番号 | 施策名 | 内容 | 担当課 |
|------|-------------------------|---|-------|
| 11 | 人権教育・男女共同参画の視点に立った指導の推進 | 校内研修や教育委員会等の研修を通して、人権教育及び男女共同参画の視点に立った指導の充実を図る。 | 学校教育課 |

施策の方向② 家庭や社会における男女共同参画に関する教育・学習の推進

家庭や社会において男女共同参画の視点をもった教育・学習が行われるよう、地域の人材を育成・活用しながら、意識啓発・学習機会の提供等を推進します。

【具体的施策】

| 施策番号 | 施策名 | 内容 | 担当課 |
|------|-----------------------------|--|----------------|
| 12 | 地域とともに取り組む学校運営と学校を核とした地域づくり | 保護者、学校、地域の人々とともに子どもを育て、地域コミュニティを育む地域協働学校の取組を推進する。 | 学校教育課 社会教育課 |
| 13 | 市民の学びの場における学習機会の提供 | 市民誰もが生きがい学習*に参加する機会を創出する。 【管理指標】生きがい学習への参加人数 【目標値】460人 | 協働推進課 |

*地域協働学校

ふじみ野市版コミュニティスクールの名称。地域に開かれた学校づくりと、学校を核としてひとづくりとまちづくりの好循環を生み出すため、学校・家庭・地域が連携・協働する仕組みです。

*生きがい学習

ふじみ野市における生涯学習の呼称で、市民一人ひとりが豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって自主的に行う学びをいいます。

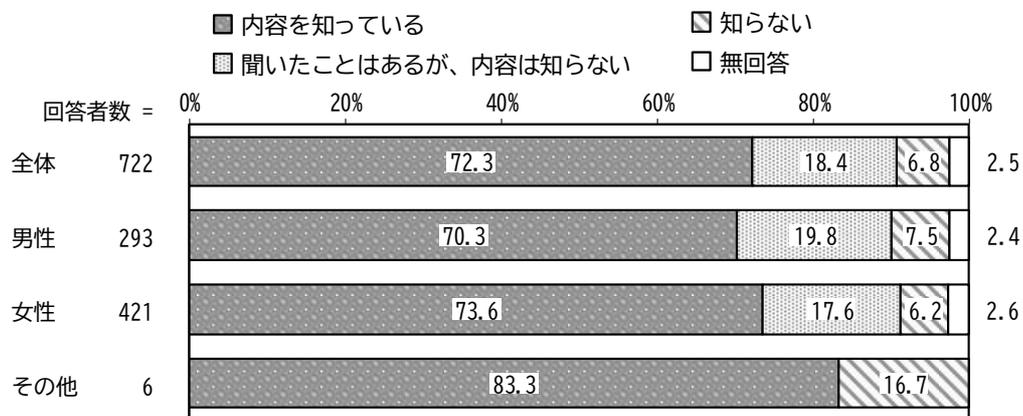
主要課題4 多様性の尊重

男女共同参画社会では、性別、年齢、国籍、障がいの有無にかかわらず、幅広く多様な個人を認め合うことで、誰もがその人らしく生きられることが重要であり、性のあり方についても同様です。性的マイノリティは、性的指向や性自認に基づく理由から、社会の偏見や生活上の困難に直面するといわれています。性的マイノリティを理由とした差別や偏見をなくすための知識や理解を深めるとともに、当事者への支援・配慮が必要です。

市民意識調査では、性的マイノリティ（LGBTQ 等）という言葉について「内容を知っている」は72.3%、「聞いたことはあるが、内容は知らない」は18.4%となっており、多くの市民に認知されてきていることがうかがえます。また、性的マイノリティの人たちが暮らしやすい社会をつくるために必要な取組については、「性的マイノリティの人たちに配慮した社会制度の整備」と並んで「性的マイノリティについての専門の相談機関の整備（電話相談や面接相談など）」「性的マイノリティに関する意識啓発活動」が挙げられており、支援が必要とされています。

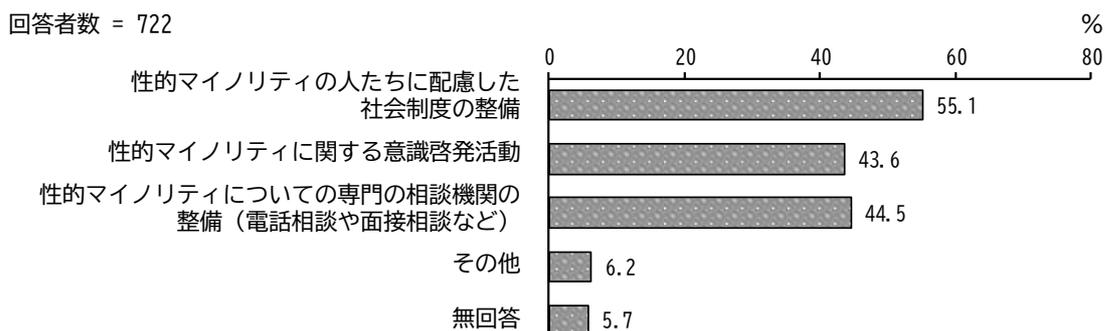
地域・学校・職場などで多様な性のあり方について正しく理解し、差別や偏見をなくすよう理解促進と支援に取り組む必要があります。

【性的マイノリティ（LGBTQ 等）という言葉の認知度】



資料:令和5年ふじみ野市男女共同参画に関する市民意識調査

【性的マイノリティの人たちが暮らしやすい社会をつくるために必要な取組】



資料:令和5年ふじみ野市男女共同参画に関する市民意識調査

施策の方向① 多様な性・多様な生き方への理解促進

性的指向・性自認などについて多様な性のあり方や、性的マイノリティについての相談体制の充実や正しい理解を広めるための取組を推進します。

【具体的施策】

| 施策番号 | 施策名 | 内容 | 担当課 |
|----------|-----------------------------|---|---------|
| 14 新規 | 性に関する理解促進と相談体制の充実 | LGBTQ など性的マイノリティへの理解促進のため、広報等を通じて広く啓発・教育を行うとともに相談体制の充実を図る。 ▶相談窓口の周知 ▶パートナーシップ宣誓制度における支援策の調査・研究 【参考指標】性的マイノリティ（LGBTQ 等）という言葉を知っている」と回答した人の割合 【目標値】100% | 市民総合相談室 |
| 15 | 性的マイノリティへの市職員の理解促進 | 研修や庁内通知を通じて、市民対応における配慮や庁内の職場環境向上に向け、市職員の性的マイノリティに対する理解促進を図る。 | 人事課 |
| 16 | 市の手続き等における配慮の推進 | 市の手続き等における当事者の心理的負担の軽減を図ることを目的として、「ふじみ野市各種様式等における性別記載ガイドライン」について、庁内に周知・働きかけを行う。 | 市民総合相談室 |
| 17 | 性的マイノリティへの教職員の理解促進と児童生徒への配慮 | 国や埼玉県等からの通知や研修などあらゆる機会を通じて、教職員の性的マイノリティに対する理解促進を図り、児童生徒への配慮に取り組む。 | 学校教育課 |

【ふじみ野市パートナーシップ宣誓制度のチラシ】

2022年6月4日
7月1日
スタート

ふじみ野市 パートナーシップ 宣誓制度

ふじみ野市では、一人ひとりが互いの人権を尊重し、多様性を認め合い、支え合いながら、誰もが自分らしく生き生きと暮らせる社会の実現を目指して、「ふじみ野市パートナーシップ宣誓制度」を開始します。

ふじみ野市パートナーシップ宣誓制度 とは

お互いを人生のパートナーとして、日常生活で相互に協力し合うことを約束した、1人または2人がLGBTQなどの性的マイノリティ（性自認が戸籍上の性別と異なる or 性的指向が異性のみでない）であるお2人が、パートナーであることを宣誓し、市が宣誓受領証や関係カードを交付する制度です。

この制度は、法律上の効果（婚姻や相続、税の控除など）が生じるものではありませんが、性の多様性に対する社会的理解を促進するとともに、性的マイノリティの方の社会生活上の困難や生きづらさを少しでも軽減し、お2人の自分らしい生き方に寄り添うことを目的としています。

LGBTQ とは

レズビアン（女性の同性愛者）、ゲイ（男性の同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（生まれたときに割り当てられた性別と自分が認識する性別が異なる人）、クエスチョニング（自分の性別や好きになる性別が決まっていない人）の漢字を組み合わせたものです。その他にも多様な性が存在します。

基本目標2 男女がともに活躍できる環境づくり 【女性活躍推進計画】



主要課題1 女性の職業生活における活躍の推進

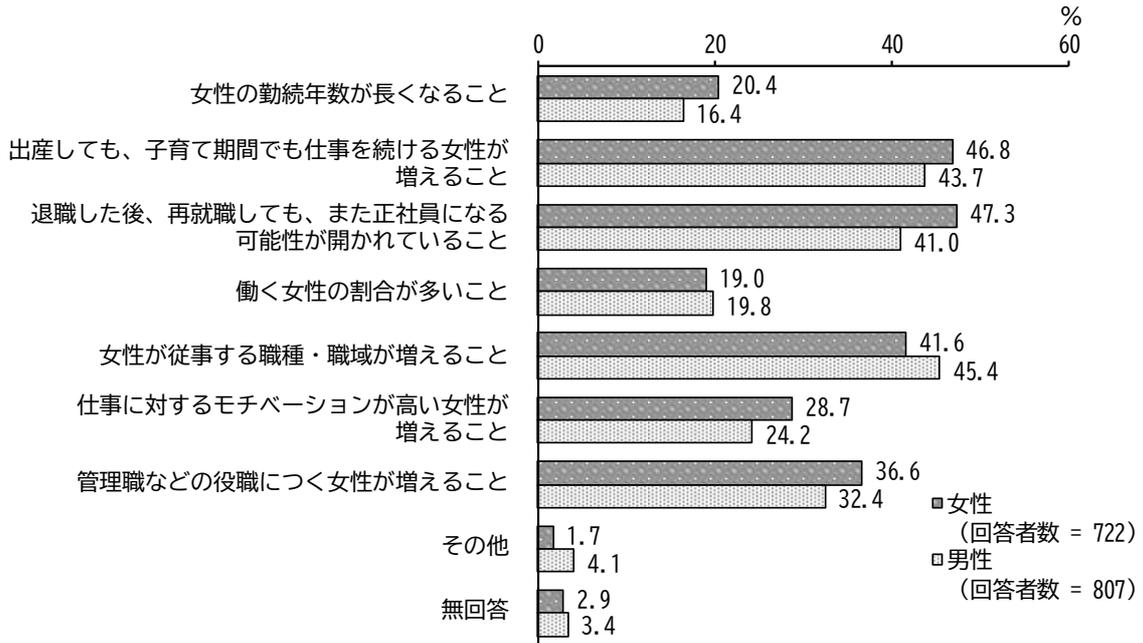
働きたい人が性別等にかかわらず能力を十分に発揮することは個人の自己実現につながるものであると同時に、少子高齢化が進行し労働人口の減少が大きな課題となる中、人材の確保のみならず、社会全体の活力の維持・向上のために極めて重要です。国においては、女性活躍推進法に基づく取組を含めたポジティブ・アクションの推進が求められており、職場における女性の参画拡大、男女間格差の是正や女性の能力発揮を促進するための支援が求められています。

市民意識調査では、働く場で「女性の活躍が推進されている」状態として、「出産しても、子育て期間でも仕事を続ける女性が増えること」、「女性が従事する職種・職域が増えること」、「退職した後、再就職しても、また正社員になる可能性が開かれていること」などが多く挙げられており、女性が働き続けることのさまたげになっている要因としては、「育児」「家族の看護や介護」「長く働き続けられるような職場の条件・制度が不十分」が多く挙げられています。

また、令和2年度の国勢調査では、妊娠・出産・子育て期に女性の労働力率が低下するM字カーブとなっているほか、女性の就業者に占める非正規雇用の割合は56.8%と高い状態が続いています。

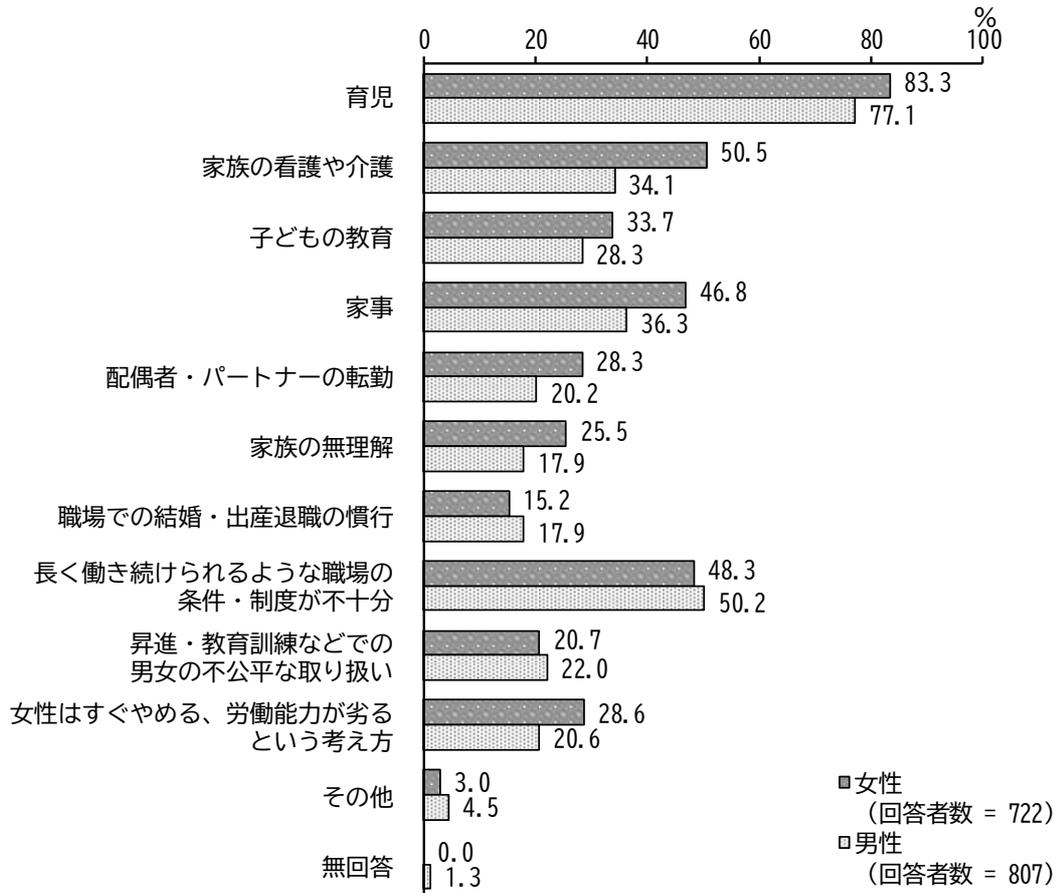
女性が職業生活においても活躍するためには、長時間労働を前提とした男性中心型の雇用慣行の見直しをはじめ、働きやすい職場づくりや家庭と仕事の両立を支援する取組を進めるとともに、一度退職した女性が再就職等にチャレンジしやすい環境をつくる必要があります。

【働く場で「女性の活躍が推進されている」状態について】



資料:令和5年ふじみ野市男女共同参画に関する市民意識調査

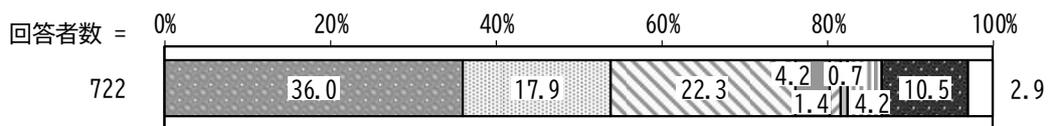
【女性が働き続けることのさまたげになっている要因】



資料:令和5年ふじみ野市男女共同参画に関する市民意識調査

【女性の働き方の理想】

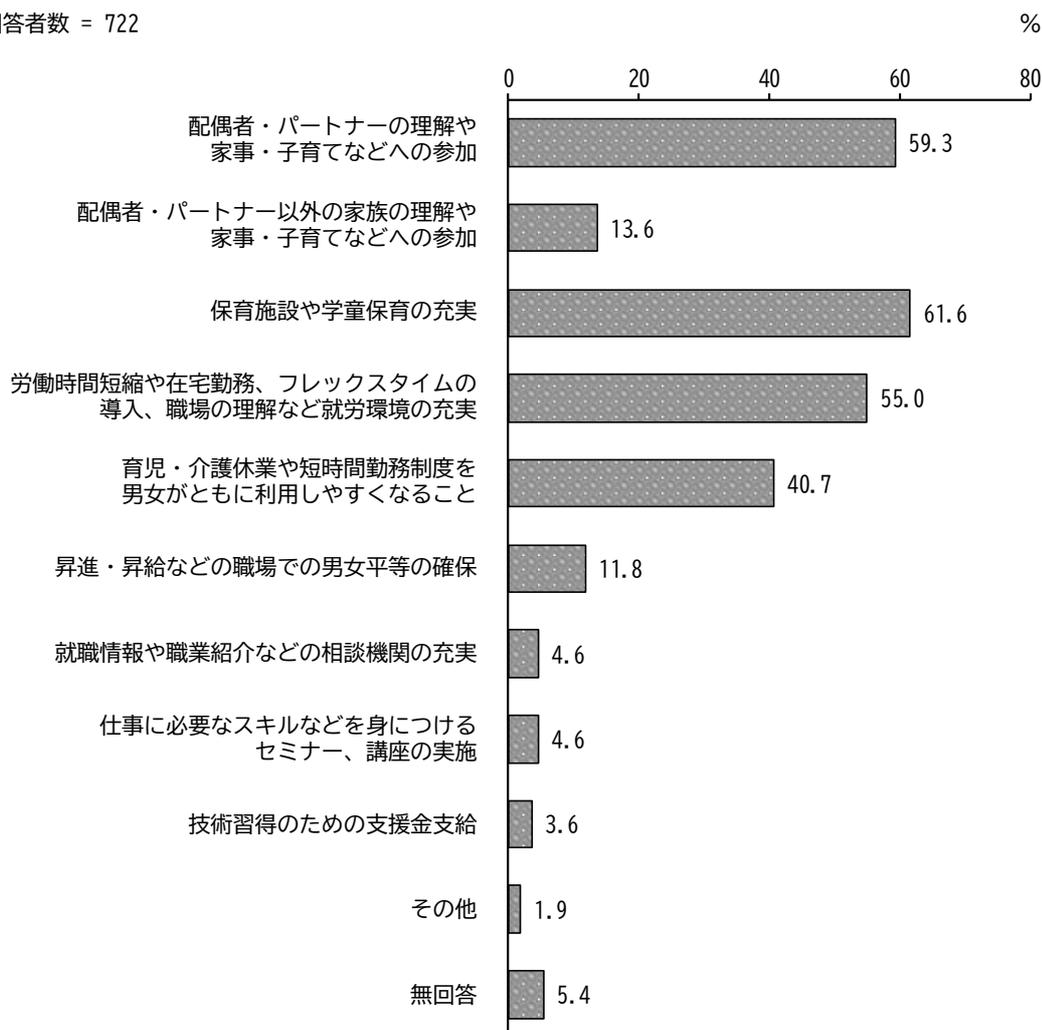
- 結婚や出産にかかわらず、仕事を続ける
- ▨ 子育ての時期だけ一時やめ、その後はフルタイムで仕事を続ける
- ▩ 子育ての時期だけ一時やめ、その後はパートタイムなどで仕事を続ける
- 子どもができるまで仕事もち、子どもができたなら家事や子育てに専念する
- ▨ 結婚するまで仕事もち、結婚後は家事に専念する
- 仕事はもたない
- ▨ その他
- わからない
- 無回答



資料: 令和 5 年ふじみ野市男女共同参画に関する市民意識調査

【女性の就労継続、再就職のために必要なこと】

回答者数 = 722



資料: 令和 5 年ふじみ野市男女共同参画に関する市民意識調査

施策の方向① 男女の均等な就労機会の確保

男女がともに多様な職種・職場での就労の機会を得て、平等に評価を受け、いきいきと自分らしく働けるよう、事業所等に対する取組を進めます。

また、個人の生き方が多様化する中で、女性の働く意欲が阻害されないよう、女性活躍の視点にも応じた制度等の整備を図ります。

【具体的施策】

| 施策番号 | 施策名 | 内容 | 担当課 |
|------|----------------|--|---------|
| 18 | 旧姓使用の場の拡大 | 様々な活躍の場で旧姓を使用しやすくするため、住民基本台帳やマイナンバーカードに旧姓を併記することで身分証明となり、女性の活躍を後押しする手段として広報等で周知していく。 | 市民課 |
| 19 | 事業所・市民に対する情報提供 | 埼玉県女性キャリアセンター主催の講座や相談に関する情報提供のほか、様々な媒体を活用して情報提供を行う。 | 市民総合相談室 |
| 20 | 雇用・就労に関する情報提供 | 商工会やハローワーク川越など関係団体と連携し、雇用・就労に関する法制度等についての情報提供をする。 | 産業振興課 |

施策の方向② 就業のための相談・情報提供の充実

ハローワーク、ふるさとハローワーク、埼玉県など関係機関と連携し、就労に関する相談・情報提供を進めます。

【具体的施策】

| 施策番号 | 施策名 | 内容 | 担当課 |
|------|------------------------|--|------------------|
| 21 | 就労の相談支援 | 市民にとって身近なふるさとハローワークを活用し、就職・再就職を希望する人への求人情報の提供と相談を実施し就職を支援する。 | 産業振興課 |
| 22 | ビジネス支援の充実 | 就業・起業・会社経営などに役立つ資料を集めたコーナーの充実を図るとともに、年1回のビジネス支援講座を図書館で開催する。 | 社会教育課 |
| 23 | 女性の労働を支援するための情報提供 | 埼玉県女性キャリアセンターや各種相談窓口、セミナー等に関する情報提供を行う。 | 産業振興課 |
| 24 | 雇用・労働環境に関する相談窓口の充実 | 賃金や労働条件など労働問題に関する相談窓口や手続きに関する情報提供等の支援の充実を図る。 | 市民総合相談室 産業振興課 |
| 25 | 内職相談などの家内労働における情報提供の充実 | 家庭の事情等により働く時間や場所に制約があり、自宅等での仕事を希望する者に対し、内職などの家内労働における相談や情報提供、あっせん及び求人の開拓を行う。 | 産業振興課 |

施策の方向③ 働きたい・働き続けたい女性に対する支援の充実

出産・子育てとの両立や不安定な就労状況など女性の就労に関わる課題を解消し、働きたい・働き続けたい意欲を持つ女性を支援します。

【具体的施策】

| 施策番号 | 施策名 | 内容 | 担当課 |
|----------|--------------------------|---|--------------------------|
| 26 | 女性に対する就労支援体制の充実 | ジョブスポットふじみ野と連携し、各々の対象者に応じて専門相談員が職業相談・紹介などを効果的に行うことで就職のサポート体制の充実を図る。 | 生活福祉課 地域福祉課 子育て支援課 |
| 23 再掲 | 女性の労働を支援するための情報提供 | 埼玉県女性キャリアセンターや各種相談窓口、セミナー等に関する情報提供を行う。 | 産業振興課 |
| 27 | 結婚・出産等で退職をした女性に向けた再就職の支援 | 再就職を希望する女性を対象としたセミナー等を開催し、ブランクがあることで生じる不安の解消や、情報処理スキルやコミュニケーションスキルの向上など再就職への後押しをする。 | 市民総合相談室 産業振興課 |
| 28 | 起業や多様な働き方への支援の充実 | 働きたい・働き続けたい女性が、希望に応じた多様な働き方を実現できるよう、起業に必要な情報提供や支援、セミナー等を開催する。 | 産業振興課 |

施策の方向④ 事業所における取組の促進

事業所等においても働きやすい職場づくりや管理職等への女性の参画が進むよう啓発や情報提供を行います。

【具体的施策】

| 施策番号 | 施策名 | 内容 | 担当課 |
|------|-------------------------------------|--|-------------------|
| 29 | 入札制度を活用した事業所等への啓発 | 入札参加資格の審査申請受付時に、「次世代育成支援一般事業主行動計画届出書」及び「多様な働き方実践企業認定証等」の写しの提出を求める。 | 契約・法務課 |
| 30 | 多様な働き方を推進している企業への入札制度における優遇措置の調査・研究 | ワーク・ライフ・バランス等推進企業の受注機会の増大を図るため、公共調達における優遇措置について調査・研究を行う。 | 市民総合相談室 契約・法務課 |
| 31 | 女性管理職登用促進に向けた啓発 | 事業所等に対し、女性の管理職登用促進に向けた啓発・情報提供を行う。 | 市民総合相談室 |

施策の方向⑤ 市の取組の推進

特定事業主行動計画に基づき、働きやすい職場づくりに向けた取組を推進します。

【具体的施策】

| 施策番号 | 施策名 | 内容 | 担当課 |
|------|--------------------|--|-----|
| 32 | 特定事業主行動計画に基づく取組の推進 | 特定事業主行動計画に基づき、働きやすい職場づくりに向けた取組を推進する。 【成果指標】 男性職員の配偶者出産補助休暇・育児参画のための休暇の取得率 【目標値】 取得率 100% (平均取得日数 8日) 【成果指標】 男性職員の育児休業取得率 【目標値】 50% | 人事課 |

主要課題2 政策・方針の立案・決定への参画促進

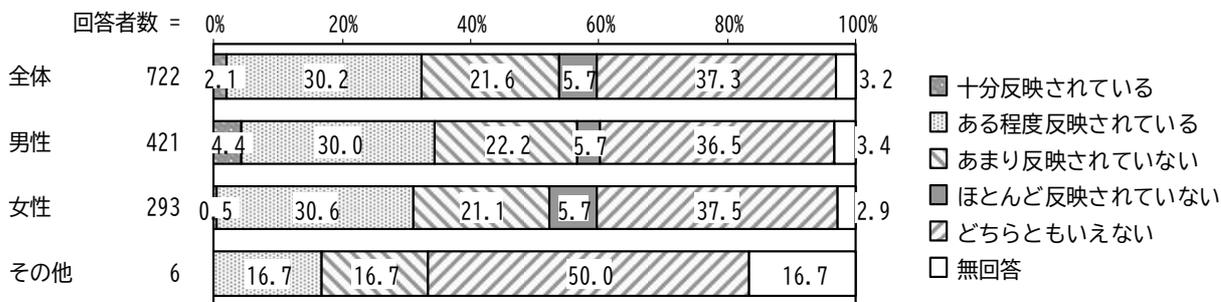
持続可能で多様性に富んだ活力ある地域社会を実現するためには、行政、企業、地域など、あらゆる分野の活動において、男女いずれか一方の性に偏ることなく方針決定の場に参画する機会を確保し、多角的な視点からの意見を反映することが重要です。

市民意識調査では、地方自治などの施策への女性の意見や考え方の反映度について、<反映されている>は32.3%にとどまっており、特に女性の参画が進むべき分野としては、「国会・県議会・市町村議会等の議員」「企業の管理職、労働組合の幹部」「国の省庁、県庁、市町村の役所等」が多くなっています。

ふじみ野市では、審議会等委員への女性の割合を高めることを目標として、委員会や審議会の委員選定の場に働きかけを行うなど、政策・方針決定過程への女性の参画を推進してきました。しかしながら、未だに審議会等委員の女性の割合は低い状況です。今後、組織の政策や方針を決定する場において、男性も女性も活動しやすい場を作ることができるよう、働きかけを行うとともに、新たに審議会等への女性委員の登用を促進する仕組みの構築を行う必要があります。

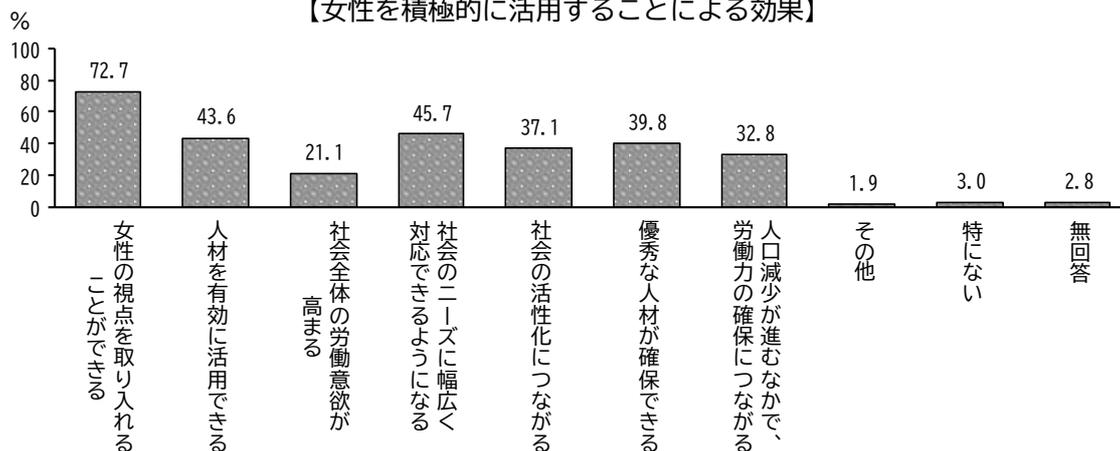
市民意識調査では、女性を積極的に活用することによる効果として、「女性の視点を取り入れることができる」の割合が7割以上となっており、女性を積極的に活用するためにも、庁内外においても、方針決定の場への女性の参画や働きやすい職場づくりを推進する必要がある、取組が進むよう、情報提供等を行う必要があります。

【地方自治体などにおける施策への女性の意見や考えの反映度】



資料：令和5年ふじみ野市男女共同参画に関する市民意識調査

【女性を積極的に活用することによる効果】



資料：令和5年ふじみ野市男女共同参画に関する市民意識調査

施策の方向① 市の政策・方針の立案・決定過程への男女共同参画

市の政策・方針決定過程への女性の参画を促進するため、庁内外への働きかけや人材情報の集約・活用促進により審議会等への女性委員の登用を促進する仕組みの構築を図ります。

【具体的施策】

| 施策番号 | 施策名 | 内容 | 担当課 |
|----------|---------------------------|--|---------|
| 33 | まちづくり人材登録制度の活用 | 審議会の委員や施策推進の場に性別による偏りなく委員を登用できるよう、専門的知識を持つ人材の登録を進めるため、制度運用の見直しを行うとともに、庁内外に制度活用の周知・働きかけを行う。 | 経営戦略室 |
| 34 新規 | 女性の審議会等委員の登用に向けた仕組みの構築 | 政策の立案及び決定に重要な役割をはたす審議会等において、バランスよく多様な意見が反映されるよう、女性の登用を推進する仕組みについて調査・検討する。 | 市民総合相談室 |
| 35 | 審議会等女性委員の構成割合の向上 | 女性委員が一人もいない審議会等がゼロになるよう努めるとともに、女性委員の構成割合を40%以上60%以下、また、片側の性が30%を下回らない委員構成となるよう庁内外への働きかけを行う。 【成果指標】市の審議会等委員に占める女性委員の割合 【目標値】40%以上60%以下 【成果指標】女性委員が一人もいない審議会等の数 【目標値】0 【成果指標】男性、女性片側の性が30%を下回る審議会等の割合 【目標値】25% | 市民総合相談室 |
| 36 | 一般事業主行動計画の推進 | 市内の事業所に対し、女性活躍推進法に基づき、残業削減など働きやすい職場づくりや女性管理職の登用などに関する目標を定める一般事業主行動計画の策定や着実な推進を推奨していく。 | 市民総合相談室 |
| 37 | 女性職員の管理職への登用の推進 | 「特定事業主行動計画」の推進により、働きやすい職場づくりや女性活躍推進に向けた取組を着実に推進する。 【成果指標】市の管理職（副課長以上）に占める女性の割合 【目標値】25% | 人事課 |
| 38 | 女性職員の管理職登用に向けての研修・学習機会の確保 | 女性職員が積極的に管理職を目指す職場づくりに向け、職員に対するキャリアデザイン*や組織運営・部下育成など管理職に必要な知識・能力に関する研修・学習を実施する。 | 人事課 |

*キャリアデザイン

自分の仕事上の人生プランを自ら設計し決定することをいいます。

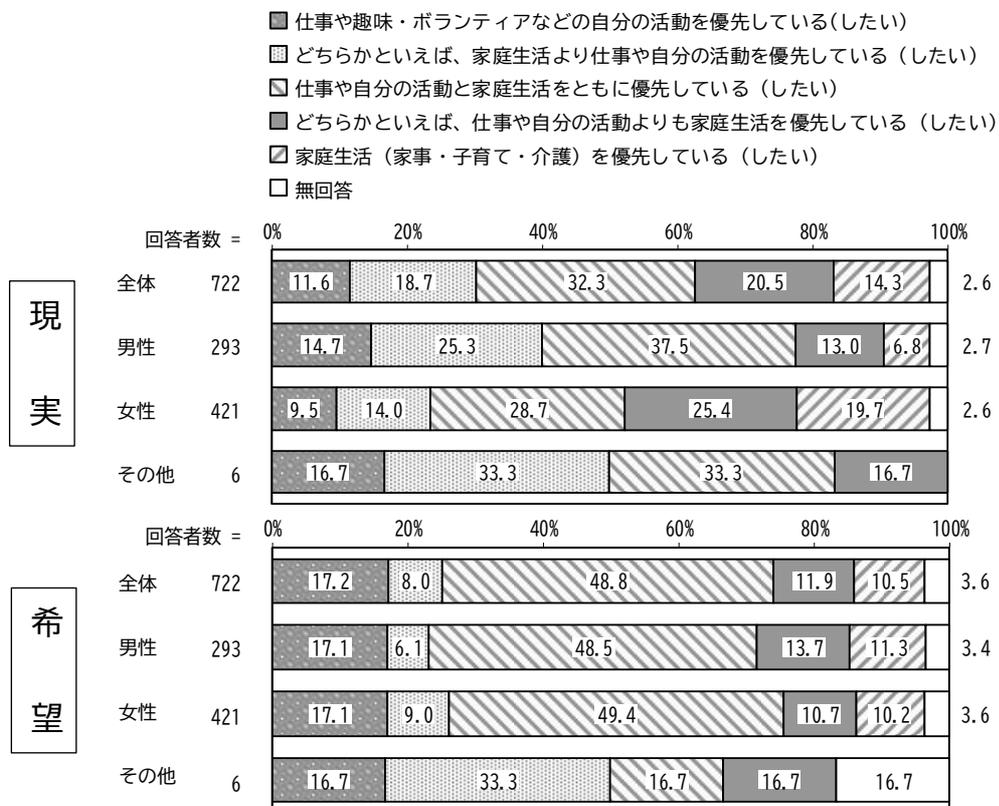
主要課題3 ワーク・ライフ・バランスの推進

誰もが個性と能力を十分に発揮し、社会において活躍するためには、仕事と、家事・育児・介護などの家庭生活や、自己啓発、地域でのボランティアなど様々な活動との調和が大切です。個人が望む生活のバランスが実現し、いきいきと働き、家庭や個人の時間も豊かに過ごすことができるような働きやすい職場づくりが求められています。

市民意識調査では、家庭生活（家事・子育て・介護）について、希望では「仕事や自分の活動と家庭生活を同時に重視」が男性、女性とも5割弱と多くなっていますが、現実には仕事中心の生活になっている人は男性に多く、家庭生活を優先している人は女性に多くなっています。また、働く意欲があっても家事・子育て・介護などの理由で働けずに家庭生活に専念している人や、家庭や社会に残る性別役割分担意識により、男性に仕事の負担が重くなったり、家庭での負担を女性が一人で担うワンオペ育児*などの状況にある人がいます。

ワーク・ライフ・バランスの実現は、組織の活性化に向けても重要な課題であるため、事業所に向け啓発や取組のきっかけとなる情報提供などにより、取組を推進する必要があります。

【家庭生活（家事・子育て・介護）での優先項目】



資料:令和5年ふじみ野市男女共同参画に関する市民意識調査

*ワンオペ育児

配偶者の単身赴任や長時間労働などで、何らかの理由のため、ひとりで仕事、家事、育児の全てをこなさなければならぬ状態を指します。

施策の方向① 仕事と家庭の両立支援の充実

仕事と子育てを含めた家庭の両立を図るため、保育サービスの充実や庁内、事業所での取組を促進します。

【具体的施策】

| 施策番号 | 施策名 | 内容 | 担当課 |
|---------|-------------------|--|---------|
| 39 | 保育環境の充実 | 保育を必要とする子育て家庭が安心して子育てができ、育てる喜びも感じられるように、多様化する保育需要に対応した保育環境の充実を図る。 【成果指標】 保育所の待機児童数 【目標値】 0人 | 保育課 |
| 40 | 放課後児童クラブの充実 | 指定管理者による放課後児童クラブの管理・運営を行い、保護者が安心して働けるように、児童の放課後保育の充実を図る。 【成果指標】 放課後児童クラブの待機児童数 【目標値】 0人 | 子育て支援課 |
| 41 | ワーク・ライフ・バランスの推進 | 一定の日をワーク・ライフ・バランスを推進する日と定め、庁内に定時に帰宅するよう働きかけ、家庭生活や自分の時間を充実させるよう促進する。 | 人事課 |
| 9 再掲 | 事業所等へ向けた情報提供 | 市内事業者に向けて、長時間労働を前提とした男性中心型の雇用慣行の見直しや働きやすい職場づくりや家庭と仕事の両立支援に関する埼玉県や市の取組についての情報提供を行う。 ▶男女共同参画情報誌「燦」やリーフレット等の配布 | 市民総合相談室 |
| 42 | 事業所における「働き方改革」の促進 | 長時間労働を前提とした男性中心型の雇用慣行の見直しをはじめ、働きやすい職場づくりや家庭と仕事の両立を支援する事業所の取組を取組事例の情報提供や啓発等により促進する。 | 市民総合相談室 |

基本目標3 あらゆる形態の暴力の根絶 【DV防止基本計画】



主要課題1 あらゆる形態の暴力の根絶

DVや性犯罪、ストーカー*などの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるとともに、恐怖と不安を与える犯罪であり、決して許される行為ではありません。特に暴力の被害者は、多くの場合女性であり、その背景には性別による固定的な性別役割分担意識や経済力の格差などの意識や社会構造の問題があると考えられています。

このような状況を改善するためには、国民一人ひとりが暴力は身近にある重大な人権侵害であることをよく理解し、「いかなる暴力も絶対に許さない」という社会の実現に向け、幼少期から男女平等とお互いの尊厳を重んじる対等な関係づくりに積極的に取り組んでいくことが重要です。



【女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク】

シンボルマークは、女性が腕をクロスさせた姿を描いており、女性の表情、握りしめたこぶし、クロスさせた腕により、女性に対する暴力を断固として拒絶する強い意志を表しています。

(内閣府制定)

市民意識調査では、配偶者等から暴力を受けた経験がある人（「何度もあった」と「1、2度あった」の合計）は、「物を投げつける」「ドアをけったり、壁に物を投げて、おどす」、「何を言っても、長時間無視し続ける」「人権を否定するような暴言を言う」「大声でどなる」などの暴力被害が1割を超えており、身体的・精神的な暴力被害があることがうかがえます。

また、同性カップル間の暴力や被害者が男性、外国人、障がい者などの場合もあること、暴力は誰もが被害者にも加害者にもならないよう暴力防止対策を推進する必要があります。

*ストーカー

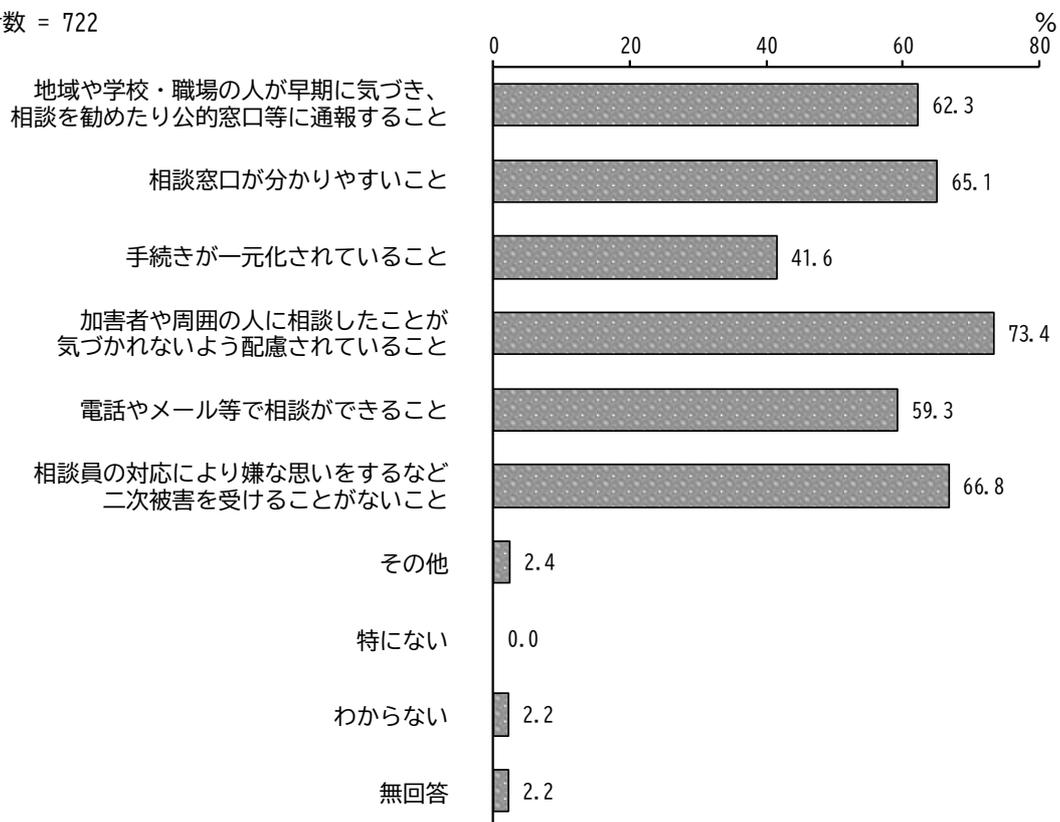
恋愛感情や好意の感情、又はそれが満たされなかったことへの恨みの感情を充足する目的で、つきまとい行為を繰り返すことをいいます。

さらに、被害者にとっての安全を第一とした相談環境はもとより、相談したこと自体についても秘密が守られること、また、その訴えが十分に受け入れられることが重要です。また、被害者の立場に立った配慮を行うことが望ましく、不適切な対応により、被害者にさらなる被害（二次被害*）が生じることのないように十分留意することが求められます。

配偶者暴力相談支援センターなど市で受け付けた配偶者等からの暴力に関する相談は、令和4年度に141件となっています。配偶者暴力相談支援センターは、被害者に対して支援に関する基本的な情報提供や一時保護等後の生活支援を適切に行うために、被害者の置かれている状況に応じて身近な相談窓口として自立に向けた継続的な支援を行っていく必要があります。

【DVの被害発見や相談しやすい環境をつくるために必要なこと】

回答者数 = 722



*二次被害

DV被害者を支援する側が、DV被害者の置かれている状況やDV自体に関して理解が不足しているために被害者に対して不適切な対応をとることにより、被害者がさらに被害を受けることをいいます。

施策の方向① 被害者支援体制の充実

配偶者等からの暴力は、重大な人権侵害であり、許されるものではないという認識がすべての市民に浸透するよう、DVを防止するための広報・啓発の取組を強化するとともに、被害者に対するきめ細かな支援を関係機関と連携して進めます。

【具体的施策】

| 施策番号 | 施策名 | 内容 | 担当課 |
|------|--------------------|--|----------------|
| 43 | 関係各課と連携したDV被害者の支援 | 庁内支援体制の連携強化を図り、DV被害者を必要な支援につなげる。また、DV被害者の支援のための事務取扱を定めた要綱等に基づき、住民記録等の保護を実施する。 【参考指標】住民基本台帳事務等における支援措置件数 【目標値】適切な運用 | 市民課 市民総合相談室 |
| 44 | DV被害者支援ネットワーク体制の充実 | DV庁内連絡会議を活用し関係機関と円滑に連携し、DV被害者を総合的・適切に支援する。 【参考指標】DV被害者支援のための庁内連絡会議の実施回数 【目標値】適切な運営 | 市民総合相談室 |
| 45 | NPO等の民間団体との協働 | DV被害者の緊急避難や支援強化のため、専門性の高いノウハウを持った民間団体と連携し、同行支援及びアウトリーチを実施する。また、NPOが運営する施設を利用し、被害者が落ち着いて今後の生活等を考える居場所を提供する。 | 市民総合相談室 |

施策の方向② 自立のための支援体制の充実

DV被害者が心身のケアを受け安全を確保された後、複合的な問題を抱えた被害者が自立した生活を送るためには、問題解決にかかわる関係機関がそれぞれの役割を認識し、情報共有を図りながら被害者に寄り添った支援の充実を図ります。

【具体的施策】

| 施策番号 | 施策名 | 内容 | 担当課 |
|-----------|-------------------|---|----------------------------|
| 46 | 緊急時の安全確保 | 被害が急迫しているDV被害者を、埼玉県施設や宿泊施設等を利用して、身の安全が図られるよう、被害者本人の意思や意向を確認しつつ、迅速に支援する。また、自立に向けた支援を行うため、困窮の状況に応じて必要な保護を行っていく。 | 市民総合相談室 生活福祉課 子育て支援課 |
| 97 再掲 | 生活困窮者自立支援制度の活用の推進 | 生活困窮者自立支援法に基づき、生活困難な状況にある人の抱える問題に、生活の安定、自立を目指して包括的・総合的に支援を行う。 | 地域福祉課 |
| 101 再掲 | ひとり親家庭等の自立に向けた支援 | ひとり親家庭等を総合的に支援するため、相談体制を充実する。 | 子育て支援課 |
| 47 新規 | 犯罪被害者支援の充実 | 犯罪被害者等支援の総合的な対応窓口として、関係機関等と連携し、相談及び支援を行う。 | 市民総合相談室 |

施策の方向③ 相談体制の充実

配偶者暴力相談支援センターなど、身近な場で相談できる場を充実するとともに、発生防止、被害の深刻化防止のために相談窓口の周知を行います。

【具体的施策】

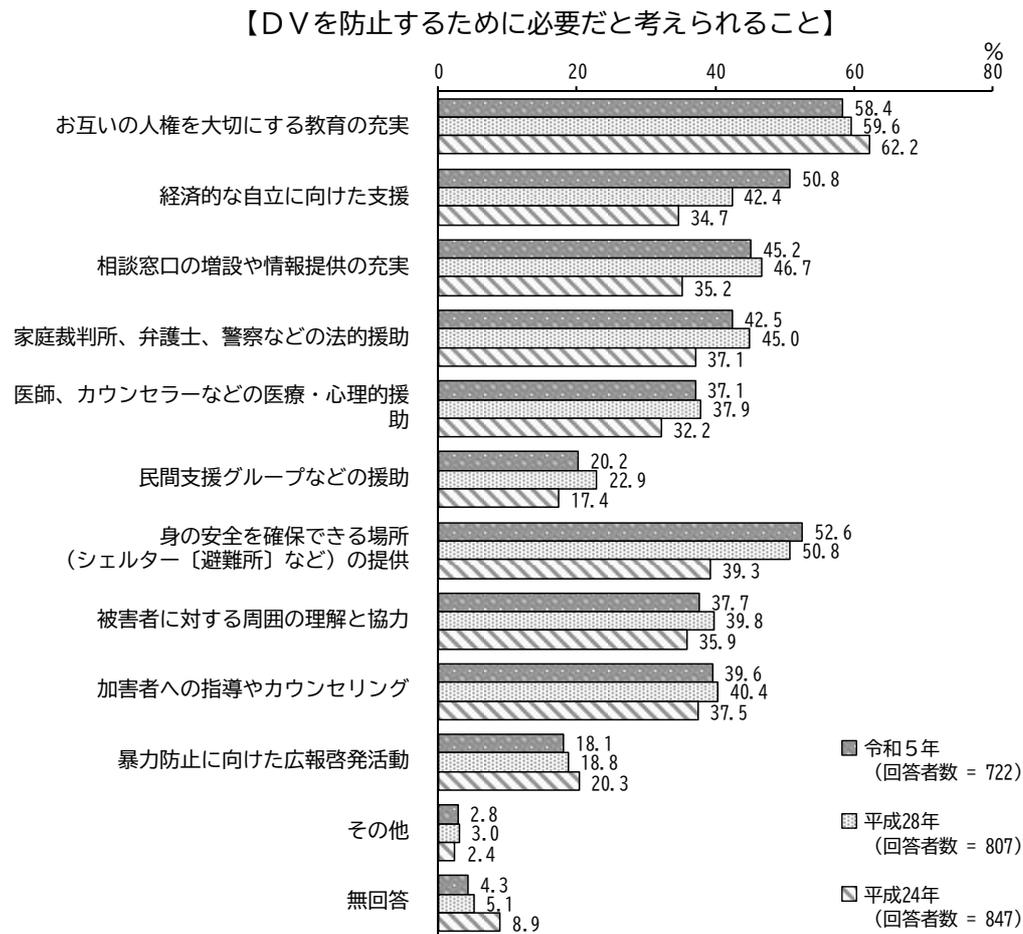
| 施策番号 | 施策名 | 内容 | 担当課 |
|------|--------------------------|--|---------|
| 48 | 配偶者暴力相談支援センターの周知・相談体制の充実 | <p>被害者や悩みを抱える人が相談できるよう、様々な機会・媒体を通して配偶者暴力相談支援センターの周知を行うとともに、迅速に必要な支援に繋いでいく。</p> <p>【成果指標】DVの被害経験が過去に「何度もあった」、「1、2度あった」と回答した人がどこかに相談をした割合</p> <p>【目標値】30%</p> <p>【参考指標】配偶者暴力相談支援センターの認知度（「内容を知っている」と回答した人の割合）</p> <p>【目標値】増加</p> | 市民総合相談室 |
| 49 | DV・女性総合相談の充実 | <p>相談機会の充実や専門知識の経験をつんだ相談員を配置することで、総合的なコーディネートを図り、相談体制の充実を図る。</p> <p>【参考指標】配偶者暴力相談支援センターの支援人数</p> <p>【目標値】適切な運用</p> | 市民総合相談室 |
| 50 | ストーカー、性暴力など多様化する相談対応の充実 | <p>相談の機会の充実や専門知識の豊富な相談員を配置することで、相談体制の充実を図る。</p> | 市民総合相談室 |

主要課題2 ドメスティック・バイオレンスの防止と根絶に向けた 予防啓発の推進

DV防止法第24条においては、国及び地方公共団体は配偶者等からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるために教育及び啓発に努めるものとされています。しかしながら、令和4年度に警察が受理した全国のDV相談件数は19年連続で過去最多となっています。

配偶者等からの暴力の防止は、男女の人権を尊重し、個人の尊厳を著しく侵害する暴力は許されないという意識を社会全体で共有していくことが必要です。

市民意識調査において、DVを防止するために必要だと考えられることについては、「お互いの人権を大切にする教育の充実」の割合が58.4%と最も高かったです。このようなことから、被害者は男性、子ども、外国人、障がい者、高齢者、性的マイノリティなど多様であることに留意し、防止に向けた教育・啓発に努めていくことが必要です。



資料：令和5年ふじみ野市男女共同参画に関する市民意識調査

施策の方向① 若年層に対する予防啓発と相談窓口の周知

DV及び性暴力防止を推進していくためには、学校・家庭・地域において人権意識を高める教育や男女平等の理念に基づく教育の機会が必要です。特に若年層に対し、配偶者や交際相手からの暴力の問題について考える機会を積極的に提供することは重要であることから、若年層に届きやすい媒体等を利用した啓発活動や相談窓口の周知を図っていきます。

【具体的施策】

| 施策番号 | 施策名 | 内容 | 担当課 |
|----------|--------------------------|---|---------|
| 51 新規 | 若年層に対するデートDV・性暴力防止に向けた啓発 | DV週間に実施する図書展示やパネル展をはじめあらゆる機会を通じて、デートDV及び性暴力防止の啓発を行う。 | 市民総合相談室 |
| 52 新規 | 若年層に向けた相談窓口の周知 | 性暴力被害を防止するための広報・啓発活動を通じて、若年層が相談に繋がりがやすい環境整備を図るとともに、相談窓口の周知に努める。 | 市民総合相談室 |

施策の方向② ハラスメントの防止に向けた理解促進と情報共有の充実

様々なハラスメント行為やストーカー行為等の防止に向け、啓発活動や情報提供の充実を図ります。

【具体的施策】

| 施策番号 | 施策名 | 内容 | 担当課 |
|---------|---------------------|--|------------------|
| 53 | ハラスメント行為の防止に向けた啓発 | 市民や事業所向けにハラスメント行為に対する正しい理解の普及と防止対策に向けた啓発をする。 | 市民総合相談室 |
| 1 再掲 | あらゆる機会を通じた啓発活動 | 市役所ギャラリーや図書館など多くの市民が集まる場や広く情報が行き渡る媒体を通じて啓発活動を行う。 | 市民総合相談室 社会教育課 |
| 54 | 市職員を対象にした相談窓口の周知・対応 | ハラスメント行為の防止・排除に向けて相談窓口の強化を図る。 また、庁内に配置しているハラスメント相談員を活用することで、防止対策を強化するとともに、組織内の意識啓発を推進する。 | 人事課 |
| 55 | ハラスメント等職員研修会の実施 | 全職員を対象に、「特定事業主行動計画」に基づきハラスメント防止研修を実施する。 【管理指標】ハラスメント防止研修受講人数 【目標値】延べ420人 ※令和6年度～令和12年度 | 人事課 |

基本目標4 困難な問題を抱える女性への支援 【困難女性支援基本計画】



主要課題1 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援

令和4年5月、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が議員立法により成立となりました。これまでの婦人保護事業の要保護女子に対する更生保護が現場の実態と乖離していたことなどをはじめ、支援の在り方が抜本的に見直され、日本で初めての女性の福祉に視点をあてた根拠法となります。

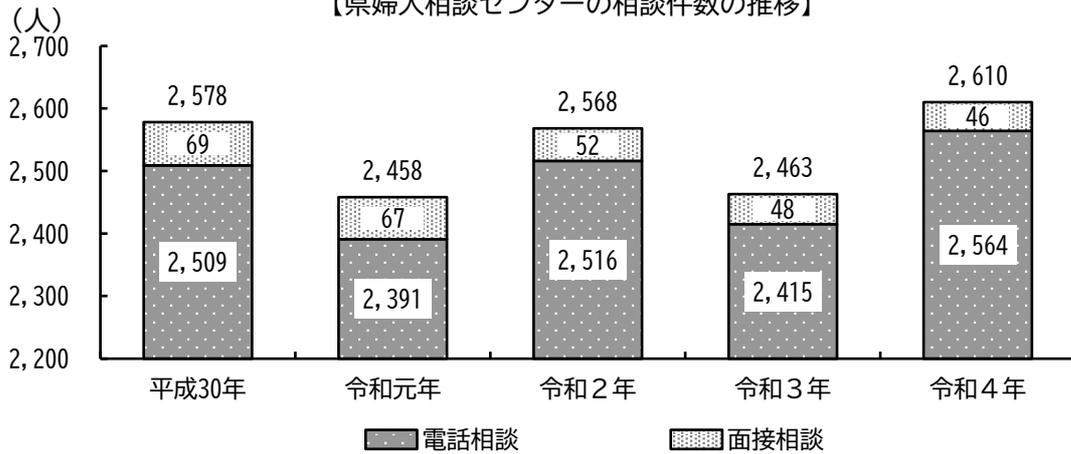
なぜ女性の支援が必要なのか、それはこれまで支援を必要とする女性の問題が見逃されてきたという点にあります。その背景として女性が男性とは異なることを理解していく必要があります。婦人相談所等で受けた相談内容を見ていくと全体の5割を暴力が占めており、女性の生活困難の背景には暴力をはじめとした様々な問題が隠れています。それは、女性が①暴力、性搾取、妊娠・出産などに関わる困難、②経済（労働）に関わる困難、③介護、育児などの過重負担、④家族に関わる困難など多様な生活困難に直面しやすい状況下に置かれているといえます。

働く女性の半分以上は非正規雇用労働者であることから、特に新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、女性の雇用者数が大幅に減少しました。つまり、就労の場を失い、困窮状態に陥った多くは女性でした。さらに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響での休校・休園やテレワークの増加などで、家庭内での女性の負担が増えていったのです。

国が実効性を担保するために示した基本方針においては、行政機関と民間が協働、つまり対等な立場で支援にあたること、また、現在の支援の地域間格差を解消し、全国どこにいても必要な支援を受ける体制を整備することが明記されています。さらに、本人の意思決定ができるように包括的な切れ目のない支援が求められるとともに、本法では、「目指す自立とは経済的な自立のみではない」とされています。

ふじみ野市では、この法律の趣旨を踏まえ、困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援体制を推進するため、関係機関相互の連携のための支援調整会議の実施や民間団体との協働、支援にあたる女性相談支援員の資質向上を図りながら、当事者に寄り添った取組を進めていきます。

【県婦人相談センターの相談件数の推移】



【県婦人相談センターの主訴別相談の受付状況】

| | | 人間関係 | | | | | | | | | | | 同居問題 | 帰住先なし | 経済的問題 | 医療的問題 | | 売春防止法5条違反 | 人身取引被害 | 合計 | | | |
|----|-------|-------|---------|------|-----|--------|------|-----|------|-----------|-----|------|------|-------|-------|----------|------|-----------|--------|------|-----|-------|---------|
| | | 夫等 | | | | 子ども | | | 親族 | | | 家庭不和 | | | | その他の者の暴力 | 男女問題 | | | | その他 | 精神的問題 | 病気・妊娠など |
| | | 夫等の暴力 | 薬物中毒・酒乱 | 離婚問題 | その他 | 子どもの暴力 | 養育困難 | その他 | 親の暴力 | その他の親族の暴力 | その他 | | | | | | | | | | | | |
| R4 | 件数(件) | 1,727 | 1 | 31 | 43 | 37 | 4 | 14 | 110 | 30 | 48 | 63 | 112 | 28 | 29 | 2 | 29 | 17 | 266 | 19 | 0 | 0 | 2,610 |
| | 割合(%) | 66.2 | 0 | 1.2 | 1.6 | 1.4 | 0.2 | 0.5 | 4.2 | 1.1 | 1.8 | 2.4 | 4.3 | 1.1 | 1.1 | 0.1 | 1.1 | 0.7 | 10.2 | 0.07 | 0 | 0 | 100 |
| R5 | 件数(件) | 1,532 | 7 | 52 | 92 | 30 | 0 | 11 | 99 | 23 | 11 | 51 | 115 | 16 | 8 | 2 | 22 | 26 | 342 | 24 | 0 | 0 | 2,463 |
| | 割合(%) | 62.2 | 0.3 | 2.1 | 3.7 | 1.2 | 0 | 0.4 | 4 | 0.9 | 0.4 | 2.1 | 4.7 | 0.3 | 0.3 | 0.1 | 0.9 | 1.1 | 13.9 | 1 | 0 | 0 | 100 |

資料：埼玉県婦人相談センター調べ

施策の方向① 困難な問題を抱える女性に寄り添った支援体制の整備

女性は、女性であることにより遭遇する様々な困難に直面することにより、複合的な問題を抱え、若年層にあっては支援に繋がりにくいという課題を踏まえて、適切な支援や相談を提供できるよう、支援対象者に寄り添った環境づくりを推進します。

【具体的施策】

| 施策番号 | 施策名 | 内容 | 担当課 |
|----------|-----------------------|--|---------|
| 56 新規 | アウトリーチなどによる支援対象者の把握 | アウトリーチをはじめ、電話相談、SNSを利用し、支援対象者が相談につながりやすい環境の整備に努める。 | 市民総合相談室 |
| 57 新規 | 困難な問題を抱える女性に寄り添った相談支援 | 支援対象者の経済的支援のみならず、必要な支援につながるよう、女性相談支援員による各種支援のコーディネート及び同行支援を行う。 | 市民総合相談室 |

施策の方向② 継続的な自立支援の実施

困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために、支援内容に係る協議及び情報共有を図るため、支援調整会議を実施します。

【具体的施策】

| 施策番号 | 施策名 | 内容 | 担当課 |
|----------|-----------|--|---------|
| 58 新規 | 支援調整会議の実施 | 支援対象者への適切かつ円滑な支援を実施するために、関係機関等を構成員とする支援調整会議を実施する。また、支援方針に基づき、関係機関相互に連携協力を行う。 【参考指標】 困難な問題を抱える女性支援のための支援調整会議の実施回数 【目標値】 適切な運営 | 市民総合相談室 |

施策の方向③ 地域資源を生かした生活再建の推進

支援対象者の状況や本人の意思を十分に理解し、安全かつ安心できる環境で心身の回復や日常生活を取り戻せるように支援していくことが重要です。また、相談窓口に繋がらない女性や支援を受けられることを知らない女性が相談のきっかけとなるように、民間団体所有施設の有効活用などを推進していきます。

【具体的施策】

| 施策番号 | 施策名 | 内容 | 担当課 |
|----------|---------------|--|---------|
| 45 再掲 | NPO等の民間団体との協働 | DV被害者の緊急避難や支援強化のため、専門性の高いノウハウを持った民間団体と連携し、同行支援及びアウトリーチを実施する。また、NPOが運営する施設を利用し、被害者が落ち着いて今後の生活等を考える居場所を提供する。 | 市民総合相談室 |

主要課題2 困難な問題を抱える女性への相談体制の充実

困難な問題を抱える女性への支援にあたっては、法においては「困難な問題を抱える女性の福祉の増進」などを目的としており、支援対象者本人を中心とした相談支援を進めることが重要です。そのため、相談支援は支援対象者と支援者が信頼関係を築きながら、本人に寄り添って、本人の課題などを本人とともに整理し、的確なアセスメントに基づき、最大限本人の意思を尊重しながら支援方針等を検討し、支援関係機関と調整しながら支援にあたる必要があります。

施策の方向① 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な相談体制

配偶者暴力相談支援センターの職員及び女性相談支援員は、支援対象者に必要な福祉サービス等に係るコーディネーター機能を果たし、庁内においては調整の司令塔としての役割を有しています。そのため、女性相談支援員の資質向上に努めるとともに、包括的かつ継続的な相談体制に向けた連携体制を整備します。

【具体的施策】

| 施策番号 | 施策名 | 内容 | 担当課 |
|----------|-------------------------|---|---------|
| 59 新規 | 困難な問題を抱える女性への相談支援の強化・充実 | 支援対象者が目指すものは、経済的な自立だけではない。そのため、個々の状況や意思に応じて、必要な福祉サービスを利用しながら、支援対象者が自己決定できるよう寄り添った支援を行う。 | 市民総合相談室 |
| 60 新規 | 女性相談支援員の資質向上 | 女性相談支援員は、支援対象者に寄り添いながら、関係機関と各種福祉サービスの調整及び連携を図っていくことから、能力向上に努めるとともに、女性相談支援員をサポートする体制の整備に努めていく。 | 市民総合相談室 |

基本目標5 社会参画の促進

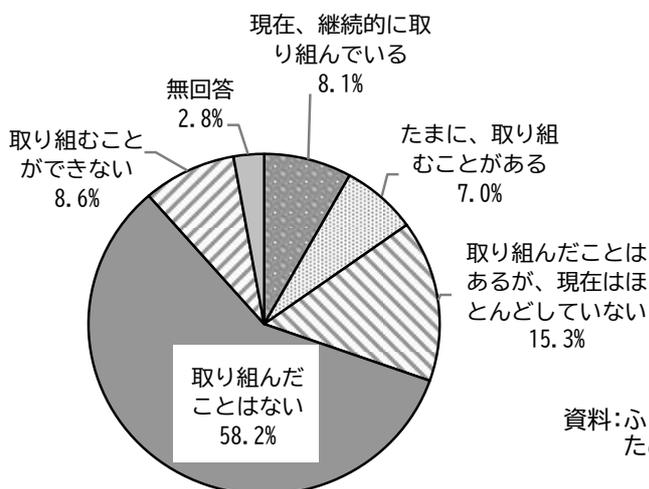


主要課題1 地域・社会活動への参画促進

地域における課題が多様化・複合化する中で、解決するためには、市民や地域団体、ボランティア団体、事業者、行政が相互に連携を図りながら取り組むことが必要です。市民活動の形態は個人や団体など、様々なものがあり、それぞれの活動を通して地域・社会に貢献しています。

地域福祉計画策定のためのアンケート調査（令和4年実施）では、地域活動やボランティア活動に「取り組んだことはない」が58.2%と最も多く、参加しやすいきっかけづくりや多様な人材を受け入れる雰囲気づくりなどを行い、男女がともに地域・社会活動に取り組む環境づくりが必要です。

【地域活動やボランティア活動への取組状況】



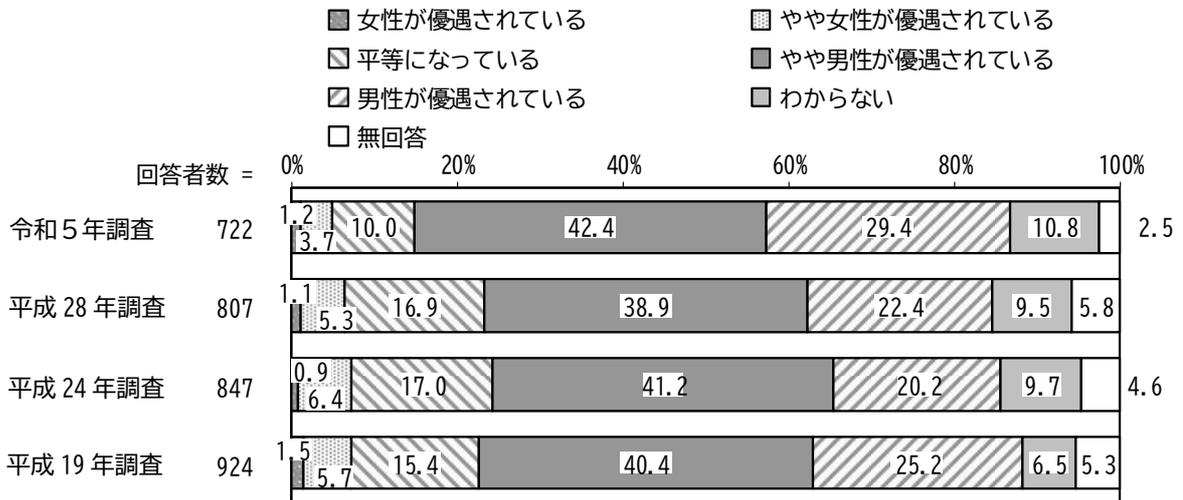
資料：ふじみ野市地域福祉計画策定のためのアンケート(令和4年)

【自治組織（町会・自治会・町内会）の活動（左：加入促進ポスター、右：活動の様子）】



また、市民意識調査では、社会通念や風潮（習慣やしきたり）における男女の地位について、＜男性が優遇されている＞（「男性が優遇されている」、「やや男性が優遇されている」の計）の割合が71.8%と高く、男女共同参画社会実現に向けて、意識の醸成と女性の積極的な参画を促進することが必要です。

【社会通念や風潮（習慣やしきたり）における男女の地位について】



資料：令和5年ふじみ野市男女共同参画に関する市民意識調査

施策の方向① 地域・社会活動への参画促進

地域活動に男女がともに参画し、代表者や主要な役員への女性の就任を促進するため、地域における男女共同参画の推進に取り組む人材を活用した啓発事業の実施等により、男女共同参画意識の醸成を図ります。

【具体的施策】

| 施策番号 | 施策名 | 内容 | 担当課 |
|---------|-------------------------------------|--|---------|
| 61 | 男女共同参画を推進している活動団体および男女共同参画推進リーダーの育成 | 市内で活動する団体に対して、国や県の取組などの情報を提供するとともに、男女共同参画を推進するリーダーの育成を図る。 | 市民総合相談室 |
| 2 再掲 | 男女共同参画社会実現をめざしたまちづくりの推進 | 男女共同参画に関する市民の認識と理解を深めるための啓発事業を市民団体等に委託し、市民の主体的な活動による男女共同参画社会の実現をめざす。 | 市民総合相談室 |
| 62 | 生きがい学習ボランティア団体、市民活動の充実 | ボランティア活動・市民活動へのきっかけづくりや、団体の活性化のために必要な助言をしたり、活動に必要な場所・情報等を提供したりすることで、男女が共に市民活動に取り組めるような支援を行う。 | 協働推進課 |
| 63 | 地域力向上のための支援 | 地域に密着した活動を進める組織である自治組織（町会・自治会・町内会）の加入促進に努めるとともに、誰もが活躍できる環境づくりへの支援を行う。 | 協働推進課 |

主要課題2 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

災害対応において、様々な意思決定過程に女性の参画が十分に確保されていない場合、女性と男性のニーズの違いなどが配慮されないといった課題があります。平成23年の東日本大震災、平成28年の熊本地震をはじめ、線状降水帯による豪雨災害など大規模災害の経験から、地域防災計画における女性の参画、女性の視点を活かした避難所運営など防災、災害復興の分野への男女共同参画の視点に立った防災対策が求められます。

ふじみ野市では、地域防災計画に基づき防災・災害発生時の対応について対策を行っています。ふじみ野市防災会議における女性委員の割合は、15.2%（令和4年4月1日現在）となっており、より一層の女性の参画が望まれます。また、地域の自治組織等の自主防災組織では、女性の視点に立って防災や災害時の避難所運営の仕組みづくりを進めており、市内全域にこのような取組を広げていく必要があります。

施策の方向① 防災組織等における女性参画の促進

地域の自主防災組織での女性の活躍を支援するとともに、男女共同参画の視点に立った市の防災対策を進めるため、防災会議への女性委員の参画を促進します。

【具体的施策】

| 施策番号 | 施策名 | 内容 | 担当課 |
|------|--------------------|---|---------|
| 64 | 自主防災組織等における女性参画の促進 | 自治組織（町会・自治会・町内会）を中心とする自主防災組織への市民の参画を促進するとともに、講演や講座を通して、女性が地域で活躍できる環境づくりを推進する。 【参考指標】自主防災組織等で活躍する女性の人数 【目標値】増加 | 危機管理防災課 |
| 65 | 防災会議への女性委員の参画促進 | 市の防災・災害対策の方針を決定する防災会議における女性委員の参画を促進する。 【成果指標】市の防災会議における女性委員の割合 【目標値】30% | 危機管理防災課 |

施策の方向② 多様なニーズに即した災害対策・復興支援

防災用品の備蓄や災害時の避難所運営等において、女性や要配慮者など多様なニーズに対応できる体制づくりを進めます。

【具体的施策】

| 施策番号 | 施策名 | 内容 | 担当課 |
|------|------------------------|--|---------|
| 66 | 多様なニーズに応える防災用品の整備 | 女性や要配慮者など多様なニーズに対応する防災用品の備蓄を行う。 | 危機管理防災課 |
| 67 | 多様なニーズに配慮した避難所マニュアルの更新 | 災害時の避難所運営の際に女性や要配慮者など多様なニーズに対応できるよう避難所運営マニュアルを適宜見直し・更新を行う。 | 危機管理防災課 |

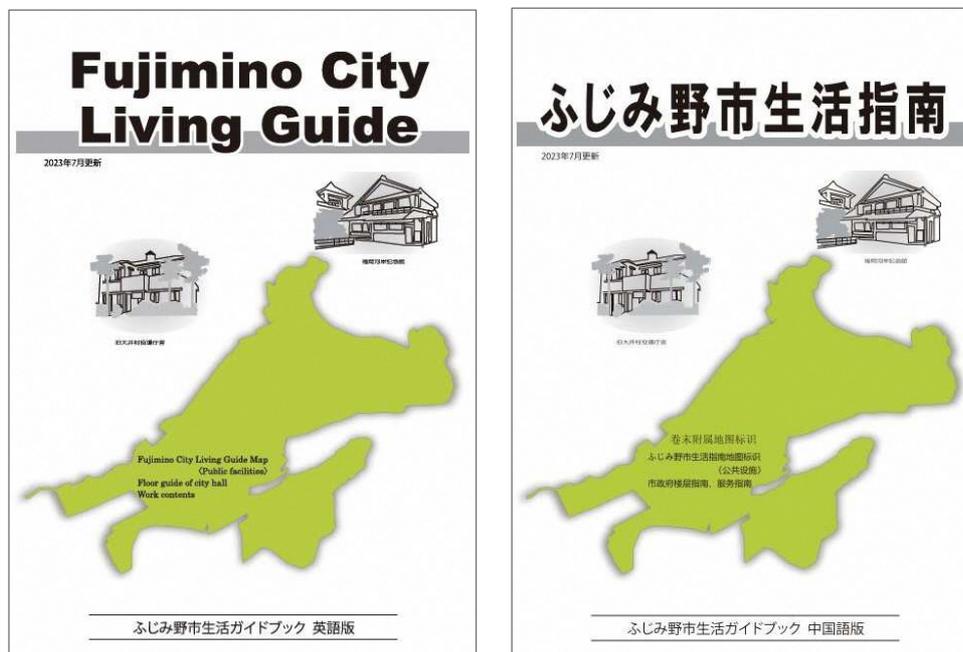
主要課題3 国際理解・協力における男女共同参画の促進

国の男女共同参画の取組は、国連を始めとする国際的な女性の地位向上に係る動向と連動して推進されてきており、市の施策においても国際的な議論や潮流を踏まえつつ推進する必要があります。

一方、身近な国際理解・協力の機会として、地域で共に暮らす外国籍市民への理解促進・交流があります。異なった文化や価値観を理解し合うとともに、国際感覚を育む学習や外国籍市民との交流することで文化や習慣の違いを理解し国際理解教育の推進を図ることが重要です。

また、平和は男女の平等に密接に関係しており、平和と安全の維持・促進のためには、政策・意思決定過程や紛争予防・解決の場への女性の参画が不可欠です。紛争の被害者や難民の多くを女性や子どもが占めていることから、男女共同参画の視点が平和の維持・構築に重要であると考えられます。ふじみ野市では、市民の平和意識高揚に向けた啓発活動を今後も継続的に行っていく必要があります。

【外国籍市民生活ガイドブックの表紙（左：英語版、右：中国語版）】



施策の方向① 国際理解・協力と交流の促進・外国籍市民への理解と支援

国際理解・協力と交流、地域に住む外国籍市民への理解と暮らしの支援を進めます。

【具体的施策】

| 施策番号 | 施策名 | 内容 | 担当課 |
|------|----------------------|--|---------|
| 68 | 外国籍市民の学習の場の充実と交流の促進 | 地域に住む外国籍市民の言葉による行き違い等のトラブルを緩和できるよう、日本語の初等学習支援と日本の行事や習慣を学ぶ機会を設けるとともに、地域との交流を図りともに豊かに暮らせる地域づくりを目指す。 ・にほんご教室 | 社会教育課 |
| 69 | 国際理解・協力の推進 | 国際交流活動やボランティア活動への参加のきっかけとなるような講座を実施する。 ・国際交流ボランティア講座 | 社会教育課 |
| 70 | 国際交流の推進 | 市民の国際交流活動を推進するため、国際化や多文化共生を活動分野とするNPO法人や埼玉県等と連携して交流の場の提供に努める。 | 協働推進課 |
| 71 | 外国籍市民の生活相談の実施 | 日本語を母語としない外国籍市民が暮らす中で抱える仕事や家庭、子育てや教育などの悩みを受ける相談事業を多言語で実施する。 【参考指標】外国籍市民の生活相談延べ件数 【目標値】適切な運営 | 協働推進課 |
| 72 | 多言語による生活情報の提供 | 近隣市町と連携し、外国語版ホームページの運営及び外国籍市民生活ガイドブックを作成し、日本語を母語としない外国籍市民の生活をサポートする。 | 協働推進課 |
| 73 | 多言語による防災・災害時の情報提供の推進 | 日本語を母語としない外国籍市民が防災の取組や災害時の情報を理解できるよう、多言語による情報提供のあり方を引き続きあらゆる機会を利用し、周知を行う。 | 危機管理防災課 |

施策の方向② 平和活動の推進

男女共同参画の推進に不可欠な平和な社会の実現に向け、平和活動を推進します。

【具体的施策】

| 施策番号 | 施策名 | 内容 | 担当課 |
|------|---------|------------------------|----------------|
| 74 | 平和意識の高揚 | 市民参加による平和事業や平和教育を実施する。 | 協働推進課 社会教育課 |

基本目標6 生涯にわたる健康支援



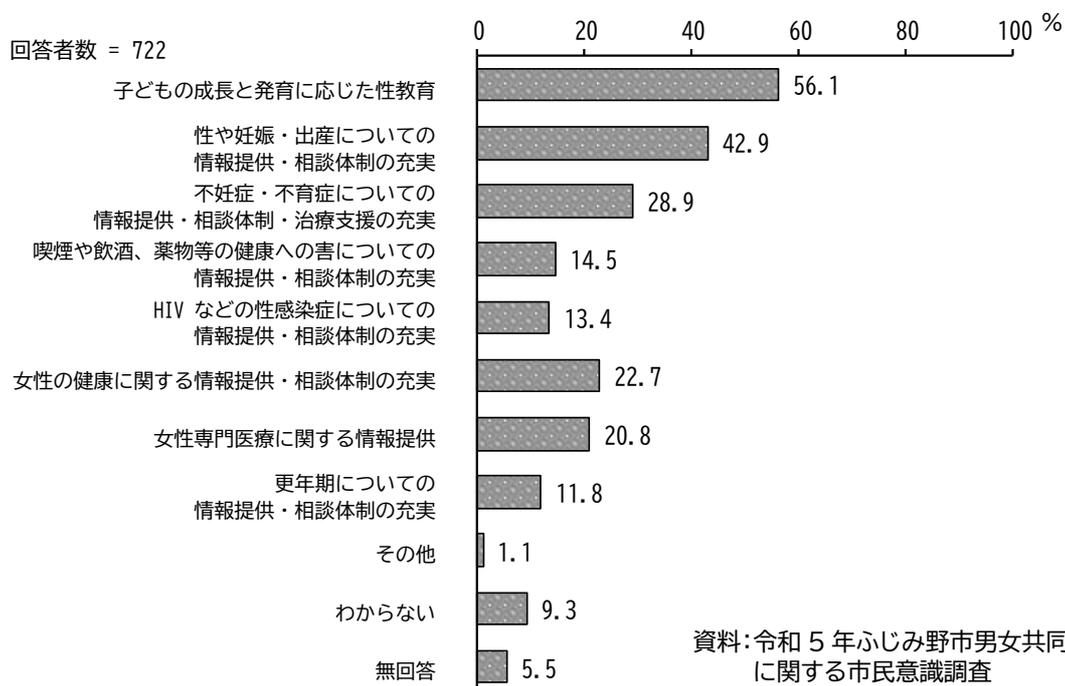
主要課題1 性と生殖に関する健康と権利についての意識啓発

誰もが性別等にかかわらず生涯を通じて心身ともに健康で豊かな暮らしを送るためには、性別による身体機能の違いや特性を十分に理解し、健康の保持・増進をすることが重要です。特に女性は、妊娠・出産などにより、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面します。女性の生涯を通じた健康支援には、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の視点が特に重要です。性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）とは、すべての個人とそのパートナーが自分たちの子ども数、出産間隔、出産する時期を自由にかつ責任をもって決定でき、そのための情報と手段を得ることが認められている権利です。しかしながら、この権利を主張することが困難な状況があり、また、主張することで立場が悪くなることもあるのが現状です。さらに、性別による男女の支配・従属関係などによって、男性主導の避妊や性行動を生み出し、結果として望まない妊娠や性感染症などによって女性の健康がおびやかされているという問題があります。

市民意識調査では、性と生殖に関する健康と権利の実現に必要なこととして、「子どもの成長と発育に応じた性教育」「性や妊娠・出産についての情報提供・相談体制の充実」が多く挙げられています。

このことから、性と生殖に関する健康づくりの支援の観点から、性感染症予防の知識に関する情報提供、性の尊厳に関することも含めて、義務教育の段階から教育を行うなど、幅広い世代に向けて適切な啓発活動を実施していきます。

【リプロダクティブ・ヘルス／ライツの実現に必要なこと】



施策の方向① 性と生殖に関する健康と権利についての意識啓発

生涯を通じて健康で充実した生活を送るために不可欠である性と生殖に関する健康と権利について、意識啓発や正しい知識の普及を進めます。

【具体的施策】

| 施策番号 | 施策名 | 内容 | 担当課 |
|------|------------------------|---|--------|
| 75 | 妊娠・出産に関する相談や意識啓発の推進 | 女性の健康と権利を守るため、妊娠・出産等の女性の健康に関する相談や学習機会の充実を図るとともに、あらゆる機会を利用して意識啓発や正しい知識の普及に努める。 | 保健センター |
| 76 | エイズ・性感染症に関する知識の普及啓発 | 保健所と連携して、エイズ等性感染症の予防や対処、正しい知識習得のための啓発・情報提供を行う。 | 保健センター |
| 77 | 児童生徒の発達段階に応じた適切な性教育の充実 | 性や人権に関する悩みを抱える児童・生徒に対して、必要に応じて相談や質問ができる相談窓口等を支援（コーディネート）するとともに、児童生徒の発達段階に応じた適切な性と生殖に関する教育を進めます。 | 学校教育課 |

【ふじみ野市パパママセミナーの周知チラシ】

令和5年度

ふじみ野市パパママセミナー

お母さんやご家族のかたが安心して赤ちゃんを迎えられるよう、パパママセミナーを実施しています。

沐浴実習のほか、保健師・助産師、管理栄養士、臨床心理士、歯科衛生士が、妊娠・出産・産後の心と体についてお話しします。

【新型コロナウイルス感染拡大予防について】

- 会場入り口に手指消毒薬を設置します。
- 各クラス定員を決め、実施します。
- 受付にて体温測定を実施します。
- 会場内の換気や消毒を行います。
- 体調不良の方は参加をご遠慮いただきます。

【セミナーの延期・中止について】

- 新型コロナウイルス感染状況等により、開催日が延期、もしくは中止になることがあります。

【開催日程】 ※10~12月は、保健センター会場（ファクトピア）で工事予定があり、日程が変更となる可能性があります。

| | | | | |
|-----|----------|----------|-----------|----------|
| 1日目 | 5月14日(日) | 8月27日(日) | 10月22日(日) | 1月21日(日) |
| | 7月9日(日) | 9月24日(日) | 12月10日(日) | 3月10日(日) |
| 2日目 | 6月11日(日) | 9月10日(日) | 11月12日(日) | 2月25日(日) |

※1日目、2日目両日参加される方を優先させていただきます。
 ※1日目、2日目でセミナー内容が異なりますのでご注意ください。
 ※午前クラスもしくは午後クラスでお申し込みください。午前と午後は同じ内容です。

【受付時間・内容】

| | 午前クラス | 午後クラス |
|----|--|-----------------------------------|
| 時間 | 9時10分~12時10分 (受付 9:10~9:20) | 13時30分~16時30分 (受付 13:30~13:40) |
| 担当 | 保健師・助産師、管理栄養士、臨床心理士、歯科衛生士等 | |
| 内容 | 【1日目】 ・沐浴、おむつ替え、抱っこ(実習) ・授乳について ・産後うつ 【2日目】 ・マイナス1才からのデンタルケア ・妊娠中から考える親子の食事 ・妊娠、分娩、産後について ・家族でのりきる産後の育児 ・子育て支援施設の紹介など | |

・対象：開催日に市内在住の妊娠16週を超えた妊婦とパートナー、祖父母（妊婦さんのみの参加も歓迎です）

・定員：【1日目】6組程度【2日目】12組程度 いずれも申込順 ※感染状況や使用する会場により、増減する場合があります。

・会場：ふじみ野市保健センター

・持ち物：母子健康手帳、母子健康手帳副読本、筆記用具、マスク（着用）
 ※妊婦とそのご家族が対象となるセミナーのため、マスクの着用にご協力をお願いいたします。
 ※飲み物の持ち込みは可。昼食不要。
 ※感染予防のための換気をします。外気温が低い時期は、防寒対策をしてください。

・申し込み：R5年4月11日(火)午前9時~開催日3日前（前々曜日）までに、保健センター窓口か電話で申し込み。

・お願い：年度内1回の参加となります。保育はありません。

<問合せ・申込み>
ふじみ野市保健センター 地域健康支援係
ふじみ野市権岡1-2-5(ファクトピア内)
TEL 049-293-9045

開催日時、定員、会場が変更になることがあります。お問い合わせください。

主要課題2 母性の保護と母子保健の充実

女性自身が自分の身体について理解し、正しい情報のもとで健康状態を維持しながら、自ら描いた将来のライフデザインをもとに、妊娠・出産等についての希望を実現することができるよう、支援をする必要があります。

ふじみ野市では、安心して妊娠・出産・子育てができるまちづくりに向け、妊娠期の相談や出産後の母子へのフォロー、乳幼児健診や子どもの発育・発達に関する相談体制を充実させるなど妊娠期から子育て期に渡る切れ目のない総合的な支援を行っています。また、不妊等に悩む人に向けた検査・治療等に対する助成も取り組んでいますが、今後も母子保健に対するきめ細やかな取組をより一層推進する必要があります。

さらに、薬物乱用や喫煙、過度の飲酒は健康を害する危険性が高く、小・中学校では、国の学習指導要領に基づく指導計画により、啓発・教育を行っています。薬物や喫煙・過度の飲酒の健康被害に関する情報提供をすべての世代に向け継続するとともに、生殖機能や胎児への悪影響についても啓発・教育を引き続き推進していく必要があります。

施策の方向① 母性の保護と母子保健事業の充実

安心して妊娠・出産・子育てができるよう、切れ目のない総合的な支援を推進します。

【具体的施策】

| 施策番号 | 施策名 | 内容 | 担当課 |
|----------|-----------------------|---|--------|
| 78 新規 | 母子保健事業の充実及び母性保護の理解の促進 | 妊娠期から子育て期に渡る切れ目のない総合的な支援を行う。 母子健康手帳交付時に保健師等が面談を行い、妊娠や育児に関する情報提供や相談を行うほか、妊婦とそのパートナー等を対象にセミナーを実施し啓発・情報提供を行う。 【成果指標】妊娠届出時における妊婦の状況把握率 【目標値】100% | 保健センター |

施策の方向② 健康を脅かす問題への対策

学校や講座等を通じて、健康を脅かす薬物・喫煙・アルコール等の害についての正しい知識の普及啓発を図ります。

【具体的施策】

| 施策番号 | 施策名 | 内容 | 担当課 |
|------|---------------------|---|--------|
| 79 | 薬物乱用防止教育の充実 | 児童生徒が薬物乱用と健康との関係について正しく理解し、生涯を通じて薬物を乱用しないよう啓発・教育を行う。 | 学校教育課 |
| 80 | 薬物・喫煙・アルコールの害に関する啓発 | 妊産婦をはじめ、各乳幼児健康診査や講座等を通じて薬物・喫煙・過度の飲酒等が健康に及ぼす影響についての啓発・教育を行う。 | 保健センター |

主要課題3 生涯を通じたところとからだの健康保持・増進

男女が互いの身体的な違いを十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会づくりを進める上で重要なことです。

妊娠、出産、不妊、更年期障害など女性の健康をめぐる様々な問題があるほか、健康問題に関する意識づけや相談しやすい体制が必要です。一方で、生活習慣病や喫煙・飲酒が関係する疾病は男性に多くみられるなど、心身の健康には、生活面や社会的な関わりなども関係すると考えられています。

生涯にわたり心身ともに健康で豊かな生活を送るためには、何よりも普段の生活の中で自らの健康状態を確認し、主体的に健康の維持・管理を行うことが必要です。健康づくりや健診・検診に関する啓発や受診しやすい体制をつくる必要があります。

感染症流行後の新しい健康習慣は、流行前の生活とは異なり、より普段の生活で睡眠や休養に気を配り、心身の健康の保持・増進に留意する必要があることから、市民の健康づくりへの取組を推進するとともに、相談体制の充実が必要です。

施策の方向① 生涯を通じたところとからだの健康保持・増進

生涯を通じたところとからだの健康保持・増進に向け、自主的・自発的な健康づくりの促進や早期発見、早期治療のための健康診査・検診の受診勧奨を進めます。

【具体的施策】

| 施策番号 | 施策名 | 内容 | 担当課 |
|------|-----------------|---|------------------|
| 81 | 健康管理に関する啓発活動の推進 | 市民の自主的・自発的な健康づくりを促進するため、生活習慣病予防やところの健康などに関する各種セミナーや教室、健康相談を実施する。 | 保健センター |
| 82 | 生涯スポーツの推進 | 性別、年齢、国籍、障がいの有無等に関わらず、誰もがスポーツを身近に親しむことができる事業を推進する。 | 文化・スポーツ振興課 |
| 83 | 健康診査・検診の受診勧奨 | 早期発見、早期治療にむけての健康診査や各種がん検診等の受診率向上のため、周知・啓発を行うとともに、健診後の保健指導を行う。 【成果指標】国民健康保険加入者を対象とした特定健康診査受診率 【目標値】47.7% | 保険・年金課 保健センター |

施策の方向② こころとからだの相談の充実

こころとからだの健康保持・増進に向け、相談事業や生活への支援を行います。

【具体的施策】

| 施策番号 | 施策名 | 内容 | 担当課 |
|------|-------------|--|--------|
| 84 | 健康に関する相談 | 保健師・管理栄養士等により、特定健康診査等の検査の見方や生活習慣病等健康に関する相談事業を行い、健康寿命の延伸を図る。 また、歯科衛生士による歯と口腔の相談を行い生涯自分の歯で噛める支援をする。 | 保健センター |
| 85 | こころの健康相談 | こころの健康に関する悩みをもつ当事者や家族等の支援及び、適切な医療機関における早期治療につなげるため、精神科医、臨床心理士等によるこころの健康相談を対象者に合わせた方法で行う。 【管理指標】こころの健康相談延べ件数 【目標値】30件 | 保健センター |
| 86 | ひきこもりに関する相談 | 社会とのつながりが持てず、ひきこもり状態にある当事者や家族を対象に、心理・福祉・医療の専門職や関係機関等と連携し、社会的自立や就労に向けた支援を行う。 | 地域福祉課 |

【ふくし総合相談センターのパンフレット】

生活費や仕事、住まいなど、さまざまな生活の困りごとのご相談をお受けします。

支援員が寄り添いながら、関係機関、地域と連携して問題の解決を支援します。お気軽にご相談ください。

相談内容

- 借金などの返済が計画的にできない
- 病気や事故で生活が立ち行かず、困っている
- 離婚後、生活費や養育費のやりくりがきびしい
- 仕事をやめて家賃や光熱水費が払えない
- 仕事の探し方がわからない
- 働きたいけどブランクがある
- 生活費がぎりぎりなので、より収入の多い仕事に転職したい
- 子どもの学習を支援してほしい
- 家族がひきこもりで将来が心配

ほかにも複数の困難を抱えている方、どこに相談すればよいかわからない方など、ご遠慮なくお問い合わせください。

無料

ふくし総合相談センター

ふくし総合相談センター

開設 月～金曜日
午前8時30分～
午後5時15分
(祝日・年末年始除く)

実施主体 ふくし野市
運営委託者 社会福祉法人 ふくし野市社会福祉協議会

【相談の様子】

基本目標 7 生活福祉の向上



主要課題 1 次世代を育成するための環境づくり

女性は、男性に比べて女性であることを起因する社会的に様々な困難な問題に直面する場面が多く、複合的な問題により、心身ともに負担を抱えていることがうかがえます。

近年、核家族化が進む中で家族・親族内の世代間のつながりが薄れ、家庭から出ることができず話し相手がない、子育ての困難さに自分では気づかないなど子育ての状況が社会的に深刻になっています。子育てに関する情報に接していない、悩みの相談先がない、子育て家庭同士の交流がないなど孤立する家庭に対しては、虐待防止の観点からも特に支援が必要です。

さらに、新型コロナウイルス感染症拡大により、学級閉鎖など、家庭において子どもと一緒にいる時間が増え、さらに女性の負担が高まっています。

ふじみ野市においては、子育て支援体制の充実や子育て家庭への経済的支援など、妊娠から子育てにわたる総合的な支援を行い、子どもの発育状態や家庭の子育て環境や保護者の状態を確認して相談や子育て情報の提供を積極的に行っています。

また、子育てに関する相談、講座の開催や交流の場などを通じて、地域全体で子どもの健やかな成長を促進する取組を行うなど子育て支援拠点の充実に今後も努めていきます。

施策の方向① 子育て支援体制の充実

多様なニーズに応えるための教育・保育サービスの充実に努めるとともに、交流の場や講座、相談事業の充実により子育てしやすい環境整備を推進します。

【具体的施策】

| 施策番号 | 施策名 | 内容 | 担当課 |
|----------|--------------------|--|------------------|
| 87 | 子育て支援体制の充実 | 妊娠期から子育て期の家庭が、育児不安について気軽に相談ができるように親子の居場所を提供する。また、個々のニーズに対応するために子育て支援関係機関等の連携を図り、切れ目のない支援を行う。 | 子育て支援課 保健センター |
| 88 | 子育て支援拠点のネットワーク化の充実 | 子育てに関する関係機関が連携し、情報の共有を図り、子育て家庭に子育て情報を効率的に提供する。 ・出前子育てサロン ・子育て支援拠点連絡会議 ・子育てサロン事業 | 子育て支援課 |
| 89 新規 | 子育て支援拠点の充実 | 子育て親子の遊び場所・交流の場として、子育てに関する相談や援助、講座を実施し、子育て家庭が抱える悩みの解決につなげる。 | 子育て支援課 |
| 90 新規 | 子育て支援のための講座の開催 | 子育て中の親が子育ての悩みを軽減でき、情報交換や仲間づくりができるようにきっかけとなる事業を実施する。 | 社会教育課 |
| 91 | 児童生徒に対する相談支援 | 教育相談室で、児童生徒、保護者からの悩みごとの相談や解消に向けて相談活動を行う。各中学校のさわやか相談員及びスクールカウンセラーによる学区の小学校への訪問、相談活動を通して児童生徒の具体的な悩みや相談に対応し、学校と連携を図る。 【参考指標】教育相談室等（さわやか相談員、スクールカウンセラー含む）における相談延べ人数 【目標値】適切な運営 | 学校教育課 |
| 39 再掲 | 保育環境の充実 | 保育を必要とする子育て家庭が安心して子育てができ、育てる喜びも感じられるように、多様化する保育需要に対応した保育環境の充実を図る。 | 保育課 |
| 40 再掲 | 放課後児童クラブの充実 | 指定管理者による放課後児童クラブの管理・運営を行い、保護者が安心して働けるように、児童の放課後保育の充実を図る。 | 子育て支援課 |
| 92 | 児童の虐待防止ネットワークの強化 | 要保護児童対策地域協議会による情報交換や具体策の展開により、児童虐待の防止と早期発見、対応について取り組む。 | 子育て支援課 |
| 93 | 外国籍児童生徒の教育支援 | 日本語適応指導員を配置し、日本語の指導を通して学習支援・就学への支援を実施する。 | 学校教育課 |
| 94 | 子育て家庭に対するきめ細かな支援 | 相談事業を通じて子育て家庭のニーズを把握し、状況に応じた支援を行う。 | 子育て支援課 |

施策の方向② 子育て家庭への経済的支援

子育て家庭の経済的負担を軽減するため、子どもが医療機関等を受診した際の医療費を助成します。

【具体的施策】

| 施策番号 | 施策名 | 内容 | 担当課 |
|------|--------------------|---|--------|
| 95 | 子育て家庭への医療費負担の軽減の充実 | 入院・通院ともに18歳年度末までの子どもを対象にし、医療保険による自己負担分を全額公費で負担する。 | 子育て支援課 |

主要課題2 困難を抱える家庭への支援の充実

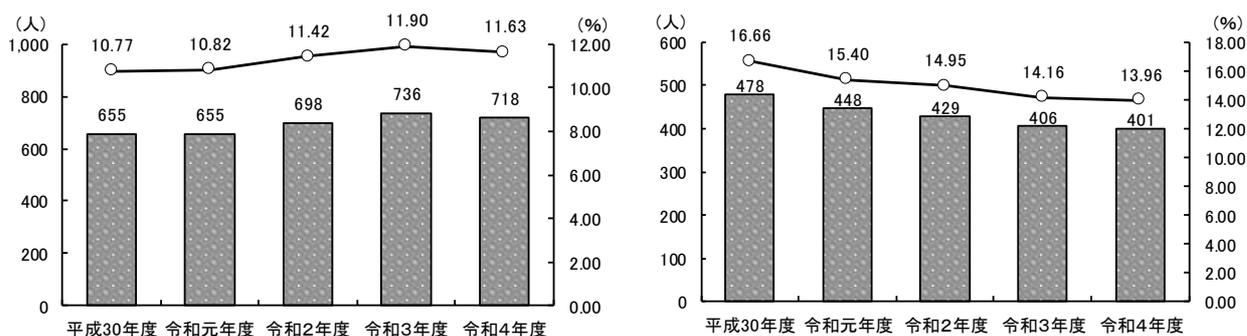
日本の17歳以下のこどもの相対的貧困率は11.5%（令和3年、厚生労働省調べ）であり、また、経済的理由により就学援助を受けている小学生・中学生は約130万人（令和3年、文部科学省調べ）となっており、経済的困難を抱えている家庭は少なくありません。

現在、子どもの貧困対策として、「教育の支援」「保護者の就労の支援」「生活の支援」「経済的な支援」を柱に、様々な対策を進めていますが、貧困状態に陥る家庭は、ひとり親家庭等に多く、子育ても仕事もすべて一人で抱え、低収入や不安定な形態での就労を余儀なくされるケースも多くなっています。

このような課題は、子どもの教育機会や社会的な格差につながり、子ども自身の未来にも悪影響が及ぶという世代間での貧困の連鎖を生むことが指摘されています。子どもたちが、環境に左右されず、等しくチャンスを与えられ、希望を持って将来を目指すことができるよう、経済的な困難を抱える家庭の子どもに対するきめ細かい支援が求められる一方で、保護者の安定した就労の確保や子育ての負担を軽減する措置を講じることも重要です。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により経済的要因や複合的な問題を抱え多様化する生活困窮者に対して、生活困窮者自立支援制度を適用するなど経済的困難を抱える家庭への経済的支援及び就労支援等の自立に向けた支援を個別の家庭・人の状態に合わせて継続的に支援していくことが必要です。

【就学援助受給率（左：小学校、右：中学校）】



※参考 国の令和3年度平均就学援助率 全体 14.28%、小学校 13.41%、中学校 16.08%
(文部科学省初等中等教育局修学支援・教材課)

施策の方向① 経済的困難を抱える家庭への支援の充実

困難を抱える世帯全体の支援を総合的に行います。

【具体的施策】

| 施策番号 | 施策名 | 内容 | 担当課 |
|------|-----------------------|---|-------|
| 96 | 子どもの貧困対策の推進 | 子ども子育て支援事業計画に基づき、経済的困難を抱える家庭の子どもに対して経済的支援や学習や生活の支援など総合的な支援を行う。 | 地域福祉課 |
| 97 | 生活困窮者自立支援制度の活用の推進 | 生活困窮者自立支援法に基づき、生活困難な状況にある人の抱える問題に、生活の安定、自立を目指して包括的・総合的に支援を行う。 【管理指標】生活困窮者個別支援プラン作成割合 【目標値】60% 【管理指標】生活困窮者相談窓口での就労支援件数 【目標値】150件 | 地域福祉課 |
| 98 | 就学に関する経済的支援の充実 | 経済的な理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品費、修学旅行費、医療費及び学校給食費等の教育に要する経費の一部を援助する。 | 学校教育課 |
| 99 | 高等学校又は大学等への進学に係る経済的支援 | 進学に必要な資金を日本政策金融公庫又は日本学生支援機構から借り入れた者に対し、その借入れに係る利子に対して補助を行う。 | 教育総務課 |

施策の方向② 安心・安全な生活環境の確立

複合的な問題を抱えている生活困窮者に対し、寄り添いながら自立に向けた包括的な支援を行います。

【具体的施策】

| 施策番号 | 施策名 | 内容 | 担当課 |
|------|--------------|--|-------|
| 100 | 生活困窮者相談窓口の充実 | 様々な問題を抱える人に対する寄り添い型の専門的な相談対応の充実と各種機関等との連携による包括的な支援を行う。 | 地域福祉課 |

主要課題3 ひとり親家庭等の福祉の充実

日本における子どもの貧困率は平成24年をピークに、それ以降は低下傾向であり、令和3年の子どもの貧困率は9人に1人です。しかし、令和4年12月の調査では、ひとり親世帯の中でも母子家庭に絞ると平均就労年収は236万円（父子家庭は496万円）であり、相対的に厳しい経済状況にあることがうかがえます。母子家庭の母等が、よりよい収入・雇用条件等で就労することにより、経済的な自立が図られるようにするため、就業支援は非常に重要です。

さらに、ひとり親家庭等では家庭内の問題や悩みを家族・親族内で共有する先がなく、解決が先送りされた結果、子どもの非行や虐待など問題を抱えてしまうことがあります。経済的な問題だけでなく、教育・子育てや離婚問題、DV被害などひとり親家庭等が抱える複合的な問題に応じる相談体制の充実も図っていくことが必要です。

施策の方向① ひとり親家庭等の生活の安定への支援

ひとり親家庭等の生活支援及び子どもの就学に向け、経済的支援である各制度の充実を図るとともに周知を促進していきます。

【具体的施策】

| 施策番号 | 施策名 | 内容 | 担当課 |
|------|---------------------|--|--------|
| 101 | ひとり親家庭等の自立に向けた支援 | ひとり親家庭等を総合的に支援するため、相談体制を充実する。 | 子育て支援課 |
| 102 | ひとり親家庭等への医療費負担軽減の充実 | ひとり親家庭等を対象に、医療保険による自己負担分を全額又は一部を公費負担で実施する。 | 子育て支援課 |
| 103 | ひとり親家庭等への経済的支援 | ひとり親家庭等の経済的自立を支援するための給付金や児童の高校入学時準備金等の資金支援を実施する。 | 子育て支援課 |

施策の方向② ひとり親家庭等の相談・緊急援助の充実

ひとり親家庭等が孤立しないように相談体制を充実させるとともに、不測の事態に備えた柔軟な支援を行います。

【具体的施策】

| 施策番号 | 施策名 | 内容 | 担当課 |
|------|---------------------|---|--------|
| 104 | ひとり親家庭等の緊急一時保護体制の充実 | 緊急に避難する親子等に対し、一時保護ができる母子生活支援施設等へ入所できるように関係機関と連携を図る。 | 子育て支援課 |

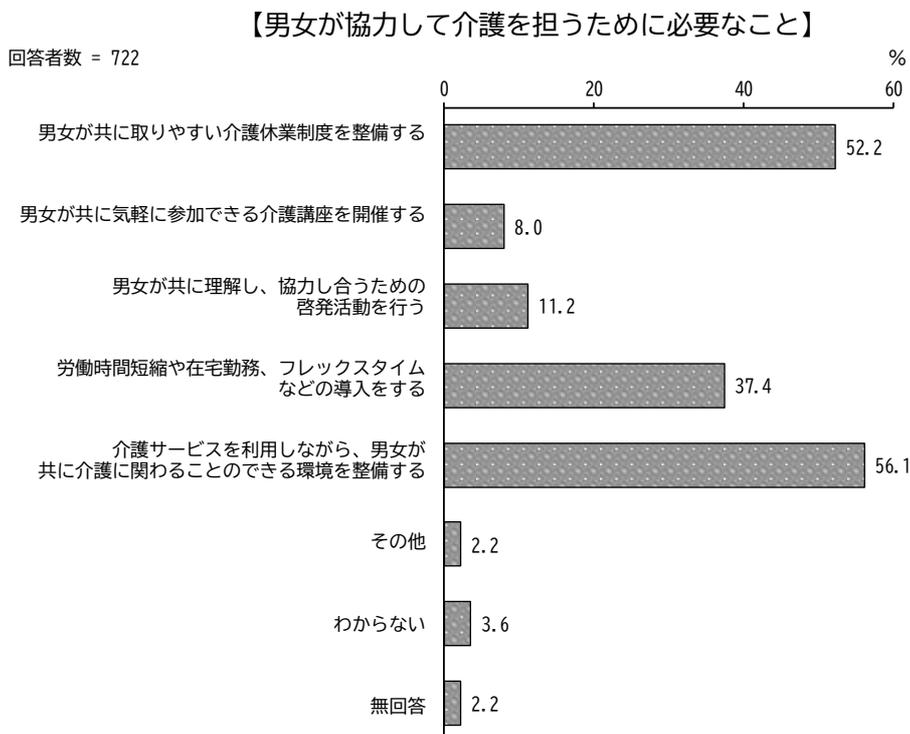
主要課題4 高齢者・障がい児（者）の福祉の充実

高齢化が進み、高齢者の介護の問題は、家庭だけでなく地域でも深刻な問題となっています。ふじみ野市においても、要介護高齢者の数は増加すると見込まれるとともに、要介護状態の重度化も進むため、家族の介護負担は極めて大きなものとなることが予測されます。

また、高齢化とあわせて障がいのある人の数も増加傾向にあり、障がいのある人の高齢化も進むため、高齢者や障がいのある人の介護はより多くの家庭で課題となっていくと考えられます。

市民意識調査では、男女が協力して介護を担うために必要なこととして、「介護サービスを利用しながら、男女が共に介護に関わることのできる環境を整備する」56.1%、「男女が共に取りやすい介護休業制度を整備する」52.2%、「労働時間短縮や在宅勤務、フレックスタイムの導入などを企業に働きかける」37.4%などが挙げられており、福祉サービスの充実だけでなく、働く場での制度や働き方の変革が求められています。

ふじみ野市では、高齢者や障がいのある人の地域での生活を支援し、家族介護者の負担を軽減するためのサービスの充実や地域での支援を進めており、今後、増加する多様なニーズに応えるためにも、関係機関と連携した支援を充実するとともに、仕事と介護との両立について事業所等への働きかけ等の取組が重要になります。



資料:令和5年ふじみ野市男女共同参画に関する市民意識調査

施策の方向① 地域での暮らしを支える生活支援の充実

高齢者や障がいのある人などの地域での暮らしを支えるため、地域包括ケアの構想に基づき、各種福祉サービスの充実を図ります。

【具体的施策】

| 施策番号 | 施策名 | 内容 | 担当課 |
|------|------------------|--|--------|
| 105 | 地域包括ケアシステムの深化・推進 | 住み慣れた地域、在宅での生活を支援するため、在宅医療と介護の連携の推進、地域のニーズにあった支援サービス、社会資源やマンパワー、地域で解決できる仕組みづくりや取組を充実し、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を図る。 | 高齢福祉課 |
| 106 | 高齢者・介護に関するニーズの把握 | 高齢者がいきいきと暮らせるよう生活や介護に関するニーズの把握に努める。 | 高齢福祉課 |
| 107 | 介護サービス相談員の活動の支援 | 地域福祉の推進のため、介護サービス相談員を介護サービス事業所に派遣し、利用者の声を傾聴するとともに、利用者の疑問及び不安等の解消に努め、介護サービスの質の向上を図る。また、介護サービス相談員の担い手を確保するため、養成研修の実施及び制度を周知する。 | 高齢福祉課 |
| 108 | 在宅高齢者サービスの提供 | 高齢者及びその介護をする同居家族の精神的、経済的負担を軽減するため、各種サービスを提供し、必要なサービスが必要な人に届くようケアマネジャー等と連携して周知を図る。 | 高齢福祉課 |
| 109 | 障害福祉サービス等の提供 | 障がいのある人の自立と社会参加の促進を図るため、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービスを提供するとともに、その家族に対する支援を行う。 | 障がい福祉課 |
| 110 | 地域生活支援事業の充実 | 障がいのある人が基本的人権を享受する個人としての尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な支援を行う。 | 障がい福祉課 |

【地域包括ケアシステムの姿】



施策の方向② 高齢者・障がい児（者）の社会参加・権利擁護の推進

高齢者や障がいのある人が安心して生活できるよう、社会参加・権利擁護などの取組を推進します。

【具体的施策】

| 施策番号 | 施策名 | 内容 | 担当課 |
|------|---------------------------|---|----------------------------|
| 111 | 権利擁護の推進 | 高齢者や障がいのある人などが安心して生活が送れるよう、権利擁護に関する啓発を行うとともに、関係機関等との連携や地域での見守り体制を強化する。 | 市民総合相談室 障がい福祉課 高齢福祉課 |
| 112 | 成年後見の利用促進 | 成年後見センターにおいて、高齢者及び障がい者、その家族に対して成年後見制度の利用や手続、権利擁護などに関する相談支援を実施するとともに、制度の周知啓発を図るなど、総合的に取組を推進する。また、市民後見人の選任に向けた養成研修や講座を実施する。 | 障がい福祉課 高齢福祉課 |
| 113 | 障がい者の就労支援 | 障がい者総合相談支援センター「りあん」において、就労意欲のある障がいのある人に対して、関係機関と連携し、就労に向け支援するとともに就労後の定着支援を行う。 | 障がい福祉課 |
| 114 | 障がいのある人の生活相談の充実 | 障がいのある人が地域で安心して生活し、適切なサービスを利用できるよう専門職を配置し相談に応じる。 | 障がい福祉課 |
| 115 | 特別支援学級等に在籍する児童生徒への就学費用の援助 | 特別支援学級等に在籍する児童生徒の保護者に対し、家庭の経済状況に応じて、学用品費、修学旅行費及び学校給食費等の教育に要する経費の一部を援助する。 | 学校教育課 |

主要課題5 地域福祉の充実

地域の福祉課題が多様化・複雑化していることから、それらの課題を包括的・総合的に受け止め、各機関の専門的な支援につなぐ必要があります。そのためには、福祉分野や医療、保健、雇用・就労、産業、教育、多文化共生などの積極的な対応を含め分野横断的な対応が必要となっており、多岐にわたる連携体制が必要です。

そのため、総合相談窓口にコミュニティソーシャルワーカーを配置し、アウトリーチ活動等により、課題を抱える家庭や子どもを必要な支援につなげる取組が進められています。また、生活や養育困難、障がい、外国籍等、複合的な課題を抱える家庭の支援にあたっては、関係機関の連携によるワンストップで切れ目のない支援を必要です。さらに、地域において活動を行う様々な人材や組織、市民の身近な相談役となる民生委員・児童委員の活動なくして地域福祉の推進は成り立ちません。

ふじみ野市においては、必要な情報の提供や研修の実施、各組織等の連携強化を図るために、男女共同参画の視点で地域の福祉を担う多様な組織・機関の活性化に向けて取り組みます。

施策の方向① 包括的支援体制の充実

地域の福祉課題を総合的に受け止め、関係機関との連携を図りながら、支援につなぐ包括的支援体制の充実を進めます。

【具体的施策】

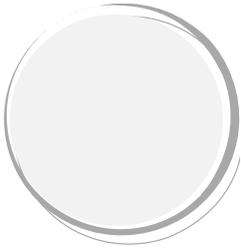
| 施策番号 | 施策名 | 内容 | 担当課 |
|------|---------------------|---|-------|
| 116 | 多機関の協働による包括的支援体制の構築 | 複合的な課題を抱え、社会的に孤立しやすい生活困窮者の支援を中心に、多様な相談機関が連携・協働して支援するため、コミュニティソーシャルワーカーによる包括的支援体制の構築を図る。 | 地域福祉課 |

施策の方向② 地域福祉組織の充実

地域において活動する民生委員・児童委員や組織等との連携強化を推進します。

【具体的施策】

| 施策番号 | 施策名 | 内容 | 担当課 |
|------|-----------------|--|-------|
| 117 | 民生委員・児童委員の活動の充実 | 地域における課題についての共通認識や情報の共有ができるよう必要な情報の提供や研修の実施、民生委員・児童委員の活動への支援を行う。 | 地域福祉課 |
| 118 | 関係機関との連携強化 | 社会福祉協議会や各種福祉活動団体、民生委員・児童委員など地域において活動を行う組織や団体の連携強化を推進する。 | 地域福祉課 |



資料編

1 関係法令

(1) 日本国憲法(抄)

昭和21年11月3日公布 昭和22年5月3日施行

(基本的人権の享有)

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

(個人の尊重と公共の福祉)

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

(法の下での平等)

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。〔2、3項略〕

(家庭生活における個人の尊厳と両性の平等)

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

(2) 男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日
法律第78号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、重要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たったの配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができ

る。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわら

ず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

(3) ふじみ野市男女共同参画推進条例

平成27年6月23日
条例第29号

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第9条—第13条）

第3章 ふじみ野市男女共同参画推進審議会（第14条—第16条）

第4章 ふじみ野市男女共同参画苦情処理委員（第17条）

第5章 雑則（第18条）

附則

日本国憲法には、個人の尊厳と法の下での平等がうたわれており、男女共同参画社会の形成は、我が国の社会を決定する最重要課題の一つとして位置付けられるものである。

これを踏まえ、ふじみ野市では、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画として、ふじみ野市男女共同参画基本計画を策定し、様々な取組を進めてきた。

しかしながら、今日においてもなお性別による固定的な役割分担意識に基づく社会慣行は根強く、雇用不安や虐待、ドメスティック・バイオレンス、多様な性のあり方等の様々な問題の根底をなし、顕在化を助長している。

このような状況を踏まえ、政策及び方針の決定過程への女性の参画や男女が共に家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動が両立しやすい環境の整備は、緊急な課題となっている。

また、ふじみ野市では、少子高齢・人口減少化社会が進展する中であって、子育て世代の支援や社会的弱者に配慮した防災等のまちづくりなど、社会情勢の変化に伴う地域の課題を解決する上で、男女共同参画のまちづくりを推し進めることは必要不可欠となっている。

そのため、ふじみ野市では、市、市民、事業者等が一体となって、男女が互いの人権を尊重し、共に責任を分かち合い、個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現に向け、「だれもが自分らしく活躍するまちふじみ野」を目指し、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、社会的及び文化的な利益を享受することができる、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 市民 市内に在住、在勤又は在学する者をいう。

(3) 事業者 市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

(4) 積極的是正措置 第1号に規定する機会の男女間の格差を是正するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動によって相手方に不利益を与え、又は相手方の生活環境を害することをいう。

(6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者その他親密な関係にある者又は当該関係にあった者から受ける身体的、精神的、性的、経済的又は社会的な暴力をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進する。

(1) 男女が個人としての尊厳を重んじられること。

(2) 男女が直接的であるか間接的であるかを問わず、性別による差別的な取扱いを受けないこと。

(3) 男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること。

(4) 男女が性別による固定的な役割分担意識に基づいた社会の制度又は慣行によってその活動が制限されることなく、自らの意思及び責任により多様な生き方が選択できること。

(5) 男女が社会の対等な構成員として、市の政策又は事業者における方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。

(6) 家族を構成する男女が、互いの協力及び社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活における活動及び就業、就学その他の社会生活における活動が円滑に行われること。

(7) 妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について、男女の相互の意思が尊重されること及び生涯にわたり男女が健康な生活を営むことについて配慮されること。

(8) 国際社会における取組と密接な関係があることの認識に立ち、国際的な協調の下に行われること。

（市の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的是正措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、かつ、計画的に実施するものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に当たり、必要な体制の整備及び財政上の措置を講ずるものとする。

3 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民、事業者、国及び他の地方公共団体との連携を図るものとする。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画に関する理解を深め、社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めるものとする。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。
(事業者の責務)
- 第6条 事業者は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に取り組むとともに、事業活動と家庭生活、地域生活等における活動とを両立できるよう環境の整備に努めるものとする。
- 2 事業者は、市及び市民との連携を図り、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。
(性別による権利侵害の禁止)
- 第7条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる場所において、性別による差別的な取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する人権侵害を行ってはならない。
(公衆に表示する情報に関する配慮)
- 第8条 何人も、公衆に情報を表示する際には、次に掲げる表現を用いないよう配慮しなければならない。
- (1) 性別による固定的な役割分担又は差別を連想させ、又は助長する表現
 - (2) 性別に起因する暴力を助長し、又は是認する表現
 - (3) 過度の性的な表現
- 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策
(市の施策)
- 第9条 市は、男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策を行うものとする。
- (1) 市民及び事業者に男女共同参画に関する理解を深めるために必要な普及啓発活動並びに男女共同参画を推進する活動の情報及び学習機会の提供その他の支援に関すること。
 - (2) 学校教育、社会教育その他幼少期から高齢期までのあらゆる分野の教育における男女共同参画を推進するために必要な措置に関すること。
 - (3) 事業活動と家庭生活、地域生活等における活動とを両立できるように、子育て、介護等の支援に関すること。
 - (4) セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスの防止並びにこれらの被害を受けた者に対する必要な支援に関すること。
 - (5) 家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動において、男女間に、参画する機会の格差が生じないように、男女共同参画の推進に資する人材の育成、登用及び活用における積極的是正措置に関すること。
 - (6) 男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する問題についての情報収集及び調査研究に関すること。
(基本計画の策定)
- 第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。
- 2 市長は、基本計画を策定し、又は変更するときは、ふじみ野市男女共同参画推進審議会(以下「審議会」という。)に諮問するものとする。
 - 3 市長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。(基本計画の年次報告)
- 第11条 市長は、毎年度、基本計画の実施状況を明らかにする報告書を作成し、公表するものとする。

- (施策の推進体制の整備)
- 第12条 市長は、男女共同参画に関する施策等について、総合的かつ計画的に取り組むための組織の構築及び充実に努めるものとする。
(相談窓口)
- 第13条 市長は、市民が性別による差別的な取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因によって、人権を侵害された場合の相談を受けるための窓口を置くものとする。
- 2 市長は、前項の相談を受けた場合においては、他の機関と連携を図り必要な支援を行うものとする。
- 第3章 ふじみ野市男女共同参画推進審議会
(審議会の設置及び所掌事務)
- 第14条 次の事項を調査及び審議するため、審議会を置く。
- (1) 基本計画に関する事項
 - (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画に関する重要事項
(審議会の組織)
- 第15条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。
- 2 委員は、男女共同参画の推進に関し、知識又は経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。
(委員の任期)
- 第16条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第4章 ふじみ野市男女共同参画苦情処理委員
(苦情の申出及び処理)
- 第17条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市民又は事業者からの申出を適切かつ迅速に処理するため、ふじみ野市男女共同参画苦情処理委員(以下「苦情処理委員」という。)を置く。
- 2 市民又は事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について苦情がある場合は、苦情処理委員に申し出ることができる。
 - 3 苦情処理委員は、前項に規定する申出があった場合は、必要に応じて、前項の施策を実施する市の執行機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該執行機関に是正その他の措置をとるように勧告等を行うことができる。
- 第5章 雑則
(委任)
- 第18条 この条例に定めるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項は、市長が別に定める。
- 附 則
(施行期日)
- 1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。
(ふじみ野市男女共同参画推進条例策定検討委員会条例の廃止)
 - 2 ふじみ野市男女共同参画推進条例策定検討委員会条例(平成26年ふじみ野市条例第2号)は、廃止する。

(4) ふじみ野市男女共同参画推進会議設置要綱

平成17年10月1日

訓令第72号

改正 平成17年12月21日訓令第99号
平生18年8月11日訓令第43号
平生19年3月16日訓令第8号
平成20年3月10日訓令第4号
平成21年3月26日訓令第16号
平成22年3月26日訓令第22号
平成24年3月29日訓令第27号
平成26年2月27日訓令第5号
平成27年3月19日訓令第13号
平成28年3月31日訓令第26号
平成29年3月31日訓令第22号
平成29年5月22日訓令第28号
令和4年3月25日訓令第9号

(設置)

第1条 本市における女性の地位向上と男女共同参画社会確立のための施策を総合的かつ効果的に推進するため、ふじみ野市男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 男女共同参画基本計画の策定に関すること。
- (2) 男女共同参画基本計画に基づく事業の推進に関すること。
- (3) 男女共同参画に係る施策の調査及び研究に関すること。
- (4) 男女共同参画に係る施策の連絡調整に関すること。
- (5) 前各号に定める事項のほか、男女共同参画の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は市民生活部長の職にある者をもって充て、副会長は会長が指名する者をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる職にある職員をもってこれに充てる。

(平19訓令8・平22訓令22・平24訓令27・一部改正)

(会長及び副会長の職務)

第4条 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議及び関係職員の出席等)

第5条 推進会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の職員の出席を求めることができる。

(作業グループの設置等)

第6条 推進会議は、第2条の所掌事項について具体的な事項を調査し、及び研究するため、必要に応じ作業グループを置くことができる。

2 作業グループは、リーダー、サブリーダー及びグループ員をもって組織する。

3 リーダー及びサブリーダーは、グループ員の互選によりこれを定める。

4 グループ員は、別表に掲げる職にある者が、その所属から推薦した職員（第3条第1項に規定する職員を除く。）のうちから会長が任命する。

5 リーダーは、作業グループを代表する。

6 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるときは、その職務を代理する。

7 作業グループの会議は、リーダーが招集し、会議の議長となる。

8 リーダーは、作業グループにおける調査等の経過及び結果を整理し、会長に報告するものとする。

(平21訓令16・一部改正)

(報告)

第7条 会長は、必要に応じて、推進会議における検討状況等を市長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、市民総合相談室において処理する。

(平19訓令8・平21訓令16・平22訓令22・平27訓令13・一部改正)

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成17年訓令第99号）

この訓令は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成18年訓令第43号）

この訓令は、平成18年8月11日から施行する。

附 則（平成19年訓令第8号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年訓令第4号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年訓令第16号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年訓令第22号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年訓令第27号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年訓令第5号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年訓令第13号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年訓令第26号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年訓令第22号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年訓令第28号）

この訓令は、平成29年5月22日から施行する。

附 則（令和4年訓令第9号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

（平26訓令5・全改、平27訓令13・平28訓令2
6・平29訓令22・平29訓令28・令4訓令9・
一部改正）

| |
|-------------|
| 経営戦略室長 |
| 財政課長 |
| 危機管理防災課長 |
| 人事課長 |
| 市民総合相談室長 |
| 協働推進課長 |
| 産業振興課長 |
| 地域福祉課長 |
| 生活福祉課長 |
| 障がい福祉課長 |
| 高齢福祉課長 |
| 子育て支援課長 |
| 保育課長 |
| 保健センター所長 |
| 教育委員会学校教育課長 |
| 教育委員会社会教育課長 |

(5) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成13年4月13日)

(法律第31号)

第151回通常国会

第2次森内閣

改正 平成16年6月2日法律第64号

同19年7月11日同第113号

同25年7月3日同第72号

同26年4月23日同第28号

令和元年6月26日法律第46号

令和5年5月19日法律第30号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条の四）

第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章 保護命令（第十条―第十二条）

第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条―第三十一条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

- 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。
- 第二章 配偶者暴力相談支援センター等
（配偶者暴力相談支援センター）
- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者（被害者とその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

- （女性相談支援員による相談等）
- 第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。
（女性自立支援施設における保護）
- 第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。
（協議会）
- 第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者（第五項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。
- 2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。
- 3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
（秘密保持義務）
- 第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
（協議会の定める事項）
- 第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。
- 第三章 被害者の保護
（配偶者からの暴力の発見者による通報等）
- 第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。
（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）
- 第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談

支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和二十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(接近禁止命令等)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫（以下この章において「身体に対する暴力等」という。）を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。）からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれがあるときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の

付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令（以下「接近禁止命令」という。）を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報（電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。）の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。）をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る

言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十号までに掲げる行為（同項第五号に掲げる行為にあつては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあつては、その法定代理人の同意）がある場合に限る、することができる。
- 6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。
 - 一 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。
 - 二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

（退去等命令）

第十条の二 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消され

た場合にあつては、当該配偶者であつた者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。）から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間（被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。）の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあつたときは、六月間）、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

（管轄裁判所）

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令（以下「退去等命令」という。）の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
 - 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地
- 3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
 - 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地（接近禁止命令等の申立て等）

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況（当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であつて、当該配偶者であつた者からの身体に対する暴力等を受けたときにあつては、当該配偶者であつた者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。）
- 二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時の事情
- 三 第十条第三項の規定による命令（以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。）の申立てをする場合にあつては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあつては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）
 - 二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時の事情
 - 三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 3 前二項の書面（以下「申立書」という。）に第一項第五号イから二まで又は前項第三号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。
- （迅速な裁判）
- 第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。
- （保護命令事件の審理の方法）
- 第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第十二条第一項第五号イから二まで又は同条第二項第三号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は

- 申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。
- （期日の呼出し）
- 第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。
- 2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。
- （公示送達の方法）
- 第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。
- （電子情報処理組織による申立て等）
- 第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。
- 2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。
- 3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。
- 4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。
- 5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。
- 6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項

の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっ

ては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。
- 3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。
- 4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かななければならない。
- 5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。
- 7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

(退去等命令の再度の申立て)

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二

条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五條第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。)を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|------------------------|--|---|
| 第百二十二条第一項本文 | 前条の規定による措置を開始した | 裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた |
| 第百二十二条第一項ただし書 | 前条の規定による措置を開始した | 当該掲示を始めた |
| 第百十三条 | 書類又は電磁的記録 | 書類 |
| | 記載又は記録 | 記載 |
| | 第百十一条の規定による措置を開始した | 裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた |
| 第百三十三条の三第一項 | 記載され、又は記録された書面又は電磁的記録 | 記載された書面 |
| | 当該書面又は電磁的記録 | 当該書面 |
| | 又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録 | その他これに類する書面 |
| 第百五十一条第二項及び第百三十一条の二第二項 | 方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法 | 方法 |
| 第百六十条第一項 | 最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。） | 調書 |
| 第百六十条第三項 | 前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容 | 調書の記載について |
| 第百六十条第四項 | 第二項の規定によりファイルに記録された電子調書 | 調書 |
| | 当該電子調書 | 当該調書 |
| 第百六十条の二第一項 | 前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容 | 調書の記載 |
| 第百六十条の二第二項 | その旨をファイルに記録して | 調書を作成して |
| 第二百五条第三項 | 事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項 | 事項 |

| | | |
|--------------|--|---------|
| 第二百十五條第四項 | 事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項 | 事項 |
| 第二百三十一條の三第二項 | 若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する | 又は送付する |
| 第二百六十一條第四項 | 電子調書 | 調書 |
| | 記録しなければ | 記載しなければ |

(最高裁判所規則)

第二十二條 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三條 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十七條 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定（同条を除く。）中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|--|----------------------|------------------------------------|
| 第二条 | 配偶者 | 第二十八条の二に規定する関係にある相手（以下「特定関係者」という。） |
| | 、被害者 | 、被害者（特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。） |
| 第六条第一項 | 配偶者又は配偶者であった者 | 特定関係者又は特定関係者であった者 |
| 第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十一条第二項第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項 | 配偶者 | 特定関係者 |
| 第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号 | 離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合 | 第二十八条の二に規定する関係を解消した場合 |

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。）に違反した者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項につい

て虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一六年六月二日法律第六四号）

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものとの同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一九年七月一日法律第一一三号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 （平成二五年七月三日法律第七二号） 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定
平成二六年十月一日

附 則 (令和元年六月二六日法律第四六号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年五月二五日法律第五二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和五年五月一九日法律第三〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 第二十一条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十八号。附則第三条において「民事訴訟法等改正法」という。)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

(保護命令事件に係る経過措置)

第二条 この法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「新法」という。)第十条及び第十条の二の規定は、この法律の施行の日(以下この条において「施行日」という。)以後にされる保護命令の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた保護命令の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

2 新法第十一条第二項及び第三項並びに第十二条第一項及び第二項の規定は、施行日以後にされる保護命令の申立てについて適用し、施行日前にされた保護命令の申立てについては、なお従前の例による。

3 新法第十八条第一項の規定は、施行日以後にされる同項に規定する再度の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた同項に規定する再度の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

(民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間の経過措置)

第三条 新法第十四条の二から第十四条の四までの規定は、民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間は、適用しない。

2 附則第一条第二号に規定する規定の施行の日から民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間における新法第二十一条の規定の適用については、同条中「第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百一条、第一編第七章、第一百三十三条の二第五項及び第六項、第一百三十三条の三第二項、第一百五十一条第三項、第一百六十条第二項、第一百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。)を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」とあるのは、「第八十七条の二の規定を除く。)を準用する」とする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)の施行の日(以下この条において「刑法施行日」という。)の前日までの間における新法第三十条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和五年六月一四日法律第五三号) 抄

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定 公布の日

二 第一条中民事執行法第二十二條第五號の改正規定、同法第二十五條の改正規定、同法第二十六條の改正規定、同法第二十九條の改正規定（「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。）、同法第九十一條第一項第三號の改正規定、同法第四百十一條第一項第三號の改正規定、同法第八十一條第一項の改正規定、同條第四項の改正規定、同法第八十三條の改正規定、同法第八十九條の改正規定及び同法第九十三條第一項の改正規定、第十二條、第三十三條、第三十四條、第三十六條及び第三十七條の規定、第四十二條中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九條第二項

の改正規定、第四十五條の規定（民法第九十八條第二項及び第五百十一條第四項の改正規定を除く。）、第四十七條中鉄道抵当法第四十一條の改正規定及び同法第四十三條第三項の改正規定、第四十八條及び第四章の規定、第八十八條中民事訴訟費用等に関する法律第二條の改正規定、第九十一條の規定、第八十五條中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二條第三項の改正規定、第九十八條の規定並びに第三百八十七條の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(6) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成27年9月4日)
(法律第64号)
第189回通常国会

目次

- 第一章 総則(第一条—第四条)
- 第二章 基本方針等(第五条・第六条)
- 第三章 事業主行動計画等
 - 第一節 事業主行動計画策定指針(第七条)
 - 第二節 一般事業主行動計画等(第八条—第十八条)
 - 第三節 特定事業主行動計画(第十九条)
 - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表(第二十条・第二十一条)
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第二十二條—第二十九條)
- 第五章 雑則(第三十条—第三十三条)
- 第六章 罰則(第三十四条—第三十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)の通り、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において

「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割

合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のもは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（基準に適合する認定一般事業主の認定）

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業

務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表 (一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二條 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五條 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七條 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二條第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施され

るようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があ

ると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成二九年三月三十一日法律第一四号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日
二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和元年六月五日法律第二四号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（令和四年三月三十一日法律第一二号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日

二 略

三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定（第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定（「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。）、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。）並びに第三条の規定（職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。）並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定（「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と）を削る部分を除く。）並びに附則第十五条から第二十二條まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定 令和四年十月一日

（政令への委任）

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄
（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

(7) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

令和4年法律第52号

目次

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 基本方針及び都道府県基本計画等（第七条・第八条）
- 第三章 女性相談支援センターによる支援等（第九条—第十五条）
- 第四章 雑則（第十六条—第二十二條）
- 第五章 罰則（第二十三条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

（関連施策の活用）

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

（緊密な連携）

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、

関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
 - 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当

該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等 (女性相談支援センター)

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

- 2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。

3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。

一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。

5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。

6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。

7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当

な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。

10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(女性相談支援員)

第十一条 都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項（第四号から第六号までを除く。）並びに第二十二條第一項及び第二項第一号において同じ。）は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員（以下「女性相談支援員」という。）を置くものとする。

2 市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二條第二項第二号において同じ。）は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと（以下「自立支援」という。）を目的とする施設（以下「女性自立支援施設」という。）を設置することができる。

2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認められる者に委託して行うことができる。

3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への

同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

- 2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第十四条 民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。

- 2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。
- 5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者
 - 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者
 - 三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者
- 6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雑則

(教育及び啓発)

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、自己がかけがえのない個人であることについての意識の涵かん養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合

にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。）を支弁しなければならない。

- 一 女性相談支援センターに要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護（同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用
- 四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用
- 五 都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用（前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。）の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同行代見号及び第五号に掲げるもの（女性相談支援センターを設置する指定都市にあつては、同行第三号に掲げるものに限る。）
 - 二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用
- 3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

（施行期日）

- 第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日
 - 二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の公布の日のいずれか遅い日
 - 三 略
 - 四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の公布の日のいずれか遅い日

（検討）

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（準備行為）

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

- 2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

（婦人補導院法の廃止）

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

（婦人補導院法の廃止に伴う経過措置）

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。

この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月一五日法律第六六号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第七条、第八条及び第十七条の規定 公布の日

（罰則に関する経過措置）

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号） 抄
（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五百九条の規定 公布の日

2 計画策定の経過

| 月日 | 会議名 | 主な検討内容 |
|----------------------------------|----------------------------------|--|
| 令和5年 5月22日 | 令和5年度 第1回男女共同参画推進会議 | <ul style="list-style-type: none"> ・第2次男女共同参画基本計画 実施報告・事業計画について ・審議会等の女性登用状況調査の結果等について ・第2次男女共同参画基本計画 計画の見直し方針及びスケジュールについて ・市民意識調査（アンケート）について ・職員意識調査（アンケート）について |
| 令和5年 6月29日 | 令和5年度 第1回男女共同参画推進審議会 | <ul style="list-style-type: none"> ・ふじみ野市第2次男女共同参画基本計画の見直しについて【諮問】 ・ふじみ野市第2次男女共同参画基本計画実施報告・事業計画について ・審議会等の女性登用状況調査の結果等について ・第2次男女共同参画基本計画 計画の見直し方針及びスケジュールについて ・市民意識調査（アンケート）について ・職員意識調査（アンケート）について |
| 令和5年 8月2日～ 8月18日 | 男女共同参画に関する市民意識調査の実施 | |
| 令和5年 10月30日 | 令和5年度 第2回男女共同参画推進会議 | <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に関する意識調査の報告について ・ふじみ野市第2次男女共同参画基本計画（見直し）の体系と施策について |
| 令和5年 11月22日 | 令和5年度 第2回男女共同参画推進審議会 | <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に関する意識調査の報告について ・ふじみ野市第2次男女共同参画基本計画（見直し）の体系と施策について ・パブリック・コメントの実施について |
| 令和5年 12月15日～ 令和6年 1月12日 | パブリック・コメント実施 | |
| 令和6年 1月22日 | 令和5年度 第3回男女共同参画推進会議 | <ul style="list-style-type: none"> ・パブリック・コメントの報告について ・ふじみ野市第2次男女共同参画基本計画（見直し）の原案について |
| 令和6年 2月13日 | 令和5年度 第3回男女共同参画推進審議会 | <ul style="list-style-type: none"> ・パブリック・コメントの報告について ・ふじみ野市第2次男女共同参画基本計画（見直し）の原案について ・答申（案）について |
| 令和6年 2月22日 | ふじみ野市第2次男女共同参画基本計画（改訂版）案について【答申】 | |
| 令和6年 3月15日 | 計画書決定 | |

3 審議会委員名簿

| 委員 | |
|-----------------------|--------------------|
| ◎ おおこうち れいこ 大河内 玲子 | ○ さいとう ひろし 斎藤 宏 |
| あん うんじゅ 安 銀柱 | くどう ようすけ 工藤 陽介 |
| いけだ みほ 池田 美帆 | くろす さちこ 黒須 さち子 |
| おやま みゆき 尾山 みゆき | しまむら かおる 島村 かほる |
| かさたに たかひさ 笠谷 隆久 | まるやま のぼる 丸山 昇 |
| かとう やすひろ 加藤 康弘 | よしざわ のりこ 吉澤 紀子 |

【敬称略】

【順不同】

◎:会長

○:副会長

4 諮問・答申

(1) 諮問

ふ相第551号
令和5年6月29日

ふじみ野市男女共同参画推進審議会
会長 大河内 玲 子 様

ふじみ野市長 高 畑 博

ふじみ野市第2次男女共同参画基本計画の見直しについて（諮問）
ふじみ野市男女共同参画推進条例（平成27年ふじみ野市条例第29号）第10条第2項の規定に基づき、次のように諮問します。

記

1 諮問事項

ふじみ野市第2次男女共同参画基本計画の見直しについて

2 諮問理由

平成30年度から令和12年度までを計画期間とした「ふじみ野市第2次男女共同参画基本計画」について、計画の前期期間（7年間）が終えるため、令和5年度に見直しを行います。

つきましては、現計画や男女共同参画社会を取り巻く環境の変化を踏まえ、計画の見直しに必要な御意見をいただきたく、貴審議会に諮問するものです。

(2) 答申

令和6年2月22日

ふじみ野市長 高 畑 博 様

ふじみ野市男女共同参画推進審議会
会長 大河内 玲 子

ふじみ野市第2次男女共同参画基本計画の見直しについて（答申）
令和5年6月29日付けふ相第551号で諮問のあった「ふじみ野市第2次男女共同参画基本計画の見直し」については、下記の意見を付して答申します。

記

1 答申事項

「ふじみ野市第2次男女共同参画基本計画（案）」について
（別紙「改訂版」のとおり）

2 計画推進にあたっての意見

- (1) 今回の見直しでは、「困難女性支援基本計画」を「女性活躍推進計画」及び「DV防止基本計画」と同様に男女共同参画基本計画に位置付けました。困難を抱える女性の支援を包括的かつ継続的に行うため、関係機関との連携、支援調整会議の実施及び民間団体との協働など、支援体制の構築をお願いします。
- (2) 令和5年市民意識調査の結果より、DVと思われる行為を受けた方の相談状況は前回の平成28年市民意識調査の結果から比べると微増しているものの、依然として低い結果でした。「相談しなかった」理由はDVの認識不足であることから、啓発の重要性が再認識されました。そこで、DV防止基本計画の主要課題の見直しを行い、予防と啓発を強化しました。引き続き加害者も被害者も生まない環境づくりを推進してください。
- (3) 審議会等の女性の登用状況について、現計画が策定された平成30年度から現在まで改善が見られない状況です。このように、政策の立案及び決定への女性の参画が不十分という状況は、男女があらゆる分野において利益を享受し、共に責任を担うべき男女共同参画が後退していると言わざるをえません。
そのため、委員選任までの過程において各委員会等の業務の特殊性を考慮しながら、男女共同参画担当が関われる仕組みを新規施策として位置づけ、政策の立案及び決定への過程において男女共同参画が実現するように全庁を上げて取り組んでください。
- (4) 市民意識調査では、女性を積極的に活用することによる効果として、「女性の視点を取り入れることができる」と答えた方が7割以上となっています。庁内において、女性職員の管理職への登用の推進を図ることは、多様な視点・意見が反映され、男性にとっても働きやすい職場環境につながるものと考えます。

ふじみ野市における女性管理職の占める割合の目標値は、男女が共に働きやすい職場の実現を目指すものです。そのため、積極的に女性職員の管理職への登用を推進してください。

5 市民意識調査実施概要

1 調査実施の目的

本調査は、市民の男女共同参画に関する実情や希望を把握し、その結果を令和5年度に見直しを行う計画に反映させることを目的に実施しました。

2 調査対象

ふじみ野市在住の満18歳以上を無作為抽出

3 調査期間

令和5年8月2日から令和5年8月18日

4 調査方法

郵送による配布、郵送・WEB回収

5 回収状況

| 配布数 | 有効回答数 | 有効回答率 |
|--------|------------------|-------|
| 2,000通 | 722通 (内WEB 230通) | 36.1% |

6 調査項目

- (1) 回答者属性
- (2) 男女共同参画全般について
- (3) 家庭生活・子育て・介護について
- (4) 就業について
- (5) 社会参加について
- (6) 健康・人権について
- (7) DV（配偶者等からの暴力）について
- (8) 新型コロナウイルス感染症の影響について
- (9) 男女共同参画行政について

ふじみ野市男女共同参画に関する市民意識調査
～調査ご協力をお願いします～

市民の皆様には、日頃より市政運営にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。
本市では、2018年度から2030年度を計画期間とする「ふじみ野市第2次男女共同参画基本計画」を策定し、基本理念である【だれもが自分らしく活躍するまち ふじみ野】の実現に向け、様々な施策を展開してきました。
計画の前期期間が終えるため、社会状況の変化や計画の進捗状況を踏まえ、令和5年度に見直しを行うこととなりました。計画を見直すにあたり、男女共同参画に関する実情や希望をお聞きしたいと考え、「ふじみ野市男女共同参画に関する市民意識調査」を実施します。
調査の実施にあたって、ふじみ野市在住の方の中から満18歳以上の男女2,000人を住民基本台帳から無作為に選ばせていただきました。
なお、記入内容につきましては無記名の上、アンケートの結果はすべて統計的に処理しますので、個々の回答内容や個人情報公表されることは一切ございません。ぜひ率直なお見解をお聞かせください。
お忙しいところ大変恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

令和5年8月
ふじみ野市長 高 畑 博

【回答期限】令和5年8月18日(金)

【回答方法】調査票(郵送)またはインターネット

| 調査票(郵送)による回答 | インターネット回答 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・調査票には、お名前・ご住所を記入しないでください。 ・宛名のご本人をご記入ください。ご本人のご記入が困難な場合は、ご家族の方などが、お考えをお聞きの上、代理でご記入してください。 ・多くの質問は選択式になっています。あてはまる選択肢に「○」印を付けてください。また、「その他」に「○」印を付けた方は、「○」に具体的な内容をご記入ください。 ・回答終了後は、同封の返信用封筒に入れ、切手を貼らずに回答期限までにポストに投函してください。 | <ul style="list-style-type: none"> ・スマートフォンから二次元バーコードを読み込む、またはURLを入力し、専用サイトからご回答ください。 【URL】 https://www15.webcas.net/form/pub/webcsurvey/fujimino 【二次元バーコード】  ・インターネットでご回答いただいた場合、調査票を送いただく必要はありません。 |

1

男女共同参画全般について

問1 あなたは、次のような項目で男女の地位が平等になっていると思いますか。
〔それぞれの項目について1つに○〕

| | 女性が優れている | 男性が優れている | 平等 | 女性が優れている | 男性が優れている | わからない |
|--------------------|----------|----------|----|----------|----------|-------|
| ①家庭生活では | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| ②職場では | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| ③学校教育では | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| ④地域活動の場では | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| ⑤社会活動(選挙やボランティア)では | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| ⑥政治の場では | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| ⑦法律や制度では | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| ⑧社会全体では | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |

問2 次に掲げる男女共同参画に関する社会の動きやことばについて、異なり聞いたことありますか。
〔それぞれの項目について1つに○〕

| | 知っている | 知らない | 聞いたことあるが内容は知らない |
|------------------------------------|-------|------|-----------------|
| ①ジェンダー（社会的性別） | 1 | 2 | 3 |
| ②ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和） | 1 | 2 | 3 |
| ③セクシュアル・ハラスメント | 1 | 2 | 3 |
| ④DV（ドメスティック・バイオレンス） | 1 | 2 | 3 |
| ⑤デートDV | 1 | 2 | 3 |
| ⑥ふじみ野市男女共同参画推進条例 | 1 | 2 | 3 |
| ⑦ふじみ野市男女共同参画基本計画 | 1 | 2 | 3 |
| ⑧ふじみ野市配偶者暴力相談支援センター | 1 | 2 | 3 |
| ⑨ふじみ野市パートナーシップ宣誓制度 | 1 | 2 | 3 |
| ⑩男女共同参画社会基本法 | 1 | 2 | 3 |
| ⑪配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法） | 1 | 2 | 3 |
| ⑫育児・介護休業法 | 1 | 2 | 3 |
| ⑬男女雇用機会均等法 | 1 | 2 | 3 |
| ⑭従軍の経験を抱える女性への支援に関する法律（従軍女性支援法） | 1 | 2 | 3 |

6 男女共同参画社会実現に向けた動き

| 年次 | 国連等 | 国 | 埼玉県 |
|------------------|--|--|---|
| 1975年 (昭和50年) | <ul style="list-style-type: none"> ・国際婦人年 ・国際婦人年世界会議(メキシコシティ) ・「女性の地位向上のための世界行動計画」採択 | <ul style="list-style-type: none"> ・総理府に「婦人問題企画推進本部」「婦人問題担当室」設置 ・「女子教職員等育児休業法」成立 | |
| 1976年 (昭和51年) | <ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の十年」始まる(～1985年) | <ul style="list-style-type: none"> ・民法一部改正(離婚後の氏名の選択自由化) | <ul style="list-style-type: none"> ・生活福祉部婦人児童課に婦人問題担当配置 |
| 1977年 (昭和52年) | | <ul style="list-style-type: none"> ・「国内行動計画」策定 ・国立婦人教育会館開設(埼玉県嵐山町) | <ul style="list-style-type: none"> ・企画財政部に婦人問題企画室設置 |
| 1978年 (昭和53年) | | | <ul style="list-style-type: none"> ・第1回埼玉県婦人問題協議会開催 |
| 1979年 (昭和54年) | <ul style="list-style-type: none"> ・第34回国連総会「女子に対するあらゆる差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」採択 | | <ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題企画室が県民部へ組織改正 |
| 1980年 (昭和55年) | <ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の十年」中間年第2回世界会議(コペンハーゲン)開催 ・「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択 | <ul style="list-style-type: none"> ・民法改正(配偶者の法定相続分1/3から1/2に) ・「女子差別撤廃条約」署名 | <ul style="list-style-type: none"> ・「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」策定 ・婦人問題企画室を婦人対策課へ組織改正 ・婦人関係行政推進会議設置 |
| 1981年 (昭和56年) | <ul style="list-style-type: none"> ・「ILO第156号条約(家族的責任を有する男女労働者の機会均等及び待遇の均等に関する条約)」採択 | <ul style="list-style-type: none"> ・「国内行動計画後期重点目標」策定 ・母子福祉法改正 | |
| 1984年 (昭和59年) | | <ul style="list-style-type: none"> ・「国籍法」及び「戸籍法」改正(子の国籍父系血統主義から父母両系主義へ) | <ul style="list-style-type: none"> ・「婦人の地位向上に関する埼玉県計画(修正版)」策定 |
| 1985年 (昭和60年) | <ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の十年」最終年第3回世界会議(ナイロビ)開催 ・「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択 | <ul style="list-style-type: none"> ・「女子差別撤廃条約」批准 ・「男女雇用機会均等法」成立 | |
| 1986年 (昭和61年) | | <ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題企画推進有識者会議設置 | <ul style="list-style-type: none"> ・「男女平等社会確立のための埼玉県計画」策定 |
| 1987年 (昭和62年) | | <ul style="list-style-type: none"> ・「西暦2000年に向けての新しい国内行動計画」策定 | <ul style="list-style-type: none"> ・婦人対策課を婦人行政課に名称変更 |
| 1988年 (昭和63年) | | <ul style="list-style-type: none"> ・「労働基準法」の改正(労働時間の短縮) | |
| 1989年 (平成元年) | <ul style="list-style-type: none"> ・国連総会で「児童の権利に関する条約」採択 | <ul style="list-style-type: none"> ・法令改正(婚姻、親族関係等についての男性優先既定の改正等) | |

| 年次 | 国連等 | 国 | 埼玉県 |
|------------------|--|--|---|
| 1990年 (平成2年) | ・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択 | | ・「男女平等社会確立のための埼玉県計画(修正版)」策定 ・(財)埼玉県県民活動総合センター開館(伊奈町) |
| 1991年 (平成3年) | | ・「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第一次改定)」策定 | ・婦人行政課を女性政策課に名称変更 |
| 1992年 (平成4年) | | ・「育児休業法」施行 ・初の婦人問題担当大臣設置 | |
| 1993年 (平成5年) | ・国連婦人の地位向上委員会「女性に対する暴力撤廃宣言」採択 ・国連世界人権会議(ウィーン)「ウィーン宣言及び行動計画」採択 | ・中学校での家庭科の男女必修完全実施 ・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(パートタイム労働法)」施行 | |
| 1994年 (平成6年) | ・国際家族年 ・「ILO第175号条約(パートタイム労働に関する条約)」採択 ・国際人口・開発会議(カイロ)開催(リプロダクティブ・ヘルス/ライツを含む新行動計画採択) | ・「児童の権利に関する条約」批准 ・高等学校での家庭科の男女必修実施 ・「男女共同参画室」「男女共同参画審議会」「男女共同参画推進本部」設置 | |
| 1995年 (平成7年) | ・第4回世界女性会議(北京)「北京宣言及び行動綱領」採択 | ・「育児休業法」の改正(介護休業制度の法制化) ・ILO156号条約批准 | ・「2001彩の国男女共同参画プログラム」策定 |
| 1996年 (平成8年) | ・第15回女子差別撤廃委員会(ニューヨーク)開催 ・第83回ILO総会で「家内労働に関する条約及び勧告」採択 | ・男女共同参画推進連絡会議(えがりてネットワーク)発足 ・「男女共同参画2000年プラン」策定 ・男女共同参画審議会が「男女共同参画ビジョン」答申 ・「優生保護法」改正(名称を「母体保護法」へ) | ・世界女性みらい会議開催「埼玉宣言」採択 |
| 1997年 (平成9年) | | ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「男女共同参画審議会」設置 ・「介護保険法」成立 ・「労働基準法」改正(女性の時間外、休日労働、深夜業規制の解消等) ・「育児・介護休業法」改正(労働者の深夜業制限の制度創設) | |
| 1999年 (平成11年) | ・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約選択議定書」採択 | ・「男女共同参画社会基本法」施行 ・「改正男女雇用機会均等法」施行 ・「改正労働基準法」施行 ・「育児・介護休業法」全面施行 | |

| 年次 | 国連等 | 国 | 埼玉県 |
|------------------|--|--|--|
| 2000年 (平成12年) | ・国連特別総会「女性2000年会議」(21世紀に向けての男女平等・開発・平和)(ニューヨーク)開催 (「政治宣言」「北京宣言及び行動要領実施のための更なる行動とイニシアティブに関する文書」採択) | ・「男女共同参画基本計画」策定 ・「男女共同参画週間」実施決定 ・「ストーカー行為等規制法」成立 ・男女共同参画審議会が「女性に対する暴力に関する基本の方策について」答申 | ・「埼玉県男女共同参画推進条例」施行 |
| 2001年 (平成13年) | | ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 ・内閣府に「男女共同参画会議」「男女共同参画局」設置 ・「女性に対する暴力をなくす運動」実施決定 | ・女性政策課を男女共同参画課に名称変更 ・男女共同参画課に「ドメスティック・バイオレンス担当グループ」設置 |
| 2002年 (平成14年) | | | ・「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」策定 ・「埼玉県男女共同参画推進センター(WithYouさいたま)」開設 |
| 2003年 (平成15年) | ・国連女子差別撤廃委員会による日本レポート審議、「最終コメント」 | ・男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援の推進について」 ・「次世代育成支援対策推進法」施行 ・「少子化社会対策基本法」成立 | |
| 2004年 (平成16年) | | ・男女共同参画推進本部決定「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本の方針」策定 ・「性同一性障害者特例法」施行 | |
| 2005年 (平成17年) | ・第49回国連婦人の地位委員会(国連「北京+10」閣僚級会合)(ニューヨーク)開催 | ・「育児・介護休業法」改正 ・「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 | |
| 2006年 (平成18年) | ・第1回東アジア男女共同参画担当大臣会合(東京)(「東京閣僚共同コミュニケ」採択) | ・「男女雇用機会均等法」改正 | ・「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定 |
| 2007年 (平成19年) | ・第2回東アジア男女共同参画担当大臣会合(ニューデリー)(「ニューデリー閣僚共同コミュニケ」採択) | ・「パートタイム労働法」改正 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 | ・「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」の見直し |

| 年次 | 国連等 | 国 | 埼玉県 |
|------------------|--|------------------------------------|--|
| 2008年 (平成20年) | ・第52回国連婦人の地位委員会(ニューヨーク)開催(「ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントのための資金調達」採択) | ・仕事と生活の調和元年 | ・女性キャリアセンター開設 |
| 2009年 (平成21年) | ・第3回東アジア男女共同参画担当大臣会合(ソウル)(「ソウル閣僚共同コミュニケ」採択) ・第53回国連婦人の地位委員会(ニューヨーク)開催(「HIV/エイズのケア提供を含む男女間の平等な責任分担」採択) ・国連女子差別撤廃委員会が日本政府の第6次レポートに対する最終見解 ・第1回女性に関するASEAN+3会合 | ・「育児・介護休業法」改正 | ・「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第2次)」策定 |
| 2010年 (平成22年) | ・第54回国連婦人の地位委員会「北京+15」(ニューヨーク)開催(「北京宣言及び行動要領」「女性2000年会議成果文書」「第4回世界女性会議10周年の婦人の地位委員会の宣言」の再確認の採択) | ・「第3次男女共同参画基本計画」策定 | |
| 2011年 (平成23年) | ・UN Women(ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国際機関)発足 ・国連女子差別撤廃委員会の最終見解に対する日本政府コメント、委員会のコメント | | |
| 2012年 (平成24年) | | | ・「埼玉県男女共同参画基本計画」の策定 ・「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第3次)」策定 ・産業労働部にウーマノミクス課設置 |
| 2013年 (平成25年) | | ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正 | |
| 2015年 (平成27年) | ・国連サミットで持続可能な開発のため(17のゴールの1つにジェンダー平等を掲げる) ・第59回国連婦人の地位委員会「北京+20」(ニューヨーク)開催 | ・「女性活躍推進法」施行 ・「第4次男女共同参画基本計画」策定 | |
| 2016年 (平成28年) | ・第60回国連婦人の地位委員会(ニューヨーク) ・国連女子差別撤廃委員会が日本政府の第7回及び第8回報告に対する最終見解 | | |

| 年次 | 国連等 | 国 | 埼玉県 |
|------------------|---|---|--|
| 2017年 (平成29年) | | | <ul style="list-style-type: none"> ・「埼玉県男女共同参画基本計画」策定 ・「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第4次)」策定 |
| 2018年 (平成30年) | | <ul style="list-style-type: none"> ・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の公布・施行 | |
| 2019年 (平成31年) | | <ul style="list-style-type: none"> ・「女性活躍推進法」の改正 ・「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」改正 ・「SDGs実施指針改定版」を策定 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正 | |
| 2020年 (令和2年) | <ul style="list-style-type: none"> ・第64回国連婦人の地位委員会「北京+25」開催 ・国際的な指針「COVID-19ガイダンス」を提言 | <ul style="list-style-type: none"> ・性暴力対策強化方針 ・「第5次男女共同参画基本計画」閣議決定 | |
| 2021年 (令和3年) | <ul style="list-style-type: none"> ・第65回国連婦人の地位委員会開催 | <ul style="list-style-type: none"> ・「育児休業、介護休業当育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」及び「雇用保険法」の改正 ・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の改正 | |
| 2022年 (令和4年) | | <ul style="list-style-type: none"> ・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」成立 ・「ストーカー行為等の規則等に関する法律」改正 ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正 | <ul style="list-style-type: none"> ・「埼玉県男女共同参画基本計画」策定 ・「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第5次)」策定 |
| 2023年 (令和5年) | | <ul style="list-style-type: none"> ・「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の公布・施行 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正 | |

7 用語解説

あ行

*生きがい学習

ふじみ野市における生涯学習の呼称で、市民一人ひとりが豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって自主的に行う学びをいいます。

*NPO

「Non Profit Organization (非営利組織)」の略称。非営利の市民団体組織のことで、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う営利を目的としない団体の総称です。

*M字カーブ

日本の15歳以上の女性の労働力人口比率を年齢階級別にグラフ化すると、30代が谷となり、20代後半と40代が山となるアルファベットのMのような形の曲線になります。これをM字カーブ（M字型曲線）といいます。結婚、出産を機に退職し、子育てが一段落すると再就職するというライフスタイルをとる女性が多いと、グラフはこの形となります。国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられません。

か行

*キャリアデザイン

自分の仕事上の人生プランを自ら設計し決定することをいいます。

*合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、一人の女性が一生に産む子供の数の平均を表します。

*固定的な性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として役割を固定的に分ける考え方のことをいいます。

*コミュニティソーシャルワーカー

地域単位、市町村単位で、公的サービスを提供する機関や社会資源をコーディネートすることにより、表面化していないニーズを発見したり、公的サービスと地域における支え合いの取組とを組み合わせ、最適な支援を提供する役割を担う人をいいます。

*困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(令和6年4月施行)に基づき、厚生労働大臣告示として制定。困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、基本理念、国及び地方公共団体の責務、基本方針及び都道府県基本計画等の策定、女性相談支援センターによる支援等の困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めています。

さ行

*在宅ワーク

自宅を就業場所として、企業に勤務する被雇用者が行うテレワークのことです。

*ジェンダー

生物学的な性別であるセックス (sex) とは区別して使われる社会的、文化的に形成された「男性像」「女性像」をいいます。

*女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るためには、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要であることから平成28年に施行された法律。国・地方公共団体、従業員301人以上の大企業に女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定が義務付けられ、地方公共団体（都道府県、市町村）は、国の女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（閣議決定）等を勘案して、女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定することが努力義務とされています。

*ジョブスポットふじみ野

市の福祉部門と連携して、職業紹介を行なうハローワークの出先機関。本市においては、市役所本庁舎2階に設置されています。

*** ストーカー**

恋愛感情や好意の感情、又はそれが満たされなかったことへの恨みの感情を充足する目的で、つきまとい行為を繰り返すことをいいます。

*** 性的マイノリティ**

性のあり方が多数派(生まれた時に割り当てられた性別に違和感がない異性愛者)と異なる人たちをいいます。LGBTQとは、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、クエスチョニングやクィアの5つの頭文字からとった言葉で、性的マイノリティの人を表す総称の一つとしても使われています。ただし、LGBTQ以外にも多様な性のあり方があります。

*** 性と生殖に関する健康と権利 (リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)**

平成6年(1994年)にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、個人、特に女性の健康の自己決定権を保障する考え方です。中心概念は、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足いく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、思春期や更年期における健康上の問題などについても議論されています。

*** セクシュアル・ハラスメント**

相手の意に反した性的な言動により、相手に不快感を与えることや、相手の生活環境を害する行為をいいます。また、そのような言動に不快感などを示した相手に対して、自分の地位や場を利用してさらに不利益を与える行為も含みます。

| |
|----|
| た行 |
|----|

*** ダイバーシティ**

「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会といいます。

*** 男女共同参画社会基本法**

平成11年6月に制定されました。男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義しています。

*** 地域協働学校**

ふじみ野市版コミュニティスクールの名称。地域に開かれた学校づくりと、学校を核としてひとづくりとまちづくりの好循環を生み出すため、学校・家庭・地域が連携・協働する仕組みです。

*** デートDV**

恋人同士など、親密な関係にある若者の間で起こる暴力のことをいいます。貸したお金を返さないなどの経済的暴力、無理やり性行為をしようとする、避妊に協力しないなどの性的暴力、携帯電話等を勝手に見るなどのデジタル暴力、大声でどなる、友人関係を制限するなどの精神的暴力などの行為が若年者においても起きており、将来、夫婦間の深刻なDVにつながる可能性があるといわれています。

*** テレワーク**

情報通信技術(ICT)を活用した時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方をいいます。Tel(離れて)とWork(仕事)を組み合わせた造語であり、本拠地のオフィスから離れた場所で、ICTを使って仕事をすることを意味します。

*** 特定事業主行動計画**

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)より、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主(国や地方公共団体、301人以上の民間企業等)に義務付けられました。その中で、国や地方公共団体の機関については特定事業主として、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合などの数値を用いて達成しようとする目標と取組みの内容、実施時期を示し、計画を実行することとされています。

*** ドメスティック・バイオレンス(DV)**

夫婦やパートナーなど(事実婚や元配偶者も含む。)の親密な間柄で行われる暴力をいいます。殴る、けるなどの身体的暴力や、暴言をはくなどの精神的暴力、性的強要などの性的暴力、自由に使えるお金を一切渡さないなどの経済的に苦痛を与える経済的暴力等の行為のことをいいます。

| | | |
|--|----|--|
| | な行 | |
|--|----|--|

***二次被害**

DV被害者を支援する側が、DV被害者の置かれている状況やDV自体に関して理解が不足しているために被害者に対して不適切な対応をとることにより、被害者がさらに被害を受けることをいいます。

| | | |
|--|----|--|
| | は行 | |
|--|----|--|

***配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）**

平成13（2001）年議員立法により制定。家庭内に潜在していた女性への暴力について、女性の人権擁護と男女平等の実現を図るため、夫やパートナーからの暴力の防止、及び被害者の保護救済を目的とした法律です。平成16（2004）年には、「配偶者からの暴力」の定義の拡大や都道府県に基本計画の策定の義務化、平成19（2007）年には、市町村基本計画の策定、配偶者暴力相談支援センター設置の努力義務化などの改正が行われました。

***パワー・ハラスメント（パワハラ）**

職権などのパワーを背景にして、本来の業務の範疇を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、就業者の働く関係を悪化させ、あるいは雇用不安を与えることをいいます。

***ひきこもり**

自宅にひきこもって、社会的参加をしない状態が6か月以上持続しており、精神障がいとその第一の原因と考えにくいものをいいます。

***ふるさとハローワーク**

ハローワークが設置されていない市町村で職業相談・職業紹介等を行っています。ふじみ野市においては、市役所本庁舎2階に設置されています。

***ポジティブ・アクション（積極的改善措置）**

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するために必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます（男女共同参画社会基本法第2条第2号より）。男女間において形式的な機会の平等が確保されていても、社会的・経済的な格差が現実存在する場合には、実質的な機会の平等を担保するためにポジティブ・アクションの導入が必要となります。

| | | |
|--|----|--|
| | ま行 | |
|--|----|--|

***民生委員・児童委員**

民生委員は、都道府県知事の推薦を受けて厚生労働大臣からの委嘱により、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う方です。また、児童委員は、地域子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごと等の相談・支援等を行う方です。なお、民生委員は児童委員を兼ねることとされています。

| | | |
|--|----|--|
| | や行 | |
|--|----|--|

***要配慮者**

高齢者、障がい者、乳幼児、外国人その他の特に配慮を要する者をいいます。

| | | |
|--|----|--|
| | わ行 | |
|--|----|--|

***ワーク・ライフ・バランス**

一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態をいいます。ワーク・ライフ・バランスの実現は、就労の場をはじめさまざまな場で性別にかかわらず個人の能力を発揮できる社会を実現する上で非常に重要な課題となっています。

***ワンオペ育児**

配偶者の単身赴任や長時間労働など何らかの理由のため、ひとりで仕事、家事、育児の全てをこなさなければならない状態を指します。

**ふじみ野市第2次男女共同参画基本計画
改訂版**

ふじみ野市役所 市民生活部 市民総合相談室
〒356-8501 埼玉県ふじみ野市福岡 1-1-1 TEL 049-261-2611 (代表)

ふじみ野市ホームページ
<https://www.city.fujimino.saitama.jp>



ふじみ野市



ふじみ野市PR大使
『ふじみん』

